## 尊攘論の時代

高
1±1
橋
倘
<b>-</b> -
秀
- •
_
直
<u> </u>

······································	2、 助吏への奉答
五六	2 三条勅使と幕府
交差五四	2、三つの路線の対抗と交差・
五〇	1、三つの路線の登場
五〇	1 勅使到着以前
	一、開鎖問題と幕府
五〇	Ⅰ 幕府と三条勅使─江戸─

2

1

Ш

小

小

括

1

#### はじめに

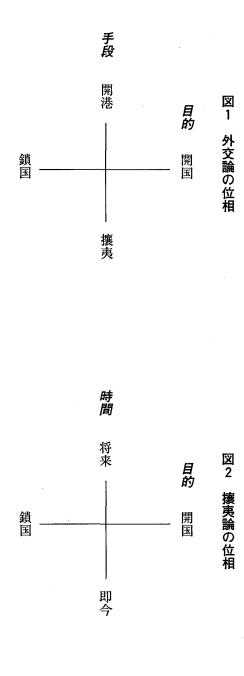
幕府が横浜鎖港交渉の実行を諸藩に宣言するまでの時期の中央政治過程を明らかにしようとするものである。 おいてこの時期は尊王攘夷派の全盛時代として知られており、事実その通りである。本稿を「尊攘論の時代」と名付ける所 本稿は、文久二年(一八六二)一〇月、三条実美が攘夷の勅命をもって江戸に下ってより翌文久三年(一八六三)八月、 幕末政治史に

ある。彼らと尊攘派との葛藤としてこの時期の中央政治過程は構成されることになる。 である。では諸勢力との葛藤とはいかなる勢力との葛藤だろうか。その中心となるのは、いわゆる公武合体派諸侯・幕府で くこの時期においても諸勢力間の激しい葛藤が存在しており、そうした中での優位を彼らがしめていたというのがその実態 もっとも尊攘派の全盛期といっても彼らの勢力がこの時期、 圧倒的であったというわけではない。幕末の他の時期と同じ

を示すことにする。 がとる主張は複雑であり、 う政体問題である。この両問題をめぐりどのような見解が対立し交差していくのかが検討されねばならない。もっとも両問 その葛藤とは何をめぐるものか。それは大きく二つ。第一に開鎖の外交問題、第二にいかなる政治体制をつくるのかとい 開国か鎖国か、 あるいは王政復古か大政委任か、といった単純な分類ですむものではない。それぞれの勢力・人物 なんらかの整理をしておかねば混乱することになる。そこで最初にこれについての整理、 座標軸

いう問題であり、 る必要がある。これを座標軸で示せば図1〈外交論の位相〉となる。横軸は目的であり、日本のあるべき対外関係は何かと まず開鎖問題について。これを整理するには、まず最終的な目的の次元と、それにいたるための手段の次元を分けて考え 鎖国と開国に分かれる。縦軸は、手段である。開港 (開国) と攘夷(条約廃棄)に分かれる。目的開国

れるという孝明天皇は、 第三象限ということになる。鎖国が望ましいが、敗北必死の攘夷戦争は避けたい、したがって開港という現実は当面うけい 交論を位置づければ、 きだという議論である。別稿「文久二年の政治過程」上・下で分析した文久二年一○月までの段階でこの座標に諸勢力の外 実現は困難である、 べしという議論や、 ここに至るのは困難である、ゆえに一度、攘夷を断行し、これで国内人心の言わばガス抜きをした上で開国の国是を定める 映るかもしれない。しかし、これは当時よくあった議論なのである。すなわち、目的は開国だが今の国内人心ではただちに 手段開港の第一象限、目的鎖国・手段攘夷の第三象限はわかりやすいが、目的開国・手段攘夷の第四象限はいっけん奇妙に ゆえに一度、攘夷を断行し、 開国をなすには外国と匹敵する国力の充実をはかる必要があるが、現在の堕落した人心では富国強兵の 長井雅楽や同年七月までの周布政之助は第一象限、七月以後の周布が第四象限、 目的鎖国、 手段開港という第二象限に位置づけられることになろう。 国家を死地におくことで人心を作興し、それをバネに国内改革を進めるべ 久坂ら長州尊攘派が



そのような戦術をとるものが多くいた。このことを座標軸で示したのが図2〈攘夷論の位相〉である。横軸は攘夷論を唱え 行を望んでいる。 九月の春嶽のようないったん攘夷を行い、そこで不満のガス抜きをして開国に移行しようと望むものは、 を示す。上が遠い将来、下が即今、即時あるいは近い将来である。右にのべたような偽装攘夷論者は第一象限にはいる。 ている人間の真の目的であり、 きるからである。そしてこの時期のように尊攘論が強く直接的な開国論の主張が困難な時期においては、開国論者のなかで とができるようになる。鎖国への復帰を主張しつつも、その実行を遠い将来のものとすれば開港という現実は当面、 は大きな差があり、この点、 状の変革を阻止するのみでその主張の過半はすくなくとも達成していることになるのである。目的実現の労苦において両者 う必要がある。 内的に正当性はまだ得ていないが、開港は確固とした現実となった。したがって攘夷論者は、とにかくこの現実の否定を行 この時期の外交論を検討するさい次に考慮すべきことは、開国論と攘夷論の非対称性である。通商条約の調印により、 目的開国、 しかし開港論者にはそうしたことは必要がない。国内的な正当性を得るという課題は残っているにしろ、現 つまり図2の第四象限である。 手段攘夷の主張者 両者は非対称的なのである。したがって開国論者がその立場をいつわって攘夷論を主張するこ 右が開国、左が鎖国である。 (図1の第四象限) がすべて図2の第一象限になるわけではなく、 縦軸は時間軸であり、 攘夷をいつの時期に実行しようとするか 攘夷の速やかな実 後述する文久二年 維持で 玉

日 交渉を行うというものである。そしてその交渉においては、 れる。もっとも、それはあくまで外国側からの攻撃であり、日本側から攻撃するというものではない。もう一つの方法は、 に通告する方式の双方がある。 本側の先制攻撃論で、 また手段としての攘夷論は、その方法においても多様であった。一つの方法は、外交交渉で、日本側が列国に条約の廃棄 かつての無二念打払令のように交渉抜きで一方的に日本側が外国側を攻撃するというものである。 後者の場合は当然、外国は納得せず、怒った列国が軍事力に訴え、戦争となることが予想さ 外国側の納得をえるためにねばり強く交渉する方式と、 一方的

我々が幕末の攘夷行動というときすぐ思い浮かべる長州の下関での外国船打払はこれに属するが、以下、明らかにしていく ようにこうした先制攻撃論は、手段としての攘夷論のなかでもけっして一般的な主張ではなかったのである。

本稿では以上の整理をふまえて、各政治主体の外交論を位置づけて行くことにする。

る。そして第二類型は、 領域となる。これをこれを表で示すと以下のようになる。 うというものである。 と呼ぶことにする。 関与の程度によりその内容に大きな幅がある。一方の極は、朝廷は最高決定機関であるが形式的存在にとどまり、実質的決 として存続するのは認めるというもの。第四は徳川氏が関東の大大名として存続するのも認めず、その政治的抹殺をはかろ 幕府を文字通り手足のように使うとともに自らも執行に若干関与するあり方である。前者を朝廷形式型、後者を朝廷実質型 定は執行権者である幕府を担うというあり方、 り朝廷がそれに代わるが、その最高意志を中心となって執行するのは幕府とするというもの。この類型は、 いわゆる幕府独裁政治であり、近世の本来の政体である。第二の類型は、幕府はもはや国政の最高意志決定機関ではなくな くと四つに分かれる。 次に政体論。これも様々な整理の仕方があるが、幕府(徳川氏)のあり方についてその権力の大きさを基準に分類してい 第三は幕府の中央執行機関としての役割をも否定し、朝廷自らがこれを担うが、徳川氏が関東の大大名 第一の類型は、幕府が実質上、全権力をにぎり朝廷は形式的な、儀礼的な存在にとどまるというもの。 以上の類型を政体論に関連させて整理すると、第一は大政委任政体、 朝廷の支配が形式的な場合は大政委任、 他の極は朝廷が最高決定機関として実質化し、 実質化したなら王政復古となり、その中間は、 第三と第四は王政復古政体とな 様々な問題について決定し、 朝廷の国政への 灰色の中間

#### 表 幕府(徳川氏)の政治的位置

第一類型 幕府独裁政治

大政委任政体

第二類型 中央執行機関としての幕府

A朝廷の支配形式的 大政委任政体

第三類型 関東の大大名

王政復古政体

B朝廷の支配実質的

第四類型 政治的に抹殺

王政復古政体

王政復古政体

幕末史の終幕では、 新政府は第四の類型をとり戊辰戦争を戦うことになるが、これは幕末史全体のなかで見れば、 きわめ

これについて論じ、尊攘派にとり征夷大将軍は攘夷決戦のために必要不可欠なものであり、彼らは、「文久二年以来顕著と する一考察」は真木和泉ら尊攘派の政体論を実証的に検討し、彼らは幕府の存在を否定していたわけではなく、最高決定権 幕府の存在が求められていたという逆説の存在を指摘した(八三、四頁)。そして、原口清「文久三年八月一八日政変に関 正人「幕末過渡期国家論」は、尊攘派のめざす破約攘夷の実現の前提は、幕府制と大名制であり、奉勅攘夷の方針をもった 戦前の官製維新史学では、王政復古をめざう討幕論(すなわち、第四類型)と理解されてきた。しかし、これに対して宮地 なった朝主幕従傾向を一層推進し、幕府の朝廷に対する忠実な執行機関化」とすることを望んでいたとした(一二、三頁)。 は朝廷が握り、その執行は幕府があたるべきというのがその主張であったと論じた。さらに氏は「幕末政局の一考察」でも て極端な主張で、慶応三年末という特殊な政治状況のなかで有力化したものであり、これにひきつけて幕末史の動きを理解 しようとすると結果論の罠にはまってしまうことになるのである。 以上の四つの類型をふまえてこの時期の政体論を考えるとき、焦点となるのは尊攘派の政体論である。これについては、

つまり先の類型でいけば、第二類型のうちの朝廷実質型であり、王政復古政体論がその政体論ということになる。

の尊攘論の時代の尊攘派の政体論の理解としてかならずしも十分であるとは思われない。それは、尊攘派の政体論の変化が この説は、尊攘派は一貫して討幕をめざしていたという官製維新史学の虚像を否定したという点で重要である。しかしこ

的確に捉えられていない点である。

論を検討していかねばならないのである。 るが、その中でも情勢は急激に変化し、政治主体の主張も変化する。こうした情勢の流れをふまえながら各政治主体の政体 られているのである。つまり、第二類型から第三類型への移行しているのである。一年にも満たない「尊攘論の時代」であ も真木は、幕府 基本的な権限である。これを朝廷に吸収されてしまってなお幕府は執行機関と言えるだろうか。もちろんこの段階において こと」(『真木和泉守』、六五一頁)という主張はどうだろうか。「攘夷之権」とは軍事指揮権であり、 の期限を幕府が履行しないことは明白になった後の六月一四日に真木が説いた、「攘夷之権、以来、全く朝廷に帰せしめん たしかに文久三年三月段階では真木和泉は幕府に期待を持っていただろう。しかし、五月一○日という朝廷の定めた攘夷 (徳川氏)の存在を抹殺しようとまでは考えてはいなかった。しかし、その位置づけは一段大きく引き下げ 征夷大将軍のもっとも

二類型朝廷形式型をとる集団で、その構成員は開国派諸侯と幕府である。開国派諸侯とは、系譜的には安政の将軍継嗣問題 主要な政治集団は、尊攘派と公武合体派である。公武合体派とは、外交論でいけば目的として開国論をとり、 かなる方針をとるべきか協議しともに行動しており、越前藩の記録である『続再夢紀事』が「例の方々」と記す集団であっ (ただし将軍後見職慶喜と政事総裁職春嶽は幕府の構成員という属性ももつが)。彼らは、文久三年二月、三月、 のときの一橋派につながる諸侯で、その核は徳川慶喜・松平春嶽・松平容保・山内容堂・伊達宗城、それに島津久光である 以上、二つの重要な政策問題について整理してみた。つぎに政治集団について述べよう。この時期の中央政界を構成した 政体論では第 在京し、い

から徳川家茂が上京しそのまま六月上旬にいたるまで長期滞京を余儀なくされ、幕府中枢は京都と江戸に分裂していたこと 内部には第二類型ではなく、幕府独裁の第一類型への復帰をのぞむ強硬派の有司も存在していた。しかし、この時期におい や池田茂政・池田慶徳はこの中には入っていない。また幕府については、この時期、基本的に先の政策路線をとるが、その た。彼らはすべて有力藩の国主であるが、ある種の排他性があり、当時、 である。 ては大体、彼らは幕府内の公武合体派に抑えられている。またこの時期の幕府について注意すべきことは、三月五日、 本稿は、 前者を在京幕府、後者を在府幕府と呼ぶことにする。 在京していた他の有力大名、徳川慶勝・徳川慶篤 江戸

導部が尊攘派化したのは例外的であった。 対し、尊攘派は藩士、さらには脱藩浪士を中核とする集団であり、藩を単位として動くわけではなく、長州のように藩の指 公家改革派などよりなる集団である。公武合体派が国主を中心とする集団であり、 一方、尊攘派とは、 長州の久坂玄瑞や土佐の武市半平太のような藩士、吉村寅太郎のような脱藩浪士、それに三条などの しかるがゆえに藩を単位としているのに

償金の支払い、 横浜鎖港交渉開始が宣言される八月一二日までの江戸についてそれぞれの政治的動向を明らかにする。ここでは生麦事件の 出すまでになるのである。 年早々の京都での国是評議に逆転を期すのである。Ⅱ章は文久二年二月から、生麦事件処理のために水戸慶篤と老中格小笠 体派の考えていた国是評議構想は実現せず、現実には彼らは尊攘派の圧力に押されることになり、三月一八日には打払令を 原長行が江戸に派遣される三月二五日までの時期について、京都における公武合体派と朝廷の交渉を中心に論じる。 の幕府の対応を中心に明らかにする。幕府は勅命を請け近い将来の攘夷の断行を約束したが、それを実行する気はなく、 本稿の構成は以下のとおりである。Ⅰ章では文久二年一○月から一二月にかけての時期を三条勅使が持参した攘夷勅命へ 小笠原の率兵上京とその挫折、 Ⅲ章は慶篤らが東下した三月下旬より家茂が離京する六月初旬までの京都と、慶篤が着いてから 攘夷期限令の発令、家茂帰府の勅許、 横浜鎖港交渉の決定などの過程が明ら

#### かにされる。

なお尊攘論時代の政治過程の全体像を見るには、さらに三月の久光帰国後の薩摩の動き、それに家茂帰府後、八月一八日

政変にいたるまでの京都政局について検討する必要があるが、それについては別稿で述べることにする。

〈付記〉本稿は長大なものとなった。このため論文ながら文献目録をつけた方がいいと思われるので、末尾にそれを載せる ことにした。ただ、正続の日本史籍協会叢書は書名のあとに〈史〉と記すことでそれを示し、目録に載せないことにし

7

史料引用にさいしては、句読点を適宜、付し、旧字体を新字体に、変体仮名・片仮名を原則として平仮名にし、ゟは

「より」、而は「て」、者は「は」とした。またカッコ・傍線・傍点は断らない限りすべて高橋による

人名については、大久保忠寛を大久保一翁とするなど、この時期の実際の名前ではなく、一般的にしられている名前で

記すことにした。

## 、開鎖問題と幕府

#### 1 勅使到着以前

1、三つの路線の登場

である。 面が中心であり、 の改革もはじまった。そしてそのなかで開鎖の国是問題が浮上するようになってきた。その直接の契機は、将軍上京の決定 幕府の文久改革が始まったのは、文久二年(一八六二)三月からであった。改革は、最初は松平春嶽の幕政参加など人事 参勤交代の緩和などの制度面にまでは及ばなかった。しかし、久光が上京した八月下旬になると制度面で

論に同意、来年の二月一日出発とまで内決し、九月七日には明年二月中に将軍上京との布告を出したのであった(『慶喜公論に同意、来年の二月一日出発とまで内決し、九月七日には明年二月中に将軍上京との布告を出したのであった(『 かった。だが閏八月一一日、 将軍上京は、これまで松平春嶽が主張してきたものであったが、幕閣や勘定奉行など幕臣の抵抗で決定にはいたっていな 春嶽の政治顧問横井小楠と会談した老中板倉勝静と大目付の浅野氏祐・岡部長常は、 将軍上京

伝』2、八二~八四頁)。

ことを一六日までに考えるにいたっていた。(『続再夢紀事』〈史〉一、八六頁)。この慶喜の開国入説論が契機となり、 にはさらに将軍に先発して上京するよう命じられていた(同書、八三、四頁) そしてこの将軍上京は開鎖問題と連動することになる。徳川慶喜は、閏八月二四日に上京供奉の内命を受け、九月一二日 が、彼は着京したら開国論を朝廷に言上する 幕府

内で開鎖問題についての三つの路線が浮かび上がることになる。

是評議→開国、 約廃棄を行った上で、天下の諸侯を集め今後の国是を議せしめ、全国一致の決議で我より外国に国交を求めるべきである、 戦の覚悟を天下に定めしむるべきである。ここまでの議論は完全な攘夷論である。しかし春嶽の意見はここで反転する。条 家永遠の計を立てて締結したものではない、さらに無勅許調印という不正もある、ゆえにこのさい断然、 以下の反対意見を述べた いることより図2で言えば第四象限の議論であった。 棄し、その上で必戦の覚悟で国是評議を行い、あらためて国内が納得する形で条約を結ぶ、という議論であった。廃棄→国 こうしてこそ真の開国にいたることができる、と。つまり、春嶽の議論は、 第一の路線は春嶽の意見である。九月一六日、慶喜が開国入説を行おうとしているという情報を江戸城中で聞いた春嶽は である。 つまり、 (同書、八六頁)。自分の持論は開国論であるが、現在の条約は一時姑息をもって結んだもので国 目的は開国、 その手段は攘夷という図1で言えば第四象限の、直ちに攘夷を行おうとして 国内が納得していない現在の条約はいったん廃 条約を廃棄し、必

のことはかつて春嶽自身が危惧していたことであった。この年の七月、 で全国一致となるとまでは言えないだろう。囂々たる議論、安政五年の再来となる可能性も極めて高いのである。そしてこ 国交樹立を決定するというのが春嶽の目論見であり、 に対するものがあり、いったん条約廃棄を行えば後者からの反発は消えることになるだろう。しかしだからといって開国論 いう保証はどこにもないのである。たしかに現在の条約への反発の理由には、 ることも可能かもしれない。しかしそううまくいくだろうか。さらに国是評議を行っても、その結論が開国論で一致すると なるだろう。 春嶽の議論には大きな危険がふくまれていた。条約の一方的な廃棄など行えば当然、列国は反発して攻撃してくることに 春嶽が「必戦の覚悟」がいるとする所以である。もちろん廃棄後、国是評議を緊急に行い、それであらためて 列国の攻撃の前に国交再開の交渉をすることができれば、 国是諮詢構想の可否が江戸で問題となったが、その 開港自体へのものと同時に、 その締結の仕方

であった(以上、高橋「文久二年の政治過程」下、一二~一四頁)。それがこの九月には転換しているのである。 である。そしてそのときの春嶽の主張は、開鎖問題はさしあたり凍結し、当面は実務的な富国強兵策を進めようというもの とき春嶽は、それを行えば、安政五年のような国論の烈しい分裂が起き政治的混乱が生じてしまうと反対論を述べていたの

廷の承認を得ていた 国是諮問を主張することになるのである。 たのである。しかし、この時、京都においてはただちに攘夷を行えという即今攘夷論が高まり、閏八月二七日にはそれが朝 九月以前には満たされていた。すなわち、攘夷はおこなうが、その実行期限は十年以内というのが朝廷・幕府間の公約だっ の第一象限の議論)。この議論が成り立つためには攘夷の実行が将来の問題であることが必要である。そしてこの前提は、 論とは、表面は攘夷をうたいながらその実行は将来に期すということで実際には開国の現状を容認するものであった なぜ春嶽は変わったのだろうか。その理由は、京都における攘夷論の高まりがあったと思われる。春嶽の開鎖問題の凍結 (同書、五二、三頁)。もはや十年以内攘夷の約束を前提とする凍結論は不可能であり、 春嶽はあえて (図 2

そういうことになっては容易ならざる国難である、と。つまり開国論はたとえ朝廷が決定しても現状では民心が納得しない、 国論を了承しても、物議紛々の今日ゆえいっそう人心を激し、あるいは外国人の暴殺や外国人家屋の放火となるかもしれず、 のである。そして注目すべきことに、越前側の批判はこれのみで終わっているわけではなかった。曰く。かりに公家側が開 を慶喜が説いても、 張するのはなぜか。それは春嶽の国内情勢への判断にあった。慶喜の開国入説論に対して越前側は、 だちに開国論を朝廷に言上すればいいような気もする。それにもかかわらず廃棄→国是評議という屈曲した手順を春嶽が主 (『続再夢紀事』〈史〉一、八六、七頁)。現在、少なからずの公家が開鎖の得失論を理解している、そこに古めかしい開国論 もっとも緊急に開国の国是を確定しようというのであれば、いったん攘夷=条約廃棄を行わず、慶喜が主張するようにた **偸安忌戦からの開国は望まないと言われるだけである、と。つまり慶喜が朝廷を説得できるのかを疑う** 以下のように批判する

ければ国内人心が納得しないということに帰着するのであった。 というのである。結局、 越前があえて戦争の危険を冒してまで廃棄を通しての開国という迂回戦術をとる理由は、そうしな

であろう。 戦争に勝っても名誉ではないだろうし、いわんや敗戦となるにいたっては、と。つまり、春嶽が国内的な事情を重視したの 外国から見れば政府と政府の間で正式に取り交わした条約であり、なんら不正なものではない、それを国内的理由で一方的 うが、「愚論」(攘夷論)を主張する諸侯が出てきたらどうするのか、と。たしかに春嶽の議論の弱点を突くものである。そ に対し、慶喜は国際的な名分、対外関係を重視したのである。そしてもちろん、その背後にあるのは対外戦争敗北への不安 に廃棄したら外国側が納得するわけはなくかならず戦争となる、このようなことで戦争となれば後世は何と言うか、たとえ して批判は、廃棄論にも及ぶ。条約調印の国内的手続きについて不正があったとしても、それは国内にのみ関わる話であり、 ってくる(同書、一〇七、八頁)。批判点の一は、国是評議についてである。慶喜は言う。諸侯会同で国是を評議するとい これを真正面から朝廷に言上しようというものである。この路線の特徴は、春嶽の廃棄論への慶喜の批判により浮かび上が 次に慶喜の路線を見る。この路線は、目的は開国、手段も開国という航海遠略説と同じく図1の第一象限の議論であり、

向=内政を外政より重視したのに対し、慶喜は逆に外政を重視したのである。 見たようにそれは疑問であろう。この時、 慶喜の路線に立てば、 対外関係は良好である。 対内的配慮と対外的配慮の両立は困難であったのである。そして春嶽が民心の動 しかし、内政的に慶喜の路線は可能であるかと言えば、 春嶽の慶喜批判で

うになっており、これがため既定の政務が変更されることがあるが、それは以ての外のことで政府の失体である、ここで権 (同書、 第三の路線は閏八月に勘定奉行から町奉行に転じたばかりの小栗忠順の路線である。小栗は春嶽の議論を批判して言う 九二頁)。 政権を幕府に委任するのは鎌倉以来の定制である、 それなのに最近は朝廷や諸大名が様々なことを言うよ

以上は責任をもって全権を行使すべきであるという幕府独裁の論理にもなりうるものであることは別稿で明らかにした 威をふるわなければ幕府はついに諸大名に使役されることになるだろう、と。ここで小栗が述べるのは大政委任論である。 と同じく、目的開国・手段開国の図1の第一象限の議論であるが、慶喜と異なり内政的には幕府独裁論の主張である。 を結ぶにあたって朝廷の勅許など不要であり、廃棄論のみではなく、開国言上もする必要はないということになろう。 大政委任論は朝廷による幕府拘束の論理と普通思われているが、そうのみではなく、その政治的意味は多様で、委任された (「文久二年の政治過程」下、九、一○頁)。そしてここでの小栗の議論はその典型である。そしてこの論理よりすれば条約

## 2、三つの路線の対抗と交差

化していくのである。この対抗、交差、そして変化の過程をまず勅使到着以前について見ることにする。 交差していく。そして、注意すべきことに、この主張者と議論の関係は固定的なものではなく、時とともにめまぐるしく変 このように文久二年の九、一○月、幕府において三つの外交路線が存在していた。そしてこの三つの路線は以後、

た。二六日の閣議では、慶喜は別に異議は唱えなかったが、板倉と岡部は反対、山口は出仕せず、春嶽の支持者は松平容保 威のみをふるおうとする私論であると批判したが、諸有司は服さず、結局、廃棄論は決定されなかった(『続再夢紀事』〈史〉 されたが、ここで小栗が先に見た強硬な反対論を展開した。これに対し、春嶽は「公共の天理」によらずひたすら幕府の権 のみであった。 論にほぼ同意したが、条約廃棄はやはり難事との意見が出て決議にいたらず、翌日の閣議にふたたびかけられることになっ 一、九二頁)。二五日、慶喜邸に春嶽、横井、それに大目付の岡部長常・山口勘兵衛が集まり協議、ここで一同は越前の議 九月一九日、幕府の閣議に春嶽は条約廃棄論を提議したが、閣老の反対で決まらなかった。翌日、廃棄論は、有司に諮問 前日の会談に比し、この日の閣議で廃棄論への批判が高まったのは、長州の動きに原因があった。この日、

籠もることになった。(以上、同書、九八~一○二頁)。 棄論を唱えている越前に向かうことになったのである。結局、 名をむさぼるためこうしたことをして幕府を妨害している、と殊のほか不平であった。そしてその不満は、 長州は閏八月二七日の沙汰書を越前藩邸に持参、それを春嶽は閣議で回覧させたのであるが、これを見た一同は、 廃棄論は決定されず、これを不満とし二七日より春嶽は引き 長州と同様に廃 長州は功

高さに彼らは説得されたのである。 同書、一〇六~一一〇頁)。越前はその廃棄路線をひきこめ、慶喜を支持することにしたのである。「天地の公道に基き国家 横井はこれに賛嘆し、ただちに春嶽に報告した。春嶽もこれに賛成し、引きこもりをやめ翌日、出仕することにした(以上、 論が世上に流布すれば騒動が起きるとの配慮である。しかし九月三○日頃、大久保一翁が春嶽の議論を入説するため訪れて 百年の計を立つる事は固より此方 きたとき、慶喜は先に紹介した持論を詳細に語ったのである。そして慶喜の議論は、同日、 いっぽう慶喜は春嶽と異なり、その主張を閣議にはかけていないのみではなく、公然とはそれを示していなかった。 (越前) の素願」(同書、一一〇頁)とあるように、名分を重視した慶喜の議論の格調の 一翁より横井に伝えられたが、 開国

う慶喜の議論に内在する問題点もあらためて意識せざるをえなくなる。 風である。攘夷を命じる別勅使が江戸に来るのに、京都で慶喜が開国論を言上するのは東西分裂であろう。またいくら高尚 な開国論を説いても、 京都所司代の閣老宛の手紙が届き、 七、八頁)。 〇月一日、 春嶽は慶喜と会談、 幕府がこれまでの因循を脱却し、 開国言上論で進むことを約した。しかし以後、事態は紛糾する。同日、 別勅使が派遣されることが伝えられたのである(同書、 日本を振起するの実を挙げていなくては説得力がないのでは、とい 開国説言上は実行困難となったのである 一一四頁)。 開国言上論への逆 九月二六日付の (同書、

こうした事態に春嶽は大胆な対策を考える。 慶喜の開国説奏上を朝廷が認めないときは、 幕府が断然政権を返上するとい

下してくる三条勅使への対応に追われることになるのである。 喜は重大問題なので明日、閣老に相談すると答えたが、翌日の春嶽への話は、閣老に相談すれば彼らは賛成と言うだろうか うのである。このねらいは二つ。一つは政権返上の覚悟を言うことで旗本など幕臣の因循の気風を一新すること、もう一つ 京、開国上奏論も以後、 うというものであった(以上、同書、一二一、二頁)。結局、返上論は閣議にかけられないこととなった。そして、慶喜上 は幕府の覚悟を示すことで開国説奏上の説得力を強めることであった。春嶽は、政権返上論を一○月八日、慶喜に語る。慶 本当に実行するかはあやしい、ゆえにしばらくは公言せず事態が行き詰まって閣老側から言ってくることを待つことにしよ 議論されなくなるのである。この結果、 幕府は開鎖問題について自ら積極的に動くのではなく、東

## 2 三条勅使と幕府

### 1、勅命遵奉の決定

は辞表を提出した(以上、『続再夢紀事』〈史〉一、一三七~一五四頁)。 重視を主張し反発、それを見て春嶽は、幕府がまだ「幕私」を脱却していない現れと判断、一二日より出仕せず、一三日に 回あらためるべしとの申し入れがあったのである。一〇月一一日これについて営中で議論がなされたが、閣老・有司は先例 三条勅使についてはまずその待遇が問題となった。朝廷側より幕府に対してこれまでの勅使に対する待遇は無礼であり今

である(同書、一七二、三頁)。その結果、春嶽はふたたび出仕したが、今度は慶喜が勅命を請けても攘夷実行の目途が立 説得にしたがうことにした(同書、一五九・一六八、九頁)。さらに、二三日には、攘夷勅命を請けることも内定した模様 とともに、攘夷の叡慮を了承しそれへの御請を出すべきであるというものであった。そして一○月二一日までに閣老はその ここで事態の収拾に向けて動いたのは、当時在府していた土佐の山内容堂であった。彼の主張は、 勅使待遇の改善を行う

になった。(以上、同書、一七三~一八一頁) たないとし辞意を表明、出仕しなくなった。しかし叡慮をふりかざしての春嶽の説得に応じ、二六日、慶喜も出仕するよう

それなのになぜ彼は叡慮遵奉論を説いたのか。そして幕閣はなぜ容堂の議論にしたがったのだろうか。 容堂の本心は開国論者であった(文久二年(十一?)月頃三条宛容堂書簡、『中山忠能履歴資料』〈史〉四、

書簡、 しかに内乱の覚悟がなければなしえないものだったのである。 反論に、容堂は請けねば列藩割拠しかえって暴行となるだろう批判している(文久二年一〇月二一日付住谷信順宛間崎則弘 (『続再夢紀事』〈史〉一、一五九頁)。また叡慮を請ければ攘夷派有志が横浜の外人に暴行するのでは、という大目付岡部 その理由は第一に、内乱への不安である。容堂は幕閣を説得するさいに叡慮にしたがわねば大乱となると述べている 『維新稿本』一〇月二二日、七一一、二)。関西の反幕府機運の高まりは長州からも情報が入っており、 叡慮拒否はた

うなものであった。 第二の理由は春嶽らの勅命の解釈であった。別勅使が持参した攘夷の勅命(『孝明紀』四、一九二、三頁)とは以下のよ

|攘夷之儀先年来之叡慮、到方今更御変動不被為在候…於柳営弥攘夷に決定有之、速諸大名へ布告有之候様被思召候。 尤策略之次第は武将之職掌に候間、 早速被尽衆議候て、至当之公論に決定有之、 醜夷拒絶之期限をも被議、 奏聞之様

#### 御沙汰候事」

思われる文章の案文が収録されている(二〇〇頁)。春嶽は言う、勅命の記す「攘夷之字面」について「議論紛興」してい で偸安におちいり外国の処置も姑息に流れている、このまま因循の成り行きでは属国になってしまいかねないので、 るので、 この勅命の意味は何か。これがこのとき幕府で問題になっていた。『松平春嶽未公刊書簡集』には、 それはいかなる意味なのかを教えて欲しい、と。そして春嶽の解釈は以下のようなものであった。 春嶽の勅使への伺と 現在太平の弊風 断然義

置づけたのである 開国を行うこともありうることになろう。すなわち、攘夷勅命を彼の議論である図1の第四象限の外交論のなかに春嶽は位 夷勅命の真意であるというのである。このように解すれば、人心が作興し富国強兵が実現した上では、攘夷=鎖国ではなく、 が勅命の意図ではないか、というのである。つまり、外国に対抗しうる国をめざし富国強兵策を進めるための人心一新が攘 勇を奮発し全国人心を合わせ、必戦の覚悟で攻守の実備を定め、外国の無礼を受けず彼が無道を攘う策を建てよ、というの

すなわち図1の第四象限の議論と位置づけているのである。 静せしむる為の策に外ならす」ということになった。つまり、本音は開国論者である春嶽と容堂は、攘夷勅命を人心作興策 考えは、「結局、大開国ならされは富強の実は挙けかたし、然るに此節攘夷の こうした考えは容堂の考えでもあった。一〇月一九日、容堂と春嶽は会談し、 開鎖の得失も議論したが、そこでの両者の 叡旨遵奉云々申さるは、 実は一時人心を鎮

に、この一○月になると春嶽や幕府側はそう思っていなかったのである。 州幹部が江戸において説いていたのは、図1の第四象限の外交論であったのである(『続再夢紀事』〈史〉一、九六、七頁)。 るのか、江戸においてこれを知るたよりとして有力なのは、攘夷論に転向した長州の動向である。そしてこのとき周布ら長 その大きな理由となったと思われるのが、江戸での長州の動向である。京都における攘夷論者の意向はどのようなものであ わねばならなくなる。このことは長州が望むところであり、九月には春嶽が論じたところであった。しかし注目すべきこと もっとも第四象限の外交論のなかに勅命を位置づけても、これを請ければ長期的にはともかく近い将来に現実に攘夷を行 もちろん勅命の文面にはこのような解釈を裏付けるものはない。それなのに彼らはなぜそのように解釈するのだろうか。

幕府にあるがまったく不可である、なぜならば、京都より重大な御沙汰があるときはいつも後で如何様ともなるのだから一 ○月二○日、大久保一翁が春嶽を訪れ語る(同書、一六三~一六五頁)。この節、 攘夷の叡慮を奉承すべしとの意見が

勅命を請けても攘夷を実行するにはいたらないという期待を持っていたことが明らかとなろう。勅命の文面が明白に攘夷を 攘夷は国家のため得策ではない旨を仰せたて、それでも朝廷が聞き入れず攘夷断行の旨が仰せ出されたら、そのときは断然、 後日となり何の証拠ともならず後で苦労することは井伊大老・酒井忠義所司代の時代に経験済みである、今度はどこまでも 政権を奉還し、 応は請けておけとの天皇の内諭がある、しかし表面の御沙汰には書面があって後日まで消えないが、内諭は口頭のみなので 命じているのにかかわらずなぜこのような期待をもてるのだろうか。 徳川家は駿遠参三国の一諸侯の列に下るべきである、と。この一翁の批判より、 幕府内の叡慮遵奉論者が、

るのである。 ある。そしてそれに立てばとにかく別勅使の勅命については請けておき急場をしのぎ、その後はその後で対処すればいいと 自分の都合の良いように事態を解釈する。春嶽らにとって望ましいのは、もちろん天皇の真意は攘夷にはないという解釈で 旨を伝えてきていた(高橋「文久二年の政治過程」下、十七、八頁)。勅命の文面と天皇の本音の極端な落差である。この こで一翁は井伊大老時代の例を挙げているが、それは何か今のところわからない。ただこの文久二年、天皇はたしかにその(9) いう方策が出てくることになるのである。そしてそれを一翁は痛烈に批判し、あくまで正攻法で攘夷不可を言上すべきとす 経験をふまえると、今回の攘夷勅命もそれが天皇の真意かどうかが疑わしくなるのである。こうした疑惑があるとき、人は の原則がうたわれていた。しかし、実際には大原勅使はそれに頓着していなかった。また天皇自身も個人的経路で同様の趣 ような行動をとっている。 それは一翁の批判が述べているように、後でなんとでもなるからこの場はこれを請けておけという天皇の内諭である。こ 別勅使以前、久光をともなった大原勅使が江戸に下り、 勅命を伝えた。その勅命のなかでは攘夷

はこのあとすぐ幕府側に明らかになる。 翁は孝明天皇の性格を見抜いていたようだ。この時も天皇はここで一翁が述べたとおりの行動をとっており、そのこと

る。 と(『続再夢紀事』〈史〉一、一八四頁)。つまり攘夷の勅命は事情があって出したもので自分の本意ではないというのであ 川宮に会い彼らより天皇の内々の言葉を聞かされていたが、それは以下のようなものであった。「今度 の命を降せるはいかにも気の毒なり、しかし是は止を得さる事情ありてさる事に至れるなれは必心配せさる様申伝へよ」、 ○月二八日、京都から江戸に下ってきていた薩摩の高崎猪太郎が春嶽のもとを訪れた。高崎は京都で関白近衛忠熈や中 まさに一翁が述べたとおりの行動である。さらにこのとき高崎は以下の書面を春嶽に提出した(同書、一八五、六頁)。 難被黙止、且は不可言之内情も有之、此度 幕政大変革之央、攘夷之 直に御内諭有之候事 候様、春嶽殿・容堂殿へ偏に周旋頼 〔江戸から上京した高崎から春嶽・容堂が江戸で尊王攘夷の誠意を貫いていることを聞き疑惑氷解安心〕就ては即今 勅諚、遅速緩急之次第、如何と被存候廉も可有之儀とは粗及洞察候得共、忠誠必死之衆論 思召候趣、 勅使御下向之都合に成立候に付、此上は只管奉行之実被相行、叡意貫徹 私 (高崎)より申上候様、殿下(忠熈)并青門様(中川宮) 勅使を発して攘夷 より御

要するに尊攘派の圧力である。そしてその上で、何とか叡慮が貫徹するよう、つまり幕府に勅命を請けさせるように周旋を 下、五五頁)。彼らは出す時期が早すぎるのでは、内容が厳しすぎるのではと感じていると伝えたのである。しかしそうし と春嶽と容堂に依頼している。本意ではないが勅命は勅命なので一応、請けてくれである。 た躊躇はあるが攘夷勅命を出したのは、「忠誠必死之衆論難被黙止、且は不可言之内情」があったからと彼らは弁明する。 ここで近衛と中川宮は、 ここでいう「遅速」とは攘夷勅命を出す時期の問題、「緩急」とはその内容の緩急である(高橋「文久二年の政治過程 別勅使の持参する攘夷勅命については、「遅速緩急之次第」について如何と思う点があると述べ

ぐためまず勅命は請け、それから後はまた後で対応すればいいという、先の考えがこれで裏書きされたと彼らは感じたこと

これにより春嶽、そして幕府側は、攘夷の勅命が天皇など朝廷上層部の本意ではないことを知ったのである。

の趣旨は以下の通りであった(『続再夢紀事』〈史〉一、一八六頁)。 だろう。高崎より伝言を聞いたすぐ後、一一月二日、幕府は勅命を請けることを正式に決定したのである。そしてその決定

されは攘夷の実行し得へからさるは勿論なり。故に目下強て開国説を主張せすとも、おのつから其説の行はるゝ時機 攘夷と開国とはその目的相反するものゝ如くなれと、戦を開らくには彼を知り己を知るか肝要なれは、 到底開国なら

あるへし」

ず、これについて上京したうえでなお協議するつもりだったというのである。すなわち、 君侯様 うなものであった(「維新階梯雑誌」、『維新稿本』二月九日、二二二)。「先達て御内話申上候節は、 都で会津藩の秋月悌次郎は越前の中根になぜ攘夷勅命を請けたのか春嶽の意図を聞いたが、それへの中根の返答は以下のよ 右等之都合(三港閉鎖論)に御座候へ共、此を御治定と被遊候訳にも無御座、主人義(春嶽)は何れ出京之上、右辺之処、 論が行われることになろう、である。この文面に、攘夷実行の決意はとても見ることはできないだろう。翌文久三年初、京 (三港閉鎖) つまり、攘夷といっても開国なしにはその実行はできないゆえ、攘夷の叡慮を請けるにしろいつかは「おのつから」開国 (容保)へ御示談被申度と申位之義」。つまり、攘夷勅命の御請を真剣な変更不能なものとは越前側は考えてはおら はしない、しなくとも済むと春嶽は攘夷勅命について考えていたのである。 御請はするが、 政府 (幕府) 之御懐合、 実際に条約廃棄

幕府をさらなる窮地に追い込むものなのであった。 希望的観測にもとづくいわば緊急避難として勅命を請けることを決めたのである。しかしこれは先の一翁が予言するように 水実録』一、二三六~二三八頁)。たしかに客観的にはその通りなのであったが、この時の幕府にはそのような自覚はなく、 翌年幕府が、五月一〇日に攘夷を断行せよとの勅命の実行を幕府が躊躇したとき、板倉老中の腹心の大儒山田方谷は、 攘夷の勅命を請けておいていまさらこれをためらうのは笑止と厳しく批判した(五月一四日付板倉宛山田意見書、 **『**魚 前

の政治過程」下、五五~五七頁)。勅使と副使の両使のうち三条は後者で姊小路は前者の立場であったと思われる。 大名に布告するのみでいいとする穏健論の対立があり、結局、後者の線で勅命が出されたことは別稿で述べた(「文久二年 次に勅使の動きを見よう。幕府への勅命を決定するにあたっては、ただちに打払を命じよという強硬論と当面は攘夷を諸

言ったが、それに対する勅使の返答は、攘夷に一決しても直ちに拒絶の必要はなく、その方略をつくした上のこととすれば 攘夷に一決の上は横浜などの外人を追い払うことになるが、これは困難で事によれば大騒動となるゆえ、その覚悟が必要と に行われ至極都合よし、と京都へ書き送ったのである。一一月一五日、容堂と春嶽は勅使の旅館を訪ねた。そこで春嶽は、〔三〕 三条一行へ、幕閣が叡慮遵奉を決意したという情報が極密に伝えられていた。このため三条は、このたびの御沙汰も速やか よい、というものであった。これを聞いた春嶽は、勅使は過激論者という風聞であったがそうではなかったと安心した (『続再夢紀事』〈史〉一、二一〇頁)。 一〇月二八日、勅使一行は江戸に着いた。家茂は麻疹にかかっているため登城は先のこととなった。しかしこの時すでに

事も勅使に対し即答する必要はなく、明年二月に予定されていた家茂上京のさいに言上すればよいと勅使出発段階で決まっ を幕府に命じるのではなく空白にし、幕府を中心とする武家側の衆議に任すとしているのである。そしてそれについての返 ていたのである(『孝明紀』四、一九三頁)。 れることになっているが、それは一般論である。その攘夷をいかに実行するのかその時期や策略については、朝廷側はこれ この勅使の返答は勅命の趣旨通りのものであった。先に見た勅命は、幕府に、A、国是が攘夷に決定したことの列藩への B、攘夷の策略や実行の期限を衆議の上で公論にしたがい決定しそれの言上の二つを求めていた。Aで攘夷が宣言さ

そして攘夷の原則を承認することはすでに幕府が内決していたことであった。幕府と勅使の間には攘夷問題について、そ

の含意はともかく表面では対立点はなくなっていたのである。

以下の奉答書(『続再夢紀事』〈史〉一、二七五頁)を提出した。 月二六日、慶喜は出仕、翌二七日、勅使は登城し正式に勅命を伝えた。一二月五日、三条・姊小路は登城、幕府は彼らに ばしているが、いつまでも放置するわけにはいかず春嶽や幕閣は焦り必死に慶喜を説得する。最後は家茂も乗り出し、 もっともこのあと慶喜が勅命遵奉反対論を唱えまたも出仕しなくなるという波瀾が発生する。家茂の病気で勅使登城は延

| 勅諚之趣奉畏候、策略等之儀は御委任被成下候条、尽衆議、[将軍] 上京之上、委細可奉申上候.

え時期・策略を幕府決定→二月に将軍上京し言上、このような政治日程で勅使と幕府は合意したのである 諸侯の議論を聞いた上で、来春の将軍上京のさい委細言上する、である。勅命御請→江戸での諸藩への下問→返答集約のう つまり、 攘夷の勅命はお請けした。その実行の策略・時期については幕府に委任するとのことであるが、これについては

将軍上京のさい奏聞すると奉答した。攘夷勅命はそのまま請けたのに対し、親兵設置については微妙な言い回しながら保留 したと言えよう また、もう一つの勅命である親兵設置については、設置せよとの勅諚ながら御所警備も幕府の任務、 その方略については

近い将来に火種を抱えながらも、当面は問題の先送りに成功したことになる。 もに、攘夷の策略を来春二月の将軍上京まで申し出るよう、また武備を厳重になすよう述べた(同書、二八八頁)。幕府は 奉答を得て一二月七日、 勅使は江戸出立、上京の途についた。一三日、 幕府は諸侯に布達を出し、 攘夷勅旨を告げるとと

外交論をとるものと久坂のように第三象限のものがいた。前者にとって勅使の使命は、 方、尊攘派にとってはどうだったろうか。すでに述べたように長州尊攘派も一枚岩ではなく、周布のように第四象限の 期限・策略は二月の家茂上京時に言上すればいいという考えであった。したがって幕府の対応は、 幕府に列藩への布告をさせるまでで 翌年二月の家茂上

き討ちした。このような尊攘派内での急進派の突出は以後ますます進んでいくことになる。(⑷ それを知った上でなおたてられたものであった。計画は、長州世子の定広がかけつけて説得したことでこのときは未遂に終 その空白を自らの色に染めるべく動く。その第一弾が、一一月一三日の横浜襲撃計画であった。幕府が勅命を請ける意向で の時期・策略は空白であり、 ず、勅命は、 彼ら急進派が、 わった。しかし勅使への返答がすみ三条らが帰途についた後の一二月一二日にはついに御殿山のイギリス公使館を彼らは焼 あるという確度の高い情報が一一月九日、三条より長州側に伝えられていた(「世子奉勅東下記」、一七二頁)、襲撃計画は う(もっとも実際には、 京のときに幕府が誠実に近い将来の攘夷の実行を言上するという期待をもてる以上は、けっして不満なものではなかったろ 期限・策略の言上を幕府に求めるものとなった。しかし、これは強硬論の否定を意味するわけではない。 勅命決定の段階において即時打払という強硬論を主張していたことはすでに述べた。彼らの主張はいれられ 幕府側の内心はこれをなす気はなかったのだが)。しかし後者の急進派にはこれでは不満であった。 強硬派の即時攘夷=打払の即時実行が決定される余地もあるからである。そして彼ら急進派は

# 一、公武合体派の反撃計画―横井構想―

#### 1 越前の反撃策

勅命を請けた以上、十年以内攘夷といった遠い将来を返答するわけにはいかず、近い将来に条約廃棄の実行を約束しなけれ 時的なものであり、その後には大きな難題が控えていた。来年二月には攘夷の期限と策略を言上しなければいけないが、 春嶽や容堂、そして幕閣は、 攘夷の叡慮を請けることで当面の三条勅使の東下は乗り切った。しかしその解決はあくまで

ばならないのである。

が活発化している。攘夷の勅命を幕府が請けただけで、尊攘派有志が横浜の外人に暴行することを危惧しなければいけない にしろ、近い将来でなければならないだろう。このような意味で攘夷勅命は、即今攘夷の勅命なのである。 ても尊攘派はおさまらないだろう。幕府が言上する期限は、十年先といったものではなく、即時に実行というわけではない ような状況のなかで(『続再夢紀事』〈史〉一、一五九頁)、かつてと同じような遠い将来を期限として約束するのでは、と 六○)に十年以内の攘夷の実行を朝廷に約束しており、このことはこの文久二年四月、朝廷により公にされていた。しかし 八七〇年は遠い。また、それを目途とする軍備強化も進んでいない。そして国内では速やかな攘夷を求める尊攘派の動き 勅命自体は期限については武家の評議にまかせるとしており直接指示は述べていなかった。幕府はかつて万延元年

建てることが必要である の行はる、時機あるへし」と希望的観測を述べていたが、もちろん「おのつから」開国論となるわけはなくなんらかの策を るのか。これが彼らの課題となる。一一月二日の営中における叡慮遵奉の決定にさいしては、「おのつから其説 もちろんそれは公武合体派の望むものではない。いかにしてこれを避け、さらにはできれば開国論への国是転換を実現す (開国論)

二四〇頁)というのが横井の考えであった。つまり、来年二月に予定されている将軍上京に先立ち、公武合体派諸侯(久 国是を春嶽は久光宛の書簡で、「官武之御合体之基本も皇国万安之大計」と述べているが 光・春嶽・容堂)が上京し、朝廷で国是評議を行い、公武一致の国是を決定するというのである。ここで決定しようという ひ容堂殿会同せられ、京師に於て大に天下の大計を議し、然る上 「皇国万安之大計」とは開鎖問題であろう。そして、ここに挙げられている諸侯の本音は何れも開国論であり、 そしてその策を案出したのは春嶽の政治顧問であった横井小楠であった。「島津殿御父子に上京を促し、 公武一致の国是を定めらる、か今日の要務なり」(同書) (『玉里』一、七二六頁)、後者の 関東よりも公及 これは開国

に述べたとおりである。こうした構想が一一月一四日までに越前の藩論となっていたのである。 えられないようにも見えるが、それについて越前側がこの御請を変更不可能な、真剣なものと考えていなかったことはすで 論への国是転換を意図したものといえよう。もっとも攘夷の勅命を請けてしまったすぐ後で、 (运) 開国論への転換などとても考

ŋ 政変後の参与会議の構想につながるものと言えよう。 来ならこれは大いに利用すべきものであろう。それにもかかわらずこれを組み込んでいないことは、 うのがその難点であることはすでに述べた。この横井の構想は、評議の対象を武家について、 議については、 の横井の構想の特徴はそれが諸侯全体の評議ではなく、公武合体派諸侯のみの評議を考えていることである。 なることを恐れたからであろう。限られた開国論の雄藩で国政を決定しようというこうした構想は、文久三年の八月一八日 諸侯への攘夷策略下問を横井がその構想になんら組み込んでいないことからも確認できよう。朝廷に国是転換を迫るなら本 る薩摩・土佐・越前に限定することでその難点を避けようとしているのである。このことは、 開鎖問題について国是評議を行いそこで決定するという国是評議構想は文久元年以来、たびたび唱えられてきた構想であ 「文久二年の政治過程」上・下、参照)、この時の横井の構想はその延長と位置づけられるものであった。ただこ うかつにそれをやっては安政五年のように囂々たる議論となり収拾のつかない混乱となる危険性があるとい 何れも内心では開国論者であ 一二月一三日に幕府が行った 答申が不都合なものと 開鎖の国是評

欠であった。そしてこれについても朝廷への太いパイプをもつ薩摩の存在が重要となるのである。(ミタ) らない荒療治となるかもしれない。この横井の構想はここまでの覚悟がいる構想だったのである。そしてそうした政治力を 尊攘派が反対の動きをするのを押さえこんでおくことが必要となろう。そしてそれは場合によっては武力行使をなさねばな 行使を期待できる強力な藩といえば、まず薩摩であった。さらに、この構想の実現には天皇以下、 この構想では評議の場は京都となっている。 尊攘派の勢力の強い京都であえて国是評議をやるということは、 朝廷上層部の協力が不可 横井が茂久・久光の上京

#### 2 薩摩の反撃策

備充実に努めるべきとのみ述べるに留めているが、これはすでに述べたように事実上の開国論であった 変え、朝廷に対し、 を凍結し、いっぽうで富国強兵のための実務的改革を進めようということであった(「文久二年の政治過程」下、六、七頁)。 攘夷の公約があるので攘夷の実行を当面は迫られることはないので、その間、タテマエとしての攘夷を言うことでこの問題 明制被為定、皇威海外に被為振候様相成度」と将来の公論で決定するという開鎖両様に余地を残す曖昧な意見を述べるのみ 差し出した意見書(『孝明紀』三、八三九、四〇頁)では、開鎖問題については、「外夷御処置天下之公論を以、 外部においては、それを明らかにせず、開鎖問題についての対応は曖昧にしていた。この年の率兵上京のさい久光が朝廷に なく率直な攘夷論批判を語った。もっともそうだからといって直接、 しかし江戸から帰京し、そこで尊攘派により十年以内攘夷を否定する即今攘夷論が唱えられているのを見て、久光は対応を であった。そして大原勅使とともに江戸に乗り込んだときは、国是は攘夷に決まっているとしたが、その意図は、十年以内 Ⅲ章四節2)。そして薩摩の外交論について言えば、久光の本音は、目的開国の開国論であった(同書、六、七頁)。しかし、 権争いを行い、 この時期の薩摩の動きはどのようなものであったろうか。文久二年の閏八月、薩摩は、京都において尊攘派と政局の主導 敗北し、久光が不満を抱いて帰国したことはすでに別稿で述べたところである(「文久二年の政治過程」下、 開鎖問題についての国是諮問を開くよう求めるとともに、 開国論を述べたわけではなく、 攘夷戦争となれば勝ち目はないとこれまでに 攘夷戦争の代わりに軍 (同書、 永世不朽之 四九~五二

こうした薩摩は、 別勅使派遣にどのように対応しただろうか。 薩摩京都藩邸では一〇月初、 国許より家老小松帯刀が到着

見は大きな役割をはたしていたのではないかと思われる。(ユ) それをなすか決定するよう求め、その方針を諸侯に布告せよと命じるものであり、 と(以上、一○月四日付大久保利通宛小松帯刀書簡、『玉里』一、五九一~五九四頁)。これは、幕府に攘夷を命じ、 と、また現在の世態になっている根本は外夷ゆえということを述べ、その上で以上を諸大名へ達するよう幕府に求めるべし、 は穏健論の立場に立つものであった。そして、実際に勅使に渡された勅命はこれと似ており、朝廷の決定において小松の意 の意見を問われた小松は答える。まず、攘夷の思召を述べ、これについての幕府の決定のところを聞かねば安心できないこ るべきと主張、三条・姊小路がこれに賛同し、近衛が心配している状況であった していた。このとき別勅使の派遣はすでに正式に決まっていた。しかし、持参する勅命は決まらず、長土が即時打払を命じ (同書、五五頁)。近衛より勅命について 即時打払を主張する長土の強硬論に対し いかに

枠内でよりましな対応を考えて、小松はあのような返答をしたのである。 ぜそのような返答をしたのか。それは、「既に近日 もっともそうではあってもこれは攘夷の沙汰書であり、先に見たような、 で述べるように、 攘夷を命じる別勅使派遣が既定事実となってしまっていたからであった。そうである以上、その 勅使御下向御取究にも相成たる事御座候得は」と小松が大久保宛書筒 薩摩の本来の立場とは異なるものであった。 な

る。それを防ぐには早急な対策が必要となる。これについて小松の考えはどうであったろうか。 もっともよりましな対応といっても攘夷方針を幕府が宣言してしまっては事態がその方向に一気に進んでいく危険性があ

界進出の意欲は強く持っており、この召命は歓迎すべきものであり、「実に機会は参り候付、早目に御 上京に相成、 力被遊度」、と国許に進言していた(同書)。では小松は、この機会をどのように利用しようと言うのだろうか。 いた。この召命に対し小松は、国元で改革の最中なのですぐ上京するわけにはいかないと返答した。しかし、 別勅使派遣決定直後、 天皇や近衛関白、それに議奏の中山・正親町三条など朝廷の最高幹部が久光の再上京を強く求めて 小松は中央政

う周旋するよう小松に求めていた。京都での久光・慶喜の会談、その上での家茂上京という小松の構想を薩摩国許は受け入 同一のものであると言えよう。この構想を朝廷に入説するには国許の承認がいる。小松は一〇月四日付大久保・中山宛書簡 それだけなら別人ですむはなしであり、春嶽上京が延期になったので慶喜が上京するということである以上、早めに上京す が、これに彼の戦略を見ることが出来る。小松は言う。慶喜上京は、家茂上京の「都合向」(伺か)のためとのことだが、 て久光が出発することが内決され、正月には発駕のつもり、との国許の意向を記すとともに、将軍上京を三月に延期するよ いている(『大久保利通文書』〈史〉一、一一二~一一八頁)。この書簡で大久保は、慶喜上京の日程決定の知らせを期にし でこの構想を国許に送り、 派の大名が上京し開鎖の国是を評議するというのが小松の構想であると思われる。そして、それはすでに見た越前の構想と 二一三頁)の第一項目は即今攘夷への反対であったとこからも推定することができよう。将軍上京以前に東西から公武合体 そうなるとやはり開鎖問題の評議と見るべきだろう。このことは、三月に実際に上京した久光の朝廷への建白(『玉里』二、 公表されている将軍の上京期限を遅らせてまで実現しようという以上、それはきわめて重大な政治問題ということになるが、 京→何事か京都で談判→三月に家茂上京、という政治日程である。では小松は何を京都で談判させようというのか。すでに も可然」、そして二月に予定されている家茂上京はその後の三月に延期すべきである、と。つまり、一月に久光・慶喜の上 のである。ではどのような役割か、さらに小松は言う。来春一月、久光は慶喜とともに上京し、彼と「何歟御談判御座候て り受けていたが、そのことはこの時には京都に伝わっていた。この慶喜上京に重要な役割を担わせようと小松は望んでいる るよう命じ何かご沙汰すべきであると自分(小松)は近衛に申し入れている、と。慶喜は閏八月二四日に上京の命を幕府よ 右の一○月四日付小松書簡は遅くとも二九日までには鹿児島に着いていた。大久保は一○月二九日付で小松への書簡を書 ○月初、久光への召命を持たせて藤井を至急、帰国させた小松は、四日、 自らはもう一つの使命である薩摩江戸藩邸の整理のためすぐ京を発ち江戸に向かったのである。 国元の中山・大久保に手紙(同書)を送った

3

横井構想の成立

越公与正義六七侯上京、 邸に届いていたことがあるかもしれない。越前と薩摩の二つの構想は連動しはじめたのである。 をとりにくいが、「徹」を「撤」の誤記とすれば、有志の退京を朝廷が命じることを吉井は求めたことになる。吉井は大胆 な行動をとったことになるが、その背景には、小松の東西上京構想を承認した一○月二四日付の小松宛大久保書簡が京都藩 によった吉井は一一月二○日、中川宮を訪れ、関東情勢を報告、さらに横井構想を宮に対し提議している。すなわち、「有 ように薩摩の構想が横井のそれと基本的に一致しており、当然の反応であろう。久光父子に上京を促すため吉井が国元に行 までに、横井はこれを薩摩江戸藩邸幹部の岩下方平・吉井友実に話したのである。彼らはこれに全面賛成した。すでに見た 越前側の構想では薩摩の協力が不可欠だった。当然、越前側が最初に構想をもちかけたのは薩摩であった。一一月一四日 五日、 親奉叡慮、而続御天下之意也、以是冀以朝命徹有志之徒」(「隈山春秋」、三五六頁)。傍点部は意味 吉井は江戸を出立した(『続再夢紀事』〈史〉一、二〇九・二四〇・三三〇頁)。そして途中、京都

だろう。 もっとも両構想は、偶然とするには、あまりに似すぎているようにも思える。両者の関係はさらに考えてみる必要がある

朝廷がこの構想に協力してくれるという予想がある程度たたねばならない。ではいかにしてこの予想はたったのだろうか。 うか。この構想を藩論とするには、これが実現可能性があると春嶽らが思えることが必要となる。久光がこれに賛同する、 というものではないので、その案出はそう遡ることはなく、一一月上旬位に横井が構想し、春嶽が承認したのではないだろ 越前が薩摩にこの構想をもちかけたのが一一月一四日以前。こうした政局がらみの構想はいつまでも言わずに暖めておく

のではないだろうか。そして一〇月二六日には、先に見た朝廷上層部の意向を携えて高崎が着府している したのではないだろうか。 <sup>(21)</sup> 松が春嶽に初めて会ったのは一○月二八日である。同書では国是評議構想の話が出たとは記されていないが、この日、 いはこれ以前、越前側と小松と政治問題でふみこんだ会談が行われ、越前側が小松の構想を知ったということも考えられる 〈史〉一、一八四頁)。薩摩の有力者小松の構想、高崎が伝える朝廷上層部の本音、これを知って横井は国是評議構想を考案 (『小松帯刀伝』 一一頁)、同月中旬には江戸に着いていただろう。『続再夢紀事』〈史〉 一(一八四頁)によれば、江戸で小 その可能性として考えられるのが、小松の着府、 高崎猪太郎の着府である。小松は一○月五日に京都を出立しており ある

薩摩側の賛同を得た後、 春嶽・横井はさらに同志を求める。一一月二六日、横井は容堂に構想を説明、その合意を得た

(同、二四〇頁)。

喜は考えていたものと思われる。 というのである(『続再夢紀事』〈史〉一、二四六頁)。しかしこれは外国艦隊への防衛策のみではなく、軍事的威圧による 坂に来るとの情報があるので、これに備えるため自ら二万の兵を率いて大坂に登り、内は京師を保護し外は海岸を防御する 上方の尊攘派抑制という意味を持っていたと思われる。そしてそれを通して国是の開国論への転換という冒険的な政策を慶 したが、その後の慶喜の行動は、火の如き勢いとなった。それは二万率兵登坂構想であった。すなわち、フランス軍艦が大 きこもり出仕しないようになった(「枢密備忘」、『維新稿本』一一月二六日、九五一~九五三)。周囲の説得で二六日に出仕 いっぽう慶喜は別の構想を持っていた。一一月一七日までに慶喜は攘夷勅命遵奉にはやはり反対であるとしてふたたび引

が、ここでは明言せず、なお熟考のうえ返答するとのことであった(同書、二四六頁)。二九日、江戸城内で春嶽と板倉は、 この派兵構想を一一月二八日、慶喜は春嶽に語った。しかしすでに国是評議構想を持っていた春嶽はこれに反対であった

はこれに賛成した(同書、二四九頁)。二万もの大兵は久光を警戒させるはずで、(マム) たが、大兵は伴っていなかった(以上、『慶喜公伝』2、一二九~一三一頁)。 に賛同することにしたと思われる。一二月四日、慶喜に対して「大坂表警衛向御見置として同地に赴き、時宜により上京す 安政の大獄の記憶のさめやらぬこの時期無理であり、慶喜の構想の実現は難しくなったと言えよう。ここで慶喜は横井構想 四八、九頁)。勅使は曖昧な対応で慶喜をいなしたと言えよう。朝廷側の合意抜きで二万もの大兵を上方に送り込むことは をつくろうとしたのかもしれない。しかし、両卿の答えは、篤と考案のうえ何分ご挨拶するというものであった(同書、二 堂の合意を得ていないのにかかわらず、慶喜は登坂構想を勅使に持ち出したわけであり、勅使の合意を得ることで既成事実 べし」との台命が下り、一五日、江戸を発した。慶喜は一橋家の家臣とともに実家水戸家の家臣数人を借りて上方に向かっ であったが、慶喜は一応、これに賛成したのである。しかし同じ二九日、慶喜は、清水邸に三条と姊小路を招待していたが 水野忠精・小笠原長行に久光父子に上京を促し公武一致で国是を定める構想を説明、そこに慶喜もいたが慶喜をふくめ一同 (春嶽も同席)、ここで慶喜は摂海守衛のため近く登坂するつもりだが御意見は、と勅使に問うたのである。 慶喜の構想は、横井構想と矛盾するもの 閣老や春嶽・容

薩摩藩士高崎猪太郎が急ぎ帰国し、一月二〇日頃に上京するよう久光に求める、 (『続再夢紀事』 一月三〇日、容堂・板倉・水野・小笠原が春嶽を訪問し、横井構想を協議、その段取りを決定した。すなわち、 方、薩摩国元では、先に江戸を立っていた吉井が一二月三日に鹿児島に着いていた(『続再夢紀事』〈史〉一、三三〇頁)。 〈史〉一、二四九、五○頁)。一二月一日、高崎は江戸を立ち鹿児島に向かう(『玉里』一、五七五頁)。 容堂と春嶽は一月一〇日頃に着京、

前の国是評議構想を久光に報告しただろう。すでに小松の同様の構想に賛成していた薩摩国許は、

越前の構想に積極的に応

彼らはこのとき朝

一二月九日、久光は、吉井と側近の大久保を京都・江戸に向けて出発させたのである。

越前側より幕府が一一月二日に攘夷勅許を請ける決定をしたことを当然聞かされていたはずであり、このことと越

吉井は、

攘夷の勅命を出した以上は幕府は当然、奉行するはずだが、その場合、将軍上京はなすべきではない、第一に攘夷の期限を 廷宛の久光意見書(同書、三三六~三四二頁)を持参していた。意見書は、度々の召命に対してすぐには出立できないが、 予を命じた上で名代として春嶽・慶喜上京の命をだすべきと論じた。 ないことになる、第六に小人が上洛の虚に応じ夷賊と不軌をはかる恐れあり、である。そして久光は、朝廷は、 になる、第四に近年物価高騰、上京となれば民衆に負担がふえる、第五に各藩上京して銘々建言すれば衆言囂々収拾がつか で人心紊乱、そのとき江戸を離れるのは不可、第三にせっかく参勤交代を緩和したのに将軍上京すれば大藩も上京すること かりに三五年と定めてもその準備には今より必死になさねばならず上洛している余裕はない、第二に現在幕府は改革の時期 一月には発つとの決意を述べたが、いっぽう二月に予定されている将軍上京については見合わせ論を述べていた。すなわち、 将軍上京猶

はまず難しいと暗に述べていることになる。これは、内心開国論ながら直接それを持ち出さず、軍備充実の課題を言うこと く将軍上京の余裕はないと久光は言うのである。つまり久光は攘夷方針自体は批判していないが、それを近い将来に行うの というのは、これまでの十年以内攘夷に比べればはるかに短いが、近い将来といえるかは微妙であろう。ここで久光は、攘 既成事実の承認である。しかし、そうではあっても勅命が含意する即今攘夷を承認しているわけではなかった。そのことは、 でそれの先延ばしをはかる薩摩のこれまでの対応の延長を言えよう。 夷勅命を前提に最大限に期限を延ばしたと言えよう。そしてさらに、このような期限を設定しても攘夷の実行は容易ではな 「攘夷之儀仮令三五年之期限を定候ても…尋常之手当にては中々六つ敷」云々述べていることに明らかであろう。三五年先 この意見書で久光は攘夷勅命についてはそれを幕府が奉行するのは当然としている。先の小松の書簡について見たような

二三日、近衛・宮それに議奏の正親町三条・中山が会談、決議後、大久保・藤井を呼んだ。近衛らの言うことは、 一二月二〇日、大久保と吉井は着京し、ただちに家茂上京延期勅命実現のため奔走する。 近衛関白や中川宮はこれに賛成、 久光の趣旨

警衛専用ゆえ早々帰国すべしと達するよう建白し、宮らの承認を得ていた(同書簡、 山宛大久保書簡、『玉里』二、三八〜四○頁)。なお在京中、大久保は上京延期勅命を出すさい同時に滞京中の大名に対し自国 を出してはというものであった。近衛らはこれに賛成し、二五日、大久保は京都を発ったのである(以上、一二月二五日付中 彼らの意向を聞くため自分が江戸に行き、将軍出発延期に賛成とのことなら至急おり返し上京するので、その上で延期の勅命 ら日数がかかりその間に容堂・春嶽が出発してしまってはまずい、どちらにしろ彼らの出立は延期する必要があるので、まず しないものであった。これに対する大久保の意見は、長州が問題なら自分が議論し屈服させるが、そのようなことをしていた はもっともだが、将軍上京は長州が熱心なものであり延期するなら長州を慰める必要があるとの難問がある、というはっきり 四三頁)。

を発ち京都に向かった。 ばすが、それはごくわずかとし三月初旬には上京するということで大久保と春嶽・容堂は合意した。そしてそれ以前の二月 ば物議沸騰するし、その背後に薩摩がいたことがわかればさらに六つ敷事態となるという判断になり、家茂上京はやはり延 ないというなら幕府側がそれとなく将軍出立を遅れさせる、である(『続再夢紀事』〈史〉一、三四三、四頁)。しかし八日、 すなわち大久保は越前の中根と上京し容堂・春嶽上京前に延期勅命を出すよう求める。もし万一両公上京後でなければ出せ 二〇日頃に久光は着京し、 一月二日付の大久保宛藤井書簡が到着、長土の暴論が盛んという最新の京都情勢が判明、これで上京延引ということになれ 翌文久三年一月二日、大久保・吉井は着江戸。すぐ春嶽や容堂と協議、彼らも上京延期に賛成、六日その段取りを決めた。 春嶽らと「国是一定の 朝議を促す」ことも決定した。この合意をふまえて九日、大久保は江戸

理由は、 る公の優位を表現する最高のデモンストレーションとなりうる将軍上京をなぜ薩摩は見合わせようとするのだろうか。その 以上、大久保の行動で注目すべきことは、薩摩側の将軍上京見合わせへのこだわりである。公武合体とともにそこにおけ 諸侯上京の阻止、 在京中の大名の退去にあった。将軍が上京すれば諸侯も当然、集まってくる。それを防ごうとし

であったと言えよう。 差し止め命令を出す、である(一月九日付中山宛大久保書簡別紙(『大久保利通文書』〈史〉一、一五二~一五六頁)。そし を望んでいたのである。そして薩摩がもっとも遠ざけたがっていた大名とは言うまでもなく尊攘派の支柱である長州であっ 月同日付中山宛大久保書簡、『忠義史料』二、二八七頁)。薩摩は諸大名を京都から遠ざけようとしており、そのために将軍 て、前者はともかく後者の上京不可命令は将軍上京を三月上旬と決めた段階でも彼らは朝廷に出させるつもりであった(同 ことになっていた。すなわち朝廷は滞京中の大名を召し、将軍上京延期を告げた上で、現在の急務は武備磨励であり、その たのである。藤井書簡が到着前の春嶽や容堂と大久保の合意事項では、将軍上京見合わせが決まれば、以下を朝廷に求める 上京を見合わせようとしたのである。薩摩も春嶽らと等しく、京都での国是評議を限定した公武合体派諸侯のみですること ため早々帰国するよとの勅命を出す、さらに現在、上京していない大名に対しては、早々武備を充実せよとの理由で上京を (当時、 藩主敬親、 世子定広がともに在京)。長州が退去すれば尊攘派の勢いは収まる。将軍上京見合わせは尊攘派対策

提起され実現がはかられた構想である。この時のそれを区別するため以下これを案出者の名をとり横井構想と呼ぶことにす 三月の将軍上京に先んじて東西から公武合体派諸侯が上京し国是評議を行う。国是評議構想は文久二年、 横井構想の実現にむけ薩摩と越前の提携が成立し、それに向けての動きが始まったのである。 たびたび

勅命御請後の春嶽の としていたのだろうか。この疑問については、原口氏が最新の論文「幕末政局の一考察」で示した見解が参考になる。氏は を請けてしまった直後に開国論への転換など評議することが出来るのだろうか。彼らは具体的にどのような策を持ち出そう 横井構想は開鎖問題での国是評議構想である。しかし、京都の尊攘熱をかりにいったん沈静化できたとして、攘夷の勅命 の第二策、 攘夷交渉のための遣外使節派遣論であったとするのである。氏は横井構想との関連はふれていないが、これ 「策略」は、 『続再夢紀事』〈史〉一の一二月二日条に載せられている横井の意見三策(二六七~二七〇

を春嶽の「策略」とするのは妥当と思われる。

開くときは曲は彼にあり名義も立つので皇国の全力をふるい決戦すべし、と横井はした。つまり、将来の再開港をふくみに 横井は説得の材料を用意していた。遣外使節は、先の公使への説明と同様の話をすると同時に、「追て開港之儀は後日使節 側に手荒な処置はよくなく、公使らを江戸城によび勅使とともに以下のように申し入れるべきある。現在の条約は勅許を得 行うというのである。このように言えば、彼も道理を唱えている国であり聞き入れるだろう、しかしなお聞き入れず兵端を を以相達し候儀も可有之候間、一端引払可申」、と話すべしとしていた。つまり、いったんは退去させても後日、 夷を実現しようというのである。もっともこれで退去してくれれば簡単であるが、もちろんそうはいかないだろう。 いて、遣外使節を派遣する、である。打払や一方的退去通告といった強引な手段ではなく、あくまで交渉、説得によって攘 ていないという国内的不備があり、ために人心不和を生じている、ゆえにいったん退去してほしい、そしてなおこの件につ まったく不十分な摂海防衛体制の整備であるが、その中心は第二策の使節派遣論であった。すなわち、攘夷にあたって外国 時的に退去してくれるよう、外国を説得しようというのが横井のこの議論であった。 幕府がなすべき政策を論じたもので、第一策は条約調印にかかわった幕府関係者の処罰であり、 第三策は 再開港を

棄論を唱えていたが、その廃棄論も説得による廃棄であり、これはその延長であった。もっとも、九月の議論とは相違もあ 廃棄交渉段階で予定されていること。第二に遣外使節の派遣である。遣外使節の派遣には、決定権は出先の公使にではなく、 本国にあると見、そこと交渉しようとしたことと、往復数ヶ月もかかるゆえその間、 った。それは第一に、 は開国が目標となっていた。図1の第四象限、目的開国、手段攘夷の外交論である。すでに見たように九月、春嶽は条約廃 この方策は二面的なものであった。一面ではこれは攘夷の実現をめざしているが、それはあくまで経過であり、 九月の議論では開国の如何は条約廃棄後の国是諮問で決めることになっているのが、ここではすでに 時間をかせげるという意味があったと 最終的に

これが加わることで日本側の主張の説得性、外国側の受諾の可能性がますと横井は考えたのだろう。また九月の議論は交渉 思われる(その間、 論への国是転換のための綱渡り策だったのである。 といっても一方的通告に近いものを考えているようであり、開戦不可避をおそらく覚悟していたもののように思われるが、 の議論は、外人退去という意味での攘夷を行いつつも、攘夷戦争を極力さけ、その上で開国論へ転換していこうという開国 これは説得に主眼があり、戦争を極力避けるし、避けうる可能性もあると考えているものであると思われる。この時の横井 国内尊攘熱の沈静化が期待できるし、また不十分な摂海防衛体制を構築する余裕もうまれるだろう)。

論であったとように思われる。 で時間をかせぐ間にそれへの転換をめざしていけばいいだろう。これは、越前の目には、実現の期待がもつことができる議 くむ交渉で行うことの決定であったろう。そして将来の開国という約束は、公にせず内々に参加者間で合意し、 この議論を実現するには何が必要か。予定される京都の国是評議で何を決めるべきか。それは、まず攘夷を遣外使節をふ 使節の往復

た。では越前はどうだろうか。文久四年の江戸において越前は長州と協調的に行動していた(三谷博『明治維新とナショナ 由は、 リズム』、二一四頁)。長州の周布の外交論は図1で言えば第四象限の外交論であり、越前と同一であったからである。 のみならず周布とでさえ協調は困難となるのである。 いた。つまり図2の第四象限の攘夷論である。しかし横井構想では開戦は極力さけることになっていた。こうなると久坂ら し横井構想においては越前に長州に参加を求めはしなかった。これまで協調的であった長州になぜ距離をおくのか。その理 この横井構想において注意すべきは長州の扱いである。その一方の主役の薩摩は右に見たように長州をすでに敵視してい 越前側の変化にある。 横井構想以前の越前は、いったんは条約廃棄を行い開戦覚悟で開国論へ転換することを考えて

横井構想で春嶽・久光、 幕府と薩摩は一致した。しかしその一致のいっぽう対抗関係も存在していた。このときの薩摩の

る。このとき容保の任命はすでに内定しており、久光はもう一人の守護職となることになる。すでに朝廷に大きな影響力を 構想には、尊攘派への対抗という側面の他に自己の権力、政治的地位の拡大をめざすというもうひとつの側面があったので もっている久光は守護職という正規の特別の地位を得ることでさらにその政治力を強化することになるはずである。 初め孝明天皇は久光の上京を求めるが、そのとき守護職への就任も求めていたらしい。そして薩摩側はこれに積極的に応じ ある。それが、このとき薩摩が、上京構想以外で考えていたもうひとつ方策、久光の京都守護職就任構想であった。 一〇月

そこで述べられていた幕府への薩摩の要望は、一、賢侯を幕府の廟堂に登庸し、そのなかに久光を加えること、二、久光は 望は、薩摩のこれまでの幕府改造論の延長であるとともに、自らがその幕府と朝廷の調整役の地位をもしめようとするもの がそうなっているように幕閣の事実上の構成員となるとともに、朝廷と幕府の間の調整者となることになる。 朝廷の寵遇を蒙っているので、公武一和の周旋を久光に依頼することであった。この要望が実現すれば、久光は現在、容堂 であり、その政治的地位を一段と高めよういうものであったと言えよう。こうした薩摩の権力志向には当然、 一月一一日、 他の公武合体派雄藩も反発する。協調しつつも不協和の種もまた存在していたのである。 薩摩の高崎猪太郎は春嶽を訪れ意見書(『続再夢紀事』〈史〉一、二〇〇~二〇四頁)を提出しているが、 幕府は反発す 薩摩のこの希

#### 小 括

の路線が浮かび上がる。第一は、攘夷断行論で、現在の条約をいったん破棄し、その上で諸侯を集めて国是を評議し全国 文久二年閏八月、 幕府は将軍上京を決定、慶喜が先発として上京することも決まった。これが契機となって幕府内で三つ

交問題を専断する権限があり、国是評議や朝廷の勅許など不要という考えで、小栗忠順の主張である。(一節1項1) の時の主張者は慶喜であった。第三は、第二と同じく、図1の第一象限の議論だが、幕府は大政委任をうけている以上、外 る恐れがある。ゆえに開国に国論を定めるには直接、朝廷にこれを言上すべきとする。図1では第一象限の議論であり、こ 的に破るのは不義である。また、国是評議を行っても開国論で一致する保証はなく、攘夷の「愚論」を説くものがあらわれ ときのこれの主唱者は春嶽であった。第二は開国言上論で、条約は国内的にはともかく対外的には正当なもので日本が一方 致で開国を決定すべしというもの。はじめにで述べた座標で言えば、図1の第四象限、図2の第四象限の議論であり、この

くことはなく、三条の到着をまつのみとなった。(一節1項2) 権を返上するという大胆な提案を行うべしと慶喜に主張するが、慶喜は応じず、結局、幕府は外交論をめぐって主体的に動 東下するという情報が入ると、開国説の上京言上は困難となる。ここで春嶽は、 喜がその主張を述べると、春嶽はそれを支持することにした。しかし一○月一日、 幕府内の評議ではまず春嶽がその主張を唱えるが、第三の立場からの反発が強く、賛同を得ることができない。そこに慶 言上にさいし朝廷が応じないなら幕府は政 京都より攘夷の勅命をもって三条勅使が

ついても彼らは天皇の真意はそうではないと理解していた。図2の第一象限にこれをおいたのである。容堂らがこのように 位置づけたのである。 作興策として考え、最終的目的として鎖国を目指すものとは理解していなかった。 するという内乱への不安である。第二は彼らの勅命への解釈である。容堂や春嶽は、攘夷勅命を富国強兵実現のための人心 けるという方針を決定した。本心は開国論者である容堂が攘夷勅命御請を説いたのは、第一にこれを請けねば尊攘派が暴発 がらこのとき幕議に参画していた土佐の山内容堂であり、それに春嶽が協力した。その結果、一一月二日、 攘夷の勅命を請けるべきか幕府内で議論があったが、このとき請けいれ論を主張し、幕府を動かしていったのは、 また勅命は、条約廃棄といった攘夷行動の近い将来における実行を含意するものであったが、 勅命を、 図1の第四象限に属するものと 幕府は勅命を請

的経路でそれは本意ではないと弁明していたが、今回も天皇は同じ行動をとったのである。こうしたものである以上、 理解するのは、天皇の行動に要因があった。すでにこれ以前の大原勅使東下のさい天皇は公の勅命では攘夷を語りつつ、私 の攘夷勅命御請はその場しのぎのものであり、実際に近い将来に攘夷行動をとる決意をしたわけではなかった。(一節2項 幕府

1

それが右のような幕府の対応を可能にしたのである。 のときに奏聞すればいいことになっていた。攘夷の一般論はともかく、その具体策については先延ばしができるのであり、 しそれを奏聞することであった。このうちただちに為さねばならないのは前者で後者は来春二月に予定されていた家茂上京 攘夷勅命が幕府に求めていたのは、攘夷方針をとりそのことを諸藩に布告することと攘夷の策略・期限を衆議のうえ決定

しも満足していなかった。そこで彼らは幕府に決定が任されている攘夷の期限・策略を自分たちの意向にそったものにすべ いっぽう尊攘派のうち急進派は勅命決定の段階で、即時打払命令とすることを主張していたほどで実際の勅命にかならず 御殿山のイギリス公使館焼き討ちを行うなど、過激な行動を行うのである。(一節2項2)

に遅らせ、その前の一月に久光と慶喜が上京し京都で談判を行うというものであった。そしてその談判とは外交問題の評議 が決定されたことを知り、攘夷行動を阻止するための方策を考案した。それは、明年二月に予定されていた家茂上京を三月 政治顧問横井小楠は、将軍上京前に西から久光、東から春嶽・容堂が上京し外交問題についての国是評議を行い、 近い将来の攘夷を含意しており、これを請けた以上、十年以内攘夷といった遠い将来の約束でお茶をにごすわけには 幕府は三条勅使東下という当面の問題は処理したが、すぐ後に攘夷の策略・期限の奏聞という難問が控えていた。 いかにして近い将来の攘夷行動をさけ、さらには国是の開国論への転換を行うか、これが彼らの課題となった。 開国論への転換をめざすという構想を考えた。いっぽう薩摩の家老小松帯刀も一○月初、攘夷を命じる三条勅使の派遣 攘夷の凍 勅命は

であり、そこで攘夷行動の阻止、開国論への転換をはかろうとしたものと思われる。(二節1・2)

腹心の大久保を京都、江戸に派遣する。 携する。以下、越前・薩摩が連携して進めようとしたこの構想を横井構想と呼ぶ。一一月、越前側から説明を受けた薩摩江 で公武合体派上京構想を具申されそれを採用することを決めていた薩摩国許は、当然、横井構想に応じ、その根回しのため 戸藩邸の吉井は構想への久光の賛同を得るべく鹿児島に向かう。一二月三日、吉井は鹿児島に着く。すでに小松からの書簡 横井と小松の構想は、東西より公武合体派諸侯が上京、開鎖問題の国是評議という点で共通していた。当然、 両構想は連

ためさらに江戸に下ったのである。(以上、二節3) れとともに尊攘派有志を退京させようと望んだのである。朝廷上層部は内々これに合意し、大久保はこれの段取りをつける いる尊攘派有志の存在であった。久光は、上京見合わせを名目にいま滞京している諸侯(長州の敬親など)を帰国させ、そ 大久保の使命は、家茂上京見合わせの勅命を出させることにあった。京都での国是評議の最大の難関は、 京都を支配して

### II公武合体派の挫折と打払令の発令

### 、京都における尊攘論の再活性化

#### 1 三条勅使出発後の京都

三条勅使出発後の京都政界はどのようになっていのか。これについては、尊攘派の勢いがいったん収まり、公武合体派の

勢力が盛り返したことがすでに指摘されている(家近良樹『幕末政治と倒幕運動』、二九六頁)。

このことを尊攘派のテロ事件について確認しよう。文久二年九月から翌年一月にいたる主要なテロ事件を挙げると以下の

ようになる。

文久二年 九月一日 中座手先文吉絞殺 (京都)

九月一二日 岩倉らに脅迫の投げ文(京都)

九月二三日

一〇月一〇日

町奉行与力ら四人を近江で襲撃、三人の首を晒す(京都)

平野屋寿三郎らを縛して二条河原に曝す(京都)

一〇月二〇日 一〇月一二日 万里小路家士小西直記暗殺 三条勅使出立、武市ら随行

(京都)

一〇月二六日 久坂京都出立

一月二日 久坂着府

一月一三日 横浜襲撃未遂事件 (江戸)

一月一五日
村山可寿江を縛して三条大橋に曝す(京都)

|二月||二日||御殿山焼き討ち事件(江戸)

一二月一九日 横井襲撃 (江戸)

一二月二〇日 久坂江戸出立

一二月二一日 塙次郎暗殺 (江戸)

一月九日 久坂着京

文久三年

ノブルー ク装を見り

一月一〇日 宗城批判の貼り紙(京都)

一月一三日 高槻藩士宇野八郎(東桜)暗殺(江戸)

一月一四日 中座林助暗殺(京都)

月二二日 池内大学暗殺 (大坂)

一月二四日 池内の耳と脅迫状、中山・正親町三条邸へ(京都)

都で頻発するようになるのである。なぜこうなるのか。『伊達宗城在京日記』〈史〉は「諸国浪人共大半京地引払候哉、 つまり、文久二年一○月まではテロ事件は京都で猖獗を極めるが、一一月になるとその場は江戸に移り、一月よりまた京

之頃に比候得は静に有之由之事」(一二頁)と指摘している。つまり、長州・土佐の尊攘派有志が三条勅使とともに江戸に いったので京都は治まり、逆に江戸でテロが増えたのである。そして彼らが京にもどる一月よりまた上方でテロは活発化す

るのである。

あろう。 ているので多数に見えるだけであると述べている(三月一五日津山藩士答議、『孝明紀』 に津山藩士が朝廷に出した答議で、浪士は多数に見えるが実際は誠に少人数で、「各藩有志之者」が隠然と彼らの尻押をし なく、長土尊攘派という有力な政治勢力自身とそれとかかわっている部分であるということを示唆していよう。三月一五日 そしてこのことは逆に見るならば、尊攘論が高揚しているといっても、実際にテロ活動まで行っているのは、そう多くは 四、四三七頁)が、正確な判断で

二)。そして勅使出発後、京都の政治的雰囲気が変化すると、彼らの行動も変わってくる。それはまず薩摩への政治的傾斜 るを得ないだろう。 り浪人の取締を主張しており、 京都守護職は治安維持能力を事実上失った京都所司代に代わり、京都の治安維持にあたる役職である。そして久光は以前よ えることでバランスをとるというのが、任命の意図であると朝廷は後に説明しているが、やはりそれのみではないだろう。 内密に、久光の京都守護職就任をも求めたらしい(原口「参与考」、九~一一頁)。親藩の会津のみではなく外様の薩摩を加 となって現れる。別勅使派遣を決定した直後の一○月初、朝廷上層部は久光に手紙を送りその上京を求めた。そしてこの時 であったが、尊攘派の圧力のもと三条勅使の派遣を決定したことはすでに別稿で見た(「文久二年の政治過程」下Ⅲ章四節 いる久光に守護職という特別の地位を与えることは、薩摩の政治力を大きく強化するものであり、薩摩への肩入れと云わざ さらに朝廷の行動も変化する。朝廷上層部、孝明天皇や近衛関白、議奏の正親町三条・中山は、内心では尊攘派に批判的 尊攘派浪士の抑制策であることは明らかだろう。そしてすでに朝廷に大きな影響力をもって

○頁)。ここに久光の守護職任命が公然たるものとなるが、在京の長州や土佐人はこれに反発する。一一月一七日、土佐の った。この結果、 この内意に対し薩摩は積極的で国元から帰京した藤井は一一月五日、近衛を訪れ久光がこれを請ける意向であることを語 二三 幕府に対して久光を守護職に任命することを述べた沙汰書を朝廷は下した(『孝明紀』四、二三

ともに、在京長土尊攘派が朝廷にむけ工作を行った(「隈山春秋」、一一月一七日、三五四頁)。しかしその効果はなく、任 平井、長州の前田・木戸は会合し、守護職を辞退するよう薩摩に勧めることを決定した。このため木戸が江戸におもむくと

命の変更はなかった。

ではないかと思われる。久光と尊攘派、両者の間で朝廷は対応をめまぐるしく変えるのである。 砕けになってきた。それなのに今回違うのは、天誅の圧力が低下し、京都の政治的雰囲気が変化したので強気になったから 久光の任命は、朝廷指導部、中でも天皇個人の強い意向に基づくものであった。これまで天皇は、尊攘派の圧力にすぐ腰(34)

そしてこうした雰囲気のなか一二月九日、反もしくは非尊攘派が優位をしめる国事御用掛が朝廷に設置されたのである

### 2 勅使の帰京と尊攘論の再活性化

(家近著書補論第一節)。

なる、と述べていた 違なし、過激の攘夷論のみにて何とも申へき様なし」(『続再夢紀事』〈史〉一、三五二頁)と語った。慶喜自身も、 狂う世界であった。大目付岡部長常は、一月一六日、越前の中根雪江に、「此地の情況は上京已前関東にて聞及ひし所に相 形状は以の外険難なる事」なので、将軍上京を延期せよという薩摩の議論にしたがってはいよいよ人心が折合わないことと 文久二年一二月一五日、 (同書、三五一頁)。尊攘論が沈静化していた京都がわずかの間にその姿を変えたのである。 慶喜一行は江戸を出立、 海路、京に向かい、一月五日着京した。彼らが見た京都は尊攘論が荒れ 「此地の

その前後、

八五

条・姊小路も急進論をとるようになった。彼らは江戸においては春嶽や容堂に協調的な態度をとっていた。しかし京にもど

その理由は三条勅使の帰京であった。一二月七日、江戸を立った勅使は、二三日、着京した。そして長州、土佐の有志も

江戸を立ち上方にもどった。そしてその直後より上方でのテロ事件が復活するのである。さらに帰京した三

ると彼らは春嶽を因循と批判するようになったのである。

の通りであった。 勅使は一○月二八日に江戸に着いたが、将軍の病気のためいっこうに登城は行われなかった。この状況に三条らは焦燥し、 (「世子奉勅東下記」、一八一頁)。このとき長州の中村九郎が三条を訪れていたが、なぜ三条が急ぐのか、中村の観察は以下 一月二三日には翌日もしくは翌々日に将軍と面談したい、都合が悪ければ代理でもよいとまで言って幕府に督促した なぜ彼らは態度を変えたのか。その出発点は、久光の守護職任命への反発であったと思われる。すでに述べたように三条

「条卿意、独り攘夷決極の遅緩を憂るにあらす、頃ろ島津守護職の議あり、芸侯、 色あるを以て、朝廷基本の確固せさる事あらん、一日も早く帰京を促さるるの故ならんや、其口気に見る所なり」 久留米侯参朝にて、 有志の輩不満の

(同書、一八一頁)。

そうした反発心をもって京都にもどった三条らの発言が公武合体派への対抗上、厳しくなるのは自然なことと言えよう。 よう促しているというのである。勅使派遣にいたる三条ら尊攘派と久光の対抗関係を考えれば、尊攘派有志の反応は自然な 条約廃棄の速やかな実行を望み、幕府が御請を反古にするのではないかと疑いつつ将軍の上京を待っていた。一方、公武合 ものであると言えよう。そしてこうした声に促されて、三条は登城を督促し、一二月七日には急ぎ江戸を立ったのである。 勅使帰京で尊攘派は京都において再活性化する。そして尊攘派のなかでも主導権を握ったのは急進派であった。彼らは、 つまり、久光の守護職任命や芸州侯・久留米侯の上京で朝廷の基本が動揺していると有志は判断し、三条に早く帰京する

体派は、これに対抗する横井構想の実現を期していた。両者の対立は必至であったのである。

#### 1 横井構想の挫折

1、二月九日まで―攘夷期限の言上―

が一月中に上京するのは困難であり、江戸において、春嶽・容堂それに薩摩の大久保が協議し、久光は二月二〇日頃着京と いうことにしたのはすでに述べたとおりである。 横井構想では文久三年の一月中に東西より慶喜と久光が上京し、京都で国是評議を行うことになっていた。 もっとも久光

実行困難であり、強気でなる大久保も横井構想の放棄を考えるにいたったのである。この結果、在京薩摩幹部は朝廷に久光 ということを決めるにいたった(同書、三五五、六頁)。朝廷指導部の協力なしでは、 が、彼らは原則論ではそれに賛成しながらも、三条ら尊攘派公家の勢いにおされ現実にそれに協力するとは言わなかったの 変」とは何か。それは、朝廷上層部の動向であった。大久保は上京後ただちに忠熈や中川宮に江戸での申し合わせを伝えた 難のみでどうしようもない、将軍も同様ゆえ別段の幕議で春嶽・家茂の上京を一時延期することはできないか、と語ったの 都に滞在していた越前の中根と会談の席で、大久保は、「目下の景況しか一変」した以上は、この上は春嶽上京しても御困 上京見合わせを申し入れた。しかし朝廷側はやはり久光上京を求め近衛よりも直書が出されたのでやむなく大久保はこれを である(『続再夢紀事』〈史〉一、三五三頁)。国是評議さらには将軍上京中止論である。大久保が言う「目下の景況しか一 一五日に着京したが、そこでの状況を見て、江戸での申し合わせは無理と考えるようになった。すなわち、一七日、 しかしこの時の京都の情勢はこうした国是評議構想を困難にするものとなっていた。江戸での協議をふまえ大久保は一月 (同書、三五二、三頁)。さらに二一日までに、近衛・鷹司関白・中川宮は相談の上、将軍上京延期命令は出さない 朝廷での国是評議という横井構想は

携え鹿児島に下ることととなり(同書、三五六頁)、一月二三日、大坂を出港、鹿児島に向かった。

考えるようになっていた(同書、三五一頁)。そして一三日に慶喜は朝廷に上表を提出、そのさい、攘夷と決定した以上、 わなければならないことは慶喜にとっては苦しいことであったろう。着京後の慶喜は、その持論を論弁しても貫徹せず、 実を突きつけることで攘夷の困難さを公卿側に気づかせることにあったと思われる(申し入れのさい、戦争の覚悟を決めて 喜公伝』史料篇〈史〉一、四〇五、六頁)。一見、攘夷論の主張のように見えるが、実際のねらいは、開戦不可避という現 武将として身命をなげうつ決意だが、そのときに及んで公卿達が萎縮することのないようとの申し入れを行っていた(『慶 いる藩はないと慶喜が付言したことがその証左となろう、同書、四○七頁)。しかしそうではあっても、こうした修辞を使 一無三に鎖港をせよと迫られる状況だったのである(『続再夢紀事』〈史〉一、三五二頁)。 動揺したのは大久保だけではなかった。すでに一月五日に着京していた慶喜も一六日には家茂上京の延期などできないと

段階で、即時打払を主張していたことはすでに述べた。速やかな言上要求はこの流れの延長にあった。また一つには原口 には伝わらなかったのだろう。皮肉な話ではある。 の反発からということがあったろう(三○頁)。実際には一月二一日に延期策動は終わっているのだが、そこまでは尊攘派 「文久二、三年の朝廷改革」が指摘しているように、薩摩が進めていた将軍上京延期策動の情報が彼らの耳に入り、それへ 具体的には攘夷実行の期限を速やかに言上せよとの要求であった。家茂上京時の言上を勅使が認めたのにかかわらず、こう した要求を彼らがなすのは、一つには尊攘派中の急進派の発言力の強化を示すものである。彼らは前年一○月の勅命決定の 慶喜、そして一月二五日に着京した容堂、二月四日の春嶽らは尊攘派の強烈な圧力にさらされことになる。その圧力とは、

した浪士の突き上げの結果か、二月五日には三条は速やかに期限を言上すべきとの意向を因州の池田慶徳に語った(文久三 月二七日に東山の翠紅館で尊攘派の有志の集会が行われたことは有名である(『慶喜公伝』 2、 一五三頁)。そしてこう

即答は避けられていたのである。 集まった段階で、それを天皇に見せて叡慮を伺い、その叡慮を将軍に伝え、上京前に期限をほぼ治定する、である(文久三 期限の言上について以下の手順を述べその了承をえた。すなわち、一二月一三日に幕府がおこなった諸侯への下問の答申が 年二月七日付慶徳宛慶喜書簡、同書、四四〇頁)。家茂上京のさいの言上という当初の予定よりは早まったが、まだ期限の 年二月七日付慶喜宛池田慶徳書簡、『慶喜公伝』史料編〈史〉一、四三九、四〇頁)。三条は議奏であり、これは朝廷の正式 な意向と彼はうけとったろう。慶徳からこのことを知らされた慶喜は、五日ただちに鷹司関白邸におもむく。そこで慶喜は

がある、である。例によって尊攘派の暴発の危険を圧力とした恫喝であるが、その趣旨は、将軍上京前に朝廷の側で攘夷の を今のうちになすべきと尊攘派は主張しているのである。 の実行を遠い将来に延ばすような議論をさしているといえよう。そうした議論の余地がないような、近い将来の期限の設定 方策を確定してしまっておくべしということである。ここで言う因循説とは、攘夷断行は国力充実のうえでといった、 輦轂の下で起こすやも知れない、そこで今の内に「朝廷攘夷緩急之御基本は勿論、庶政確乎と明瞭之御処置」を定める必要 るが、もしそれが因循説でそれに朝廷が雷同するようなことになれば、「諸藩輻輳勤王之志一定致し候者共」が暴激の事を を鷹司関白に提出した(『孝明紀』四、三六六、七頁)。この春、将軍が上京、攘夷の策略について言上することになってい しかしその直後、 圧力はさらに高まる。二月八日、姊小路や正親町実徳など十三人の尊攘派の公家が攘夷についての上書

な言上を求めたものと解せよう。そして、八日もしくは九日、 七日には近衛が宗城に「攘夷期限之義、越土申合候様」話すようになった(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇一頁)、速やか 人心紛擾、 そしてこうした圧力に朝廷当局は動かされる。 叡慮を悩ましているので、将軍上京前だが期限を内々言上せよ、と命じる慶喜・春嶽ら宛の正式な沙汰書を作成 五日には答申が集まった上でという慶喜の主張を関白が了解していたが、 朝廷上層部は、いまだ家茂は上京せず、諸有志に疑念を生じ、

した。この沙汰書は一○日に学習院で一越に渡されるはずであった。 <sup>(3)</sup>

こうした朝廷当局者の意向の変化を知って公武合体派諸侯は覚悟を決める。二月八日、慶喜のもとで容堂・岡部・沢勘七 (外国奉行) ・武田耕雲斎(水戸藩士ながら慶喜付として上京)が会合した。この会合について翌日の伊達宗城宛書簡で

容堂は以下のように記した(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇四頁)。

「〔慶喜の許に行く〕岡部・沢・武田も列座、天下の大議粗決定、黄門 (慶喜)も別て憤励、 因循論之口気毫も無之、

可賀々々、今日は春嶽方へ参向、又決議之心得に御坐候」

のは、一○日に学習院で言上を命じる沙汰書が下されるのを知ったからであった。 <sup>(3)</sup> 「天下之大議」とは攘夷期限問題であろう。これについの方針がこのときほぼ決まったのである。彼らがこの決断をした

この会議の内容を宗城に容堂は以下のように記す(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇四頁)。 翌九日、右のメンバーに容保・町奉行の永井尚志らも加わり春嶽邸で会議が行われた(『続再夢紀事』〈史〉一、三六七頁)。

「政事総裁方一橋始大会、拒絶一条其他決議御坐候、夜に入、鷹司殿へ一同々伴、委曲可申上候

も議せられている(『続再夢紀事』〈史〉一、三六七頁)。尊攘派浪士の取締は公武合体派にとって攘夷期限とともに緊急の 昨日の決定が改めて確認されたと言えよう。さらに注意すべきことにこの会議においては、「彼の暴行者を制すへき方案

問題だったのである。

「攘夷拒絶之儀は、大樹公上洛相済、江戸表へ帰著後、速に可及応接事

春嶽邸会談のあと慶喜・春嶽は鷹司関白邸を訪れ、以下の言上を行った(『孝明紀』四、三六二頁)。

先頃申上置候有志之者共御所置之儀、早々被仰出候様、此度猶又相願候事

二月九日

慶喜

す横井構想を完全に否定するものなのであった。 やかにとだけ述べ具体的な時期を言っていない点では曖昧であるが、そう何ヶ月も延ばせるわけではなく、ほとんど即時と いうべき期限を慶喜・春嶽は江戸の幕閣に相談なく設定してしまったことになる。この期限設定は、即今攘夷の阻止を目指 言上の内容である。ここで一越は、将軍の上京が終わり江戸にもどった上で速やかに外国との応接を行うと、言上した。速 る余地がうまれるのである。それをここで期限を言上してしまっては、構想は成り立たなくなってしまうのである。第二は 言上を延ばすことができるというのが横井構想の前提であり、だからこそ将軍上洛前に公武合体派諸侯が開鎖の国是を議す この言上により横井構想は挫折することになった。それは第一に期限言上という行為自体にある。将軍上京するまで期限

に言上を求めようとしたからであった。 もかかわらず、 は諸侯へ攘夷を布告するとともにそれへの方略を諮問しており、その答申が集まってから返答するのが筋であろう。それに 前年の別勅使への返答では、 期限の言上を行わねばならなくなったのは、右に見たように、尊攘派の運動が朝廷を動かし、朝廷がただち 攘夷期限は将軍上京後に返答すれば良いはずであった。さらに、前年一二月一三日には幕府

のように思われる。それほど当時の京都において尊攘派の圧力が厳しかったということなのだろう。 の池田慶徳のこれについての意見が、一年もしくは一年半先の攘夷実行であったこと(文久三年一月一五日付幕府宛慶徳答 れるものではなかった。期限を言上する以上は、近い将来とならざるをえないのである。しかし、穏健な尊攘派である因州 幕府にまかせていた。しかしすでに述べたように、十年以内攘夷といった遠い将来の期限は、この時の情勢において答えら もっともそうではあっても、なぜ彼らはここまで短い期限を言上してしまったのだろうか。攘夷勅命は、 『池田伝』二、二七三~二七五頁)を考えると、慶喜らの将軍帰府後、速やかにという言上はあまりに短い期限の設定 期限については

う三港開港論であった。しかし、その後、攘夷叡慮御請という新たな事態となった。ここでいかに対応すべきかについて会 立ったと言えよう。 鎖の〕応接為勤候様之義に」決定した(「維新階梯雑誌」、『維新稿本』二月九日、二二五)。つまり横浜鎖港論である。こう 勢論候へは三港位設置候方可然、各両説何れも不義之筋には」御座なきため議論は紛糾する。 津京都藩邸内では激しい議論が行われる。 武合体派の間の攘夷問題についての考えが分化するようになった。一方は会津である。文久二年九月段階の会津の主張は、 るをえないという図1で言えば第四象限の外交論、条約廃棄はすみやかにやるということで図2で言えば第四象限の立場に した会津の立場よりすれば九日の条約廃棄言上は額面通りのものであった。会津は、 まったく拒絶の議に一決した。そしてこの議は、翌九日、 このように期限を言上してしまったことで攘夷=条約廃棄はさらに現実的な問題となった。そしてこうなると、 (横浜・長崎・箱館)は被差置、其他〔兵庫開港など条約の未実施部分〕拒絶、尤改約之上、制度厳重相立候」、とい 一方は三港開港論、他は拒絶論であった。「内勢を以申せは全拒絶して可然、 容保に言上、彼もこれを承認、 開国のためには一度は条約廃棄をせざ 一港 結局、「極論徹夜に及」び、 (横浜) は御奏請之上、 在京の公 (閉

御請と等しくこの九日の言上も彼にとってはその場しのぎであったろう。 っぽう春嶽は、これ以後もなお条約廃棄に反対であった(『続再夢紀事』〈史〉一、四一二頁)。したがって別勅使への

#### 2、有志対策

である。

のである。それは言上の後半の部分で、ここで彼らは朝廷に浪士=尊攘派有志処分のための沙汰を出すように求めているの しかし、二月九日の言上は公武合体派の敗北のあらわれのみであるわけではなかった。逆に攻勢という側面も持っていた

嶽邸会談で攘夷期限の問題と同時に浪士処分問題が議せられた所以であろう。さらに翌一〇日、春嶽は書簡を鷹司関白に送 化することができるなら先の期限の言質も何とでも始末がつくとあるいは春嶽などは考えたのかもしれない。二月九日の春 すます活発になっていた。尊攘派、特にその中核となっている有志対策が緊急の課題として公武合体派の前に浮かび上がっ 述べたところである。しかし将軍上京延期命令は出されず、諸侯、そして長土藩士など尊攘派はなお在京し、その活動はま 廷が、滞京している諸侯に帰国を命じるとともに、諸大名の上京を止める沙汰を出すことを彼らが考えていたことはすでに せねばならない。それには京都に集まっている有志を離京させる必要がある、そのため将軍上京を延期し、それを名目に朝 らの構想である横井構想では、京都での国是評議が考えられていたが、それをなすにはまず異常な現在の尊攘熱を沈静化さ てきたのである。そしてこれへの決断をこの言上で慶喜・春嶽は関白に求めた。朝廷が浪士対策にふみきり、 この浪士処分論は、文久三年の京都の尊攘熱の亢進に接した公武合体派が喫緊の政治課題とした問題であった。本来の彼 浪士処分のための朝議開催を強く求めたのである(『続再夢紀事』〈史〉一、三六七、八頁)。

うに一方的に彼らを弾圧しようというものではなかった。 ここで公武合体派は尊攘派有志の処分を求めた。しかし、注意すべきことに、それは後の八月一八日クーデター以後のよ

この慶喜の意見は、アメと鞭の両面的なものであった。勅命により脱藩浪士は藩に復帰することになるし、 を召し抱えることにしたい、ただし、頭取のうちこれまで不届きな所業が顕著な両三人は厳重な所置を申し付ける、である。 分をしておきたい、具体的には、朝廷より諸藩に浪士を引き取れとの沙汰を下し、 始めてではなかった。公武合体派諸侯で有志対策を最初に持ち出したのは慶喜であったと思われる。一月二一日、 先の言上が「先頃申上置候有志之者共御所置之儀」とするように、公武合体派がこの問題を朝廷に言上したのはこの時が 武田耕雲斎は宗城を訪れ慶喜の意見を語る(『伊達宗城在京日記』〈史〉、六七、八頁)。すなわち、将軍上京前に浪士処 藩の籍がない浪士については幕府がそれ 無籍の者も幕府 慶喜の使

が生計の場を与えることになる。これがアメ。 しかし、同時に鞭として、これまで天誅を行ってきた幹部は処罰されること

になっていた。

わけにはいかずどうしても朝廷の命として出さねばならないが、朝廷がこれに応じるだろうか。この問題点はただちに宗城(空) に決まらなかった(同書、一月二四日、七七頁)、宗城が予想した通りの展開である。 ろう、である(同書、六八、九頁)。そして二四日までに慶喜は先の意見を近衛に言上していたが、両役に異論があり容易 るべきというだろう、評議にかければ浪士に漏れ暴発の危険があるし、その危険を恐れて評議が反対することもありうるだ によって指摘されている。浪士対策は必要だが、幕府を疑い、浪士を信じているような両役はこれを承知せず、 この浪士対策の問題点は朝廷の合意を得ることができるかにあった。反幕気運が強い浪士に対してこれを幕命として出す 評議にかけ

そして二月一日、朝廷は学習院に諸藩を召し、最近の天誅張紙投書は決して採用しないので無用たるべきとの関白の命を伝 えた(『孝明紀』四、三五六頁)が、この日の夜、慶喜宿所に千種家家臣の賀川肇の生首が送りつけられ、公家の千種・岩 院に諸藩を呼び無頼不法の徒の吟味を命じる勅を下すべきと考え、これを薩摩の藤井に密話するにいたった(同、八二頁)。 士対策を密話した(同、七九頁)。この結果か、容堂は藩内の尊攘派の取締を決意した。また朝廷上層部でも中川宮は学習 中川宮・近衛・鷹司邸に議奏中山・正親町三条を非難する書が投じられ、中山・正親町三条邸には殺害された儒者池内大学 倉邸には切断された手が投げ込まれており、効果はなかった。 二七日、これが裁可された。一月二五日に着京した容堂はただちに東本願寺を宿舎とする慶喜を訪れるが、二人はここで浪 の耳を添えて引退を求める脅迫状が投げ込まれるという衝撃的な事件が起きていたのである。このため両人は辞表を提出 しかし浪士対策は公武合体派にとりなさねばならない課題であった。浪士の活動はますます激しくなり、一月二四日には、

こうした事態に京都守護職の会津も動き出す。二月四日、容保は慶喜と相談の上、 以下の建白を近衛忠熈に行った(『七

さかも忌憚なくその筋々へ申し出るよう、との触を朝廷が出すべきである、である。尊攘派有志への融和的な姿勢であると るのは、言路が壅蔽し下情が上に貫通していないからである、ゆえに言路を開くため、今後は内外大小となく善悪ともいさ 年史』〈史〉一、一八一、二頁)。脅迫や暗殺などのテロ活動は言語道断、天下の為ならず、しかし彼らがそうした行動に出

言えよう。

頁)。この書簡は、慶喜をはじめ在京の幕府有司と相談のうえ作成されたものであり(同書、三六七頁)、これが当時の在京 であり、「有志」の「勤 背後にはこうした流れがあったのである。さらに翌一○日も春嶽が鷹司に意見書を送る。その趣旨は、基本的に容保と同一 鞭の両面のうち、後者が消えアメのみの案であると言えよう。おそらくこの案も朝廷に建言されていたのではないだろうか。 のかもしれない。 夷を標榜する一隊に編成するというのである。先の慶喜意見と同じく浪士部隊編成論であり、あるいは慶喜と相談があった 指揮のもと攘夷の先鋒とすべきとしていた。京都に集まっている有志について藩士はその藩にもどし、そうでないものは攘 せた。そこで容保は、有志の攘夷の希望をかなえさせるために、彼らを水戸の武田耕雲斎付属の一隊に編成し、京都守護職 公武合体派の多数派の見解であったといえよう。(ただし後述するように春嶽自身はこれに異論があったが)。 二月九日言上で、一越は「先頃申上置候有志之者共御所置之儀、早々被仰出候様、 容保の有志対策はこれのみではなかった。二月五日、容保は春嶽にその意見書(『続再夢紀事』〈史〉一、三六三頁)を見 ただ慶喜意見ではこれまでの不届きの責任者は厳罰としていたが、これではそうした部分はなく、アメと 王忠勇之至情」を尽くさせるような処置をとるべしというものであった(同書、三六七~三六九 此度猶又相願候事」と述べたが、その

九五

何と存候事」。朝廷上層部は自ら決断するのを避け、寄人の評議にかけることにしたのである。宗城が予想したとおりの行

有志之御所置、一橋え仰被付侯義、必当なから、左候ては外藩有志之面々彼是可申出歟、此義寄人え品々評議被掛候ては如

いっぽう朝廷では一○日、鷹司関白は中川宮に以下のように書き送っていた(『維新稿本』二月一五日、五一九)。

動である。そして浪士対策がなされないまま二月一一日、異常な事態が発生するのである。

#### 2 二月一日

月とか具体的な月日を入れて返答するよう求めた(『孝明紀』四、三六二頁)。尊攘派有志、 いる天皇や関白としては曖昧な返答では彼らの納得を得られないと考えたのだろう。 二月九日の言上を受けた鷹司関白は、翌一〇日、慶喜と春嶽に書簡を送り、九日の言上では曖昧であり、三月下旬とか四 尊攘派公家の突き上げをうけて

きていたのである。 に延ばすとの沙汰が午前中、 なかった。そして翌一一日、 きないと消極的な姿勢を示した(『安達清風日記』〈史〉、三六〇、一頁)。このためか日付についての検討はこの日、 そして慶喜は二月一〇日、 具体的な日付をいれるべきと考え、その旨を春嶽に伝えるが、春嶽は重大な問題であり即答で 朝廷よりあった(『続再夢紀事』〈史〉、三六九、七〇頁)。そしてこの時、朝廷では大騒動が起 一越は尾張の慶勝とともに学習院に出頭するつもりで、朝、その準備をしていたが、 翌一二日 行われ

され、 国事御用掛のみではなく、「同志」(尊攘派公家)も参列した。そして、攘夷期限について慶喜・春嶽に詰問することが評決 関白は参内することになり、尊攘派公家も続いて参内した。この結果、学問所で廟議が行われたが、これには関白・両役・ もっておしかけ、今日中にこれを決定するよう求め、採用されるまで立ち退かないと宣言した。一方、 言上した。関白は、「明日参内して処置する」と返答したが、尊攘派公家は、ただちに参内し裁断するよう強く求め、 の午後、同志の公家の東園基敬邸に集合した上で、久坂らの建白の写しをもって関白邸に参上し、至急処置すべきと関白に この一一日の朝、 両役と尊攘派公家若干が慶喜のもとにおもむくことになった。 関白邸に三人の尊攘派有志、肥後の轟武兵衛・長州の久坂・寺島忠三郎が攘夷期限決定を求める建白を 彼らが慶喜の宿舎である東本願寺に着いたのは午後 尊攘派公家はこの日

を武家側が出すことになった。(以上、『孝明紀』四、三六七~三六九頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七〇~三七二頁・ の間で烈しい議論となったが、結局、将軍滞京を十日間と仮定し、帰府後、二十日にあたる日を攘夷の期限とするとの返答 ○時頃であった。その後、午前一時すぎには春嶽や容堂・容保が駆けつけ、攘夷期限を即時返答するよう求める公家側と

尊攘派公家の直接的な圧力のもとでなされたこと、次に深夜に慶喜の許におしかけ重大問題について即答を強いたことであ この二月一一日の事件は、異例で異常なものであった。まず、慶喜らへの詰問を行うという朝議の決定が、尊攘派有志や 『伊達宗城在京日記』〈史〉一〇七~一一〇頁

る。

せという異例な形での参上)ことも注目すべきだろう。朝廷内の意志決定という本来は公家のみであるはずの世界に、(セ) がしだいに踏み込むようになってきているのである。 に恫喝を加えていたことになる。そしてまたこの日、関白邸に長州と阿波の世子、定広と茂韶が押しかけた(しかも一騎馳 わっていたことが大きな特徴となる。久坂・寺島・轟は要求が聞き入れられない時は関白邸を退かないと述べており、 けられるものであった。 前者について見れば、これはかつて安政五年に行われた列参運動の再現であり、それに続く第二の朝廷内下克上と位置づ 前回の列参運動がその参加者が公家に限られていたのに対し、今回は公家のみではなく、武家が加 まさ

改革」は、天皇は、 をまちきれず期限の未定に焦っていたとはとても思われない。もしかりに天皇が期限の速やかな決定を望んでいたとしても れは天皇の意向によるものではなかったと思われる。慶喜への詰問決定と天皇との関係について原口「文久二、三年の朝廷 頁)、少なくともそれは関白九条尚忠の親幕的な政策を崩す意味において天皇の希望にそうものであった。しかし今回のそ また安政五年の列参運動は、背後に天皇の意向があった可能性があるものであり(大久保利謙『岩倉具視』、三九、 家茂上京を待ちきれず急進尊攘派に同調したと解している (三一、二頁)。しかし、天皇は家茂の言上 四〇

に押されて慶喜らへの詰問を承認したのは自然なことと言えよう。 (a) この夜の廟議はたしかに異様であり、関白・両役、国事御用掛といった当局者以外にも、 の派遣には天皇は合意しているが、これは彼自身の意向というよりも異様な周囲の雰囲気にのまれた行動とすべきだろう。(④) していた。一一日の夜に異例な勅使を派遣しなくとも、具体的な日程が近く一越より言上されるはずだったのである。 それを言上するよう関白が慶喜に命じたところである。そして天皇は、この時期も一越に対しては疑念がなく彼らを頼みに 廟議では、天皇・関白は尊攘派公家に取りまかれていたことになる。日和見の鷹司関白や動揺しがちな天皇が、彼らの意向 の攘夷断行という日程は決まっていた。この言上では具体的な日程は述べられていなかったが、それについても一〇日には (攘夷戦争を恐れる天皇がそのようなことを望んでいたとは思われないが)、すでに述べたように、二月九日言上で近い将来 しかも両役で出席したのは議奏三条・阿野公誠、伝奏野宮の三人であったが、三条・阿野は尊攘派であった。この日の(※) 列参した尊攘派公家も出席してい

十日という返答はその内容自体について言えば、これまでの在京幕府の返答をふまえて見れば、常識的なものであったので 慶喜は日数入りの返答をなしてもいいと考えていたわけである。そしてこの一一日に出された、帰府後、二十日という日数 あり、その日の内に慶喜は検討を始めようとしていた。もっともこの検討は春嶽の消極的姿勢により進んではいなかったが、 しまっていた。この言上には具体的な数字はなかったが、一○日には鷹司関白よりそれを示すようとの指示が慶喜・春嶽に 自然なものであったことがある。攘夷期限についてはすでに九日の言上で慶喜らは、将軍帰府後、速やかに行うと返答して 深夜、三条らに訪れられた公武合体派諸侯は、結局、先の返答を行った。彼らはなぜこのような返答を行ったのだろうか。 一つはこうした返答にいたる経過はともかく、返答の内容自体について言えば、それはこれまでの政局の流れのなかでは 九日の言上で、速やかにと述べた以上、いつまでも延ばせる訳ではなく、二十日とは常識的な数字だろう。

ある。

答を行ったのである。 これについての反発があったのは当然であり、 わらず、最後まで反発しつづけたのは春嶽のみで、慶喜・容堂・容保の三人は次第に譲歩論に変わりその日のうちに先の返 しかし内容はともかく、 急に訪れ叡慮をかざして重大問題の即答を迫るという三条らの行動は異例であり、 返答の猶予を求めてしかるべきであったと言えよう。 しかし、 それにもかか 諸侯の側では

返答を前提とすれば常識的なものであったこともこうした譲歩につながったと言えよう。 ろう)となるが、 あくまで即答を拒もうとするなら、内裏をにぎる尊攘派と全面対立(場合によっては武力衝突さえ考えなければいけないだ 得へきにあらされは」(『続再夢紀事』〈史〉一、三七一頁)という、このうえ弁論してもしかたがないというあきらめがあ 条らに述べたという(同)。それでも彼らが妥協したのは、「此上弁論しても其甲斐あら」ず・「今日の場合上答せすて止を したという(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一○八頁)。さらに、この叡慮なるものは本当に天皇の真意なのかとまで容堂は三 ても諫奏できないものではない、ましてや皇国の安危に関わると思われるものは諫言することこそ臣下の本分であると反論 のとき三条らは諸侯に語った。しかし、叡慮は大きな権威ではあったが絶対的なものではない。容堂はこの時、 ったからである。ここで彼らが内裏におもむき天皇に反論の直奏ができればいいがそれはまず不可能だろう。そうなると、 なぜ彼らは譲歩したのか。それはやはり天皇を尊攘派ににぎられていたことだろう。期限を即答せよとの叡慮であるとこ 現在、そこまでやる気力も準備も彼らにはなかったのである。そして返答の内容自体、これまでの彼らの

近づくことに成功したのである。 とも言いうるものであった。すなわち、一、異例な形で内裏へ参入し、天皇の周囲を自派で固める、二、その上での対立す る勢力への勅命の降下、 関白邸への参上から公武合体派諸侯への詰問にいたるこの二月一一日の事件は、 である。 いっぽう、ここで一敗地にまみれた公武合体派は、逆にここで示された尊攘派の行動を以 一種のクーデターにより尊攘派は近い将来の攘夷の断行という自己の方針の実現に大きく 約半年後の八月一八日クーデター -の原型

# 三、公武合体派対尊攘派(下)―打払令の発令―

## 1 浪士対策—二月一二日~一八日—

うち議奏が天皇の側近として重要な役割を果たすようになるが、その重要な議奏五人中、二人を尊攘派がしめたのである。 に広幡忠礼と長谷信篤が議奏に任命されたが、このうち長谷は尊攘派公家であった。 もっとも議奏にはほかに正親町三条と中山がおり、老練で天皇の親任の厚い彼らの存在感は大きかった。しかし、文久三年 た。そして尊攘派公家の当局への進出が始まる。一○月には三条、一一月には阿野公誠が議奏に就任したのである。両役の はそうした、いわば正規の経路での工作は困難であった。なぜなら朝廷当局者の尊攘派化が急速に進行していたからである。 である。公武合体派諸侯が天皇に工作しようとするなら、両役を通して言上するのが本来のありかただろう。しかしこの時 せばいいことになる。ではどのように叡慮を引き出すのか。政治面で天皇を補佐するのは、関白と両役(武家伝奏と議奏) 北の要因は、尊攘派が天皇を握り叡慮を得ていたことにあった。したがってこれに反撃するには、逆に彼らが叡慮を引き出 二月一一日、屈辱を受けた公武合体派諸侯であったが、このまま引き下がる気はなく、逆転策を考えていた。一一日の敗 月より彼らへの尊攘派の攻撃が強まり、彼らは辞表を提出、二七日これは受理された。そして二月一一日の翌日、 文久二年の七月より四姦二嬪排斥運動が始まり、九条関白や岩倉・千種ら親幕派とみなされた廷臣は次々と失脚していっ 一二日

さらに二月一三日、朝廷に新たに国事参政・国事寄人がもうけられたが、その人員一四名中は一三名は一一日に参内した

続いて新たな国事機関が朝廷に出来たことになるが、その成立の論理は両者で異なっている。国事御用掛は、 尊攘派公家であった(『孝明紀』四、三七五、六頁、もう一人も東久世通禧であり尊攘派公家)。前年一二月の国事御用掛に 頁)。朝廷内における尊攘派の地位は一段と強化されたのである。 たのである。そして同じく一三日、四姦二嬪それに九条元関白に対して処分の言い渡した行われた(『孝明紀』四、三七七 参政・国事寄人の設置にあたっては、一一日に列参を行った尊攘派公家に地位を与えることがその理由として述べられてい 国事諮問のための機関がまず設置され、結果としてその構成員の多くを公武合体派がしめたものであった。しかし国事 建前において

張を天皇に奏上し、その裁可を得るというのが以後の公武合体派がとろうとした基本戦術となるのである。 川宮であった。忠熈は前関白ながらなお内覧であったし、中川宮も天皇に謁見できる地位にいた。そして近衛と中川宮も一 日の事態について強い危機感を持っていた(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一一二、一一五頁)。彼らを通して自分たちの主 両役―関白という普通の経路において意向を通すことが困難となった公武合体派諸侯が期待をかけたのが、近衛忠熈と中

それは、これまでは久光上京の上で処置すべきと考えてきたが、一一日の様子ではもはややむを得ない、一越土会四侯が申 ているというものであった(同書、一一五頁)。これをふまえ一三日、宮はその意向を高崎佐太郎を通し宗城に伝えたが、 ざしていたことはすでにふれた。そして一一日の事態は、それをさらに切迫したものとしたのである。一二日、 し合わせて関白のもとにおもむき沙汰を出すよう求めるべきである、その沙汰とは、学習院に慶喜始め諸侯を召して浪士の は変わったわけではなく(つまり、尊攘派に同調しているわけではなく)、一越には疑念をもっておらず彼らを頼みに思っ した(同書、一一一頁)。そしてこの日、中川宮は参内し、天皇への密奏を行ったが、そこで宮が得た感触は、 の高崎佐太郎を通して中川宮に、このような非常事態となった以上は、宮が参内し、天皇に委曲、直奏するほかないと進言 彼らが緊急の課題としたのは浪士対策であった。朝廷が浪士処分の沙汰を出すことを二月一一日以前より公武合体派がめ 天皇の意向

邸で行われた、大小目付も加えての公武合体派の協議では、この日の関白邸参上は容堂が反対したため行われず、慶喜が主 浪士処分の断行にむけた沙汰を出させることが出来るか否かが問題である。この日の午後、中川宮はさらに宗城に伝言を行 張した、彼らが天皇に直奏するという方策が決定された(同書、一一七、八頁)。 家の評議により浪士処分の方法を決定しようというのがこの手順の意図であった。この手順実現の鍵は関白である。 そこでの評議とは武家の間での評議を意味する。尊攘派の影響力下にある朝廷の廟議ではなく、公武合体派が中心となる武 処置を評議決定せよというものである(同書、一一五頁)。学習院は内裏の外であり朝廷の廟議が開催される場ではなく、 一一七頁)。一種の示威行動であり、一一日に尊攘派の行った行動の公武合体派版と言えよう。しかしこの夜、 一越土会それに因 (池田慶徳)がただちに関白邸に行き、今夜中に浪士処分の決定を求めるようにすべしと述べた 越前藩 (同

四月中旬という期限を言上してしまったのである。 越は、浪士問題にふれず、期限は四月中旬とするということのみ言上した。結果として彼らは、浪士処分を迫るどころか 期限のみについて言上しようということに決めた。その後、関白は帰邸したが、先の話と違い両役は来なかった。しかし一 った。このことを聞いた一越は、両役が来ては自分たちの趣意が漏洩してしまうので浪士処分問題についてはふれず、攘夷 れを聞いた天皇は、ちょうどいいので両役を関白邸に派遣し先頃より自分が話していることを一越に伝えるようにすると語 つもりだった。しかし、このとき関白は参内しており不在だった。鷹司の家臣が参内中の関白に一越の来邸を伝えたが、そ いまだになんの返答もない、この上は明日にも参内し天皇に意見を直奏し、叡慮を伺いたい。このように彼らは関白に迫る 天皇への直奏の段取りを付けるため、慶喜と春嶽は二月一四日、 関白邸を訪問した。以前述べた暴行者処分問題について

題を内奏、そのさい両役は外し同席者は鷹司・忠熈・中川宮のみとするという段取りを考え、これへの周旋を中川宮に求め もちろんこれで彼らはあきらめるわけではない。翌二月一五日、慶喜・春嶽・宗城・容保は会合し、一越が参内し浪士問

ることにした。頼みがたい関白ではなく、中川宮によろうというのである。(以上、『伊達宗城在京日記』〈史〉、一一九、二

○頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七六、七頁)。

とはしなかったのである。 う。公武合体派より期待される宮と近衛であったが、彼らは尊攘派抑制には賛成でありつつも自らその矢面に立とう ら、建武の失敗の再来となるは必然ゆえ、自分は山林に潜居のつもりである、と宮は述べたのである(『伊達宗城在京 日記』〈史〉、一二一頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三七七頁)。自ら局にあたることを体よく中川宮は逃げたと言えよ るのが肝要、 しく自分の言うことは通らない状況である、現在、議奏の三条がもっぱら叡慮の取り持ちをしているので彼を説得す 中川宮の返答はその日のうちに来たが、それは彼らを失望させるものであった。朝廷では自分への嫌疑がはなはだ ゆえに三条の縁家である容堂が必死の覚悟で三条の説得を行うべきである、それでも三条が聞かないな

部隊への編成というこれまで慶喜らが言上してきたことだろう。 を任すとの達なら出してもよいということである。ここでいう「取計」とは何かが問題となるが、帰藩命令と無籍の浪士の か意味をとりにくい書簡であるが、要は、朝廷は、浪士に帰藩を自ら命じることはしないが、慶喜・春嶽に浪士の 正式に伝奏より達を出すよう申しつけることにするので返答を、である(『続再夢紀事』〈史〉一、三七八、九頁)。 ない、そこで厚い思召のところをもって慶喜と春嶽が「取計」をなすということは出来ないだろうか、それで良いのなら、 望むものがいるので、それではかえって彼らの忠魂を挫くたくらみと誤解される恐れがあり、朝廷より仰せ出すことはでき 越しの脱藩有志について朝議をなすべきとの旨承知、 く用いるよう出身藩に沙汰するということ(つまり帰藩命令を出すこと)は宜しいことではあるが、浪士には自由な活動を しかし翌一六日、春嶽のもとに朗報が届く。鷹司関白より浪士処分問題についての書簡が来たのである。曰く、 中川宮や忠熈と衆議したところ、彼らを賞賛するとともに、 先日申し いささ

ことで公武合体派の意向を認めており、両者の意向を折衷した玉虫色のものと言えよう。しかし間接的であれ、 書はだすべきではないというものであった(『孝明紀』四、四三八頁)。これより先の春嶽宛関白書簡を見るなら、 はいよいよ行われようとしていた。 右の内談にしたがうので慶喜に達を下されたいとの関白への返答を行った(『続再夢紀事』〈史〉一、三七九頁)。浪士処分 の朝廷の承認は得られる訳であり、公武合体派に不満はあるわけではなく、一七日、集会した一越土会宇尾諸侯は衆議の上、 日に答申を出したが、それは、有志への帰藩命令は、たとえ賞賛の上であっても彼らの気合いに関わりよろしくなく、 公武合体派諸侯の有志問題についての言上を受けた関白が国事寄人に諮問したことはすでに述べた。国事参政寄人は一四 帰藩を命じる沙汰書は出さないということで、尊攘派の主張をくみながら、同時に、一越に委任するという達を出す 有志処分へ 朝廷より 沙汰

腰砕けである。 居候処、 びがたい、との書簡が来、諸侯一同、 (二月二二日、一三八、九頁)。しかしまた同時に公武合体派内の足並みの乱れも要因としてあったと思われる。 しかしこれは幻想に終わる。二月一九日、 御国事懸やかましく終に不致承伏候故、十九日被 なぜ急転したのか。それは何よりも尊攘派公家の反発であった。「脱藩士処置為御任可相成手筈十八日迄決 **驚嘆することになったのである(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一三四、** 慶喜のもとに議奏の野宮より、脱藩士処置はもっともであるが、 仰出候由」、と『伊達宗城在京日記』〈史〉が記す通りである 五頁)。 御沙汰には及 関白の

一月一四日の公武合体派の集会での浪士問題についての議論の模様を会津側の史料 (「維新階梯雑誌」、『維新稿本』二月

五日、八八)はこう記している。

浪士処置之義御談判被為在候処、一橋様御始御四方(慶喜・春嶽・宗城・容堂)、厳敷御取締被成度御趣意にて、 主家無之者は公辺にて御世話被遊候丈けに漸御決議相成 (会津)御存寄は、 全く御寛待被遊度御論議、 御確執にて、 中条様(容保)強て御論談被遊、銘々其主家へ戻候様

悟した会津とあくまでそれに反対する春嶽の差がここに現れているとも言えよう。 士隊編成は、浪士を制するために外国と開戦するものであり、国家の長計ではないと批判していた。攘夷断行やむなしと覚 なりかねない。春嶽はこれを憂えるのである。二月七日、彼は鷹司への書簡案(『続再夢紀事』〈史〉一、三六四頁)で、浪 である。いっぽう強硬論は慶喜・春嶽・宗城・容堂であったが、このうち慶喜は、浪士帰藩、無籍浪士は幕府が世話すると 策は言路洞開にあると見、彼らの意見を聞くようにすれば乱行は治まると考え、融和方針により治安を回復しようというの ったのである。浪士隊をつくれば統制はたしかにしやすくなる。しかし彼らは攘夷集団であり、結果として攘夷への圧力に いう構想を早くから主張しておりそれほどではなく、最強硬なのは春嶽であった。彼は浪士隊編成自体についてさえ反対だ すなわち寛大論と強硬論の対抗があったというのである。有志の乱行への危機感は両者一緒であったが、会津はその解決

これは会津から見ても自藩の主張通りのものであったのである。 す。攘夷拒絶のためには人民戮力必要、「先年来有志之輩、以誠忠報国之純忠、致周旋候義、叡感不斜候」、よって言路洞開 雑之儀」(天誅などの乱行)はないように、である(同書、二二七頁)。尊攘派有志にとっては申し分のない沙汰であるが のため草奔微賤の言も叡聞に達するようにしたいとの思召である、各々が学習院へ言上することを認めるので、今後は「乱 それをもって容保はただちに関白の許を訪れ抗議した。このため、厳重取締の対象は「奸淫」者に対してであると訂正する るべし(「屹度可被取計」)、もし会津一藩の手に余るなら何れの藩にも仰せ付ける、と述べてきた(『会津藩庁記録』〈史〉 、二二四頁)。会津側はこの達に反発する。藩邸で協議の結果、厳重取締論は不可であくまで寛大方針をとるべきと決定、 二月一六日、伝奏より容保に達があり、乱暴の所行は今もってやまず早々吟味しこうしたことがないよう厳重に取り締ま (同書、二二五、六頁)が翌一七日に出されることになった。そして、一八日、朝廷は、学習院で諸藩に以下の書付を下

会津は浪士処分問題をめぐる公武合体派の評議に参加していたが、その考えは別であり、こうした独自行動をとっていた

のである。こうした不一致は関白の変心の一つの要因となっていたのではないだろうか。 (38)

## 2 将軍への大政委任―二月一九日~三月七日―

八日、 り、それを望まないなら速やかになんらかの対策が必要な情勢となっていた。 の功を建てよとの叡慮が述べられた(『孝明紀』四、三八六、七頁)。近い将来の攘夷実行にむかって事態は着々と進んでお 二月一七日、朝廷は公卿以下廷臣を参集させ、議奏広幡より、四月中旬を攘夷期限とした一越の奉答書を内示した。翌一 「朝廷は在京諸侯に参内を命じ、小御所において関白より、攘夷の期限を仰せ出されたので各叡思を奉じ速やかに掃攘

三八〇頁)。つまり、開鎖問題の処理をふくめて完全に幕府に政治を任せるか、自らが政治を行うか、二者択一の選択を朝 廷に迫れというのである。攘夷問題の切迫に春嶽はこの根元的問題を提起したのである。 が大政を奉還するか、朝廷があらためて大政を幕府に委任するか何れかに決めるべきである、と(『続再夢紀事』〈史〉一、 をなすことができない、これらは、朝廷と幕府で政令が二途に分かれていることより生じているものであり、このさい幕府 りながらも、朝廷の命ゆえこれを争うことができない、浪士の暴行の鎮圧はたやすいことだが朝廷が暗に庇護するためそれ 九日の公武合体派諸侯の会合で春嶽は、新たに政体論を問題として提起した。幕府は、攘夷が急にはできないことを知

まり、まず両役・国事掛を排除しておいて諸侯と忠熈・中川宮で関白を説得し、そのうえで両役以下に臨もうというのであ その他国事掛を呼び寄せ現前確乎と議論すべし、と述べた(同書、三八一頁・『伊達宗城在京日記』〈史〉、一三四頁)。つ 越会土四侯は関白に推参すべし、自分も忠熈とともにその席に加わり十分、手強く仰せたてることにする、その上で両役 この日の会合では他の諸侯も春嶽の議論に賛成、そこで夜八時頃、一越は中川宮を訪問した。宮もこれに賛成し、明朝、

る。

を求め、それで両役以下を指導させるという公武合体派のねらいは実現しなかった。もっとも関白は、大政委任はもちろん 参内はたやすいが両役ぬきで朝議を行えば他日紛議となるだろうから、両役をとくと説得のうえとりはからいたい、という ない。そこで春嶽は、只今より四侯をふくめて一同で参内し、天皇の前で大議論をすべきではと主張したが、鷹司の答えは 邸で一越会土四侯と関白・忠熈・中川宮の会談となった。まず慶喜より、大政奉還か完全な大政委任か何れかを選ぶべきと のことなので将軍上京のうえあらためて仰出すように取りはからうとは付言してはいたが、これはしょせん不完全な委任と 拒絶であった。鷹司関白は、あくまで正規の手続きにこだわったのである。政体問題について朝廷上層部に確固とした立場 の議論があった。しかし、 後近衛邸で会おうとの返答を得たのみで空しく退散した(『続再夢紀事』〈史〉一、三八一、二頁)。そして翌二一日、 いう現在の曖昧な状況の継続を意味するにすぎなかった(以上、同書、三八三~三八五頁)。 四侯は二〇日朝、関白邸を訪れたが、これより参内、いつ帰宅するかわからない、ただ相談は望むところであり、明日午 鷹司も近衛もこれに納得しつつも、朝廷における自らの無力を嘆くのみで、一向に決定にいたら 近衛

である。日本側が条約廃棄を決行する前に戦争となる危険性が高まってきたのである。 と大小目付が協議した結論は、将軍が帰府のうえ返答するのでそれまで待つよう外国に申し入れるべきということであった て十五日以内に返答せよ、決答なければ軍艦を鹿児島に派遣する、というのがその内容であった。この日、公武合体派諸侯 イギリス側要求(とこの時、 (同書、三八六頁)。攘夷をこれから行おうというときに償金を支払えば尊攘派の猛烈な批判を招くし、久光の首など問題外 二月二三日、公武合体派にとってまた新たな難題がふってきた。この日、江戸よりの飛脚が到着し、生麦事件についての 理解されていたもの)を伝えたのである。その要求は、久光の首か償金五十万両でこれについ

関白・忠熈・中川宮のもとに参上し以下を言上した。償金を支払わねば開戦必至だが、必勝の見込みなし、 二月二六日、江戸より新報が到着、イギリスが期限を二十日間に延ばしたことを伝えてきた。またこの日、 故に皇国が赤土 慶喜と春嶽は

を避けようとしたと見ていいだろう。公武合体派諸侯は尊攘派と正面から対決する賭に出ようとしたのである 決断を迫ろうというのである。もちろん彼らの希望は前者であろう。そして、直奏を求めたのは、これまでの流れより廟議 こうなった以上は在京諸侯に速やかにお暇を出されたい、である(同書、三八九、九〇頁)。償金支払いか玉砕か、天皇に となり全滅の覚悟が必要である、ついては天皇にその覚悟を求めたいが、このためこの件について至急、 直奏したい、

きりと宣言されてしまったのであり、開戦は不可避となったように見えた。 れず、近く開戦となるゆえ速やかに帰国せよとの沙汰が出された(同書、三九二頁)。ここにイギリス側要求の拒否がはっ と言えよう。公武合体派諸侯の賭は失敗したのである。二月二八日、在京諸侯に対して朝廷は、イギリス要求は受け入れら 持たなければ困難なことである。そしてこの時、彼らにはそこまでする意欲はなく、こうした結果となるのは当然であった 成するつもりであったが、「例の輩」(尊攘派公家)がしきりに遮ったのであのようなことになった、というものであった のか、これについて二九日、 去するしかなかった(同書、三九一、二頁・『伊達宗城在京日記』〈史〉、二月二八日、一四九頁)。なぜ直奏できなかった 望んだ直奏は許されず、 き送った (『続再夢紀事』〈史〉一、三九四頁)。もっとも天皇に武家が直奏するというのは異例なことであり、関白なり宮が強く取り そして一越の言上を請けた関白はこれを奏上、天皇より明日、参内させるべしとの返答を得て、それを深夜、 (同右)。二七日、慶喜・春嶽、それに尾張慶勝は勇躍して参内したが、その結果は期待はずれであった。彼らが 両役や国事掛にその議論を述べるにとどまったが、彼らは馬耳東風であり、慶喜・春嶽は空しく退 関白や中川宮は弁明したが、それによれば、天皇も直奏を希望し、その上で慶喜らの議論に賛

像事件の犯人の大赦を求める建白を行った(『孝明紀』四、四四二、三頁)。これを受け朝廷は、三日、先月の会津の召捕に ついては人心が帰服するや疑問であり、犯人の処罰は見合わせるべしとの沙汰を慶喜に下し、さらに翌日は召し捕られた者 公武合体派に尊攘派は追い打ちをかける。三月二日、長州藩などの有志が朝廷に、二月二六日に会津藩が逮捕した足利木

は正義の聞こえあるので速やかに釈放すべしと春嶽に命じたのである(『続再夢紀事』〈史〉一、四○二頁)。

得たのである。 あるが、若年であり将軍参内の前に慶喜を召し彼より聞いて欲しいと申し入れ(『孝明紀』四、 入れられた。将軍が上京した以上は参内、謁見は当然であり、これを利用することで慶喜はようやく天皇に直奏する機会を しかし公武合体派は再度の賭に出る。三月四日、家茂が着京したが、この夜、閣老は関白に、家茂より言上したいことが 四五八頁)、この希望は受け

た。いささか玉虫色の文言ながら一応、希望通りの書付を得たと慶喜は判断したのである。ここまでいけたのは、天皇に直 奏し、庶政委任の口頭の返答を先に引き出していたからであったと言えよう。 東へ委任する存慮なり、攘夷の挙は尚出精すべし」、と返答した。謁見後、慶喜は返答を文書とすることを関白に求めた。 りである。二七日に挫折した政体問題をあらためて持ち出したのである。これに対し天皇は口頭で、「庶政は従来の如く関 大将軍として庶政をとってきたわけであり、この差違は曖昧である。結局、「大意は無相違」として慶喜はこれを受け取っ ったのである。慶喜はこれに抗議、やりとりの末、「征夷将軍の儀、総べてこれまでの通り御委任」云々というものとなっ しかし関白が与えた書付は口頭と異なり、庶政委任はなく、攘夷委任の文字のみであった。国事参政・国事寄人の意向を憚 昨冬攘夷の仰出あり、 いては是までもすべて将軍に御委任されていたことであるが、なおまた御委任下されば、天下に号令し外夷を掃除するつも 三月五日夜、慶喜は参内し、小御所で天皇と対面した。関白・忠熈・中川宮のみならず議奏も同席していた。慶喜は言う。 (以上、『慶喜公伝』 2、一七三、四頁)。庶政委任が征夷将軍の儀委任になってしまった。しかし、幕府はこれまで征夷 攘夷は人心一致でなくてはできないが、井伊の不正以来、諸人疑惑し号令定まらない状態である、つ

の書付のあとに、国事の儀については事柄により直ちに諸藩へ沙汰する、との付言があったのである。公武合体派の意図は しかしこの勝利も一時のものであった。三月七日、 家茂が参内、天皇に対面するが、ここで家茂に下された勅書は、 五日

揮権の半ばを形骸化する重大な問題であった。 きなかったのである。 尊攘派公家の巻き返しといえよう。五日の慶喜のように勅命を押し返しその修正を求めるようなことは一七歳の家茂にはで を強制することはできない。さらに、摂海防衛について限定したとしても、朝廷が直接、諸藩に命令を出すことは、 を述べ、朝廷と諸藩の直接的結合を極力制限しようとしたのである。しかしこのように書き送ったからといって朝廷にこれ 汰とは外国船が摂海に渡来する緊急事態のことであり、それ以外の場合は沙汰は、 大政委任か奉還か二者択一を迫ることで、政令の一元化を図ることであったが、この付言によりそれは失敗したのである。 九日、慶喜はこの勅書について関白に書簡を送り(『続再夢紀事』〈史〉一、四〇九頁)、 政令一元化の意図は実現しなかったのである。 守護職・所司代に出すものと理解する旨 諸藩への沙

月 争不可避となった三月、春嶽は五日に着京した家茂に対し、自分の辞意を述べるとともに、他に宸襟を安んじる見込みがあ を決定した(同書、三九四、五頁)。彼らとしては当然な反応と言えよう。春嶽にとり攘夷阻止は幕府の存続より重く、戦(60) ればともかくそれがないなら速やかに将軍を辞任するよう勧めているのである(同書、四〇二、三頁) かれていた。そうした春嶽にとって二月二八日に朝廷が償金支払い不可を宣言してしまったことは絶望的事態であり、三〇 の段階で、会津のように攘夷実行を覚悟するものと、越前のようにあくまでそれに反対するものとに公武合体派の志向は分 以上の政令一元化問題の展開のなかで公武合体派の開鎖問題への違いを見ることが出来る。すでに述べたように二月上旬 越前京都藩邸は、 今日の情勢では到底事をなすことはできない、家茂上京の上、速やかに総裁職を辞任するという方針

論は、 った。慶喜は、 和が必要という論理から大政委任要請であり、攘夷実行は前提となっていたし、委任か奉還かの択一を迫るものでもなか いっぽう慶喜はそこまで攘夷阻止にこだわる気はなかった。二月二六日、二七日に慶喜が春嶽とともに関白らに説いた議 政体問題とともに攘夷の危険を説くものであった。しかし、三月五日、慶喜単独で直奏した議論は、 幕府の存続を開鎖問題よりも優先したのであり、そのためにはいったんは攘夷を実行ぜざるをえないと決意 攘夷のため人心

していたのである。三月一○日、慶喜は宗城に書簡を送り、将軍が直に攘夷を請けた以上は別紙の通達を出すべきであると

述べた。通達とは以下の通りである。

「攘夷之詔御奉戴に付、早々拒絶之応接に及ひ、外夷承服不致節は、 速に打払候様被仰出候間、 一同厚相心得、 御国辱

不相成様可被抽忠勤候」(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四七一頁)

になって慶喜は会津と同じく攘夷断行論に移行したのである。 打払の可能性をもふくむ文字通りの攘夷令であり、この後、三月一八日に幕府が諸藩に出す打払令の原型であった。 三月

が攘夷不可、あくまで開国論を朝廷に言上すべきと主張していたが、数ヶ月後、両者の主張は逆転したのである。 顧みれば、 前年の九月、一〇月の江戸において、春嶽はいったん攘夷しそのうえで開国の国是を定めるべしと論じ、

# 。 打払令の発令―三月八日~三月一六日―

場合は、摂海まで外国船渡来の可能性がある、将軍はそれの守衛の手配をしたうえで帰府することにしたい、である。将軍 滞京延長は尊攘派の計画ではなく、まず幕府側の慶喜の主張として登場したのである。 戦闘を始めるかわからない、ゆえに水戸慶篤を至急江戸に派遣し、防御あるいは交渉にあたらせたい、また、開戦となった 滞京十日、帰府後二十日で条約廃棄交渉開始という予定では、事、遅々に及ぶ、しかもいま生麦事件につきイギリスがいつ 頁)。しかし一○日までに、慶喜は関白に書簡を送り、滞京延長を申し入れた(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四七一、二頁)。 最初、将軍の滞京は十日間の予定であり、三月五日、その旨を大目付が回達していた(『伊達宗城在京日記』〈史〉、六二

でに述べたようにイギリスの要求は久光の首をも求めるきわめて強硬なものとこのとき慶喜らには理解されていた。この書 慶喜が滞京を望む理由は、右にあるように、生麦事件について英要求という緊急事態の発生に対応することにあった。す なかったのだろうか。 らないわけはないだろう。 防衛、慶篤は至急帰府し江戸を防衛すると慶喜は主張したのである(二月二六日付慶勝・慶喜・春嶽奏聞、 階の情報では、イギリス側の返答期限は三月八日であり、たしかに事態は切迫していた。開戦にそなえ家茂は滞京し摂海を はまとまる訳はない。その先は戦争と慶喜は判断していた(三月八日付鷹司宛慶喜呈書、『孝明紀』四、 簡は、慶篤がイギリスと交渉の場合についても言及しているが、実際にはそうした交渉を行う気はなかった。幕府はイギリ ったのではないだろうか。七日には謁見という最大の行事を家茂はすませており、どうしても都にとどまっていなければな ては対応しようがなく、身から出たさびであり、交渉は薩摩に任せると考えたのであろう。もちろん、薩摩に行っても交渉 付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七八頁)。久光の首といった途方もない要求が出ている以上、幕府とし ス側に薩摩に行くよう応接するので、薩摩が交渉するようにと慶喜らは薩摩の小松帯刀に語っているのである(三月一六日 しかし、そうではあっても、慶篤ではなく家茂が滞京十日という予定を繰り上げ至急帰府し、慶篤が残るという選択もあ しかし在京幕府の選択は、家茂ではなく慶篤の帰府であった。なぜ残るのが家茂でなければなら 四六五頁)。この段 四二〇頁)。

けるには、 係の処理、 理では実際に英艦が摂海に進入したときは、幕府も朝廷が諸藩を指揮するのを認めねばならなくなる。こうなれば、 に、それは外国船が摂海に進入する緊急事態のさいのことだろう、と朝廷に書き送ったことは先に述べた。しかし、この論 ていることが大いに望ましいということがあったろう。そしてそれは政体という点からも望ましいことであった。三月七日 の家茂宛勅書で朝廷は諸藩に直接、沙汰を出すこともあると述べていたが、これについて、慶喜がその内容を限定するため 摂海防御体制は弱体であり、なんらかの強化が実際に必要であった。そのためには、将軍というリーダーが滞京し 軍事指揮という征夷大将軍の本来の職責を果たせなくなり、幕府にとり由々しき事態となる。こうした危機をさ 外国船摂海渡来にそなえ将軍が在京することが必要となのである。 対外関

嶽の何れかが至急帰府し、防御の指揮にあたり、家茂は、「公武御一和、人心帰嚮之処置」をしたうえで帰府するようにと 月二五日、一六一)。 四七七頁)。そして同日、老中格の小笠原長行を対英交渉のために海路帰府させることを決定したのである(『維新稿本』三 せる気はなく、慶篤と老中を東帰させると一三日、返答した(三月一三日付伝奏宛慶喜呈書、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、 命じた。朝廷は家茂の代役として慶篤ではなく、慶喜か春嶽を帰府させよとしたのである。しかし在京幕府は一越を帰府さ(ឱ) 慶喜の申し入れを受けた朝廷は三月一一日、慶喜に沙汰を下し、英艦が渡来し急に戦争となる可能性があるので慶喜か春

尊攘派に対抗しようというものであったと言えよう。かつての横井構想の延長であった。 その必要はなかったが)。久光の構想は、公武両勢力の最高幹部が京都で会合し、攘夷方針を転換する決断を決然と下し、 としていた(三月一一日付大久保宛中山中左衛門書簡、『大久保利通関係文書』四、二五五、六頁)。そして着京の上は、直 府を止めるように家臣に指示していた(三月一二日付小松宛本田書簡、同書、二〇九頁。もっとも、これは先に見た事情で ちに近衛邸で中川宮・一越と会談するつもりであった(『玉里』二、二〇九、一〇頁)。また久光は将軍滞京を望み、その帰 強い不満を持つ。それは何よりも尊攘派の朝憲を蔑ろにする活動に向けられていた。そして攘夷の決定については実に残念 このような中、待たれていた久光が三月一四日、着京した。上京途上、京都の情勢が伝わってくるが、久光一行はそれに

建白する決断は下さなかった。翌日も久光は関白と近衛に働きかけるがこれも暖簾に腕おしであった。京都での周旋の展望 時宜により償金を払うと述べた。久光の議論に一同は感服したが、肝心の両内覧、 処分するという尊攘派排除論であった。そして、自らが当事者である生麦事件については、英艦が薩摩に来たら応接の上、 着京当日の一四日、久光は近衛邸におもむき、そこで関白・中川宮に慶喜・容堂を加えた会合が行われた。久光の主張は、 軽率な攘夷は現在、行うべきではないという攘夷反対論、二、尊攘派公家は退役させ、国事掛は廃止し、 関白と近衛は因循不断で、これを天皇に 浪士は幕府が

をなくした久光は、生麦事件処理それに攘夷が実行された場合の国元の備えをなすためただちに帰国を決意し(三月一六日 付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』三、一七七、八頁)、一八日、京都を発ち、大坂に下った。

廷上層部の決断であったが、彼らは一向に決断しようとしなかったのである。 行不可能となった。二月一一日以後の公武合体派の計画にしろ、久光のこの時の計画にしろ反尊攘派クーデターの鍵は、 が、これでは暴力を行使しなければすまないだろう(「素より之暴ならては相済間敷御座候」)と国元の大久保に書き送った が久光が考えていた筋書きであったろう。この筋書きの要は叡慮の獲得であり、それには尊攘派が握っている議奏をへずに を決断し、それを内覧より天皇に上奏、その裁可を得た上で、武力行使をも覚悟して一気に尊攘派を押さえ込む、というの が語られている以上、寺田屋事件のような直接的な武力行使をこの時、中山は考えていたと言えよう。公武最高幹部が対決 きるものではない。久光の側近中山中左衛門は、上京途上、尊攘派の横行を聞いて、今回の上京は大人しくする考えだった 上奏することが必要となる。久光はこれを鷹司・近衛の両内覧に期待するが、彼らはこれをなそうとせず、久光の計画は実 (三月一二日付大久保宛中山書簡、『大久保利通関係文書』四、二五六頁)。前回の文久二年の上京との対比で今回の「暴」 この久光の提議は、 攘夷方針の公然たる見直しまでふくむ尊攘派との全面対決論であり、よほどの決意がなければ実行で 朝

前年の攘夷勅諚の段階から転換しようというものであった。それは前年の横井構想の段階では公武合体派諸侯全体の考えで(億) に久光の主張が彼らの目から別の意味で過激に見えたのではないだろうか。この時の久光の主張は、即今攘夷論批判であり、 もっともそうであっても公武合体派諸侯の動きが鈍かったのも注目すべきである。三月一四日の会談においては慶喜も容堂 不断はここに始まったことではなく、慶喜らがすでに愛想を尽かしていたことも当然、原因としてあるだろう。 も同席し、久光を支持したが、関白らの優柔不断に何の対応もしようとはせず、薩摩側に不満を残した。朝廷上層部の優柔 前年末より期待されていた久光上京は竜頭蛇尾に終わった。その最大の要因は言うまでもなく朝廷上層部の不決断である。 しかし同時

H 今さらすべてを蒸し返すのは、やりにくいことではなかったろうか。 えはなかったという(『続再夢紀事』〈史〉一、四一九頁)。おそらく答えようがなかったのだろう。そうした彼らにとり、 あったろう。 久光は、 しかしその後、 攘夷拒絶などできるわけがないのを知りながらなぜ簡単に御請をなしたのか、と慶喜を難詰したが、慶喜の答 京都では事態が進み慶喜などは四月中旬という攘夷期限の奉答さえ行ってしまっていた。 四四

である。しかし幕府側から久光にそのような働きかけがあった形跡はない。結局、 まり攘夷の阻止を第一義とする春嶽は、政権を失う覚悟で久光を支持せよと論じ、上京したばかりの板倉もこれに応じたの 軍を辞任してもやむを得ないことなので慶喜と相談し、何分の取り計らいをする、と返答した(同書、 みとなろうが、久光が尽力する気なら尽力させるべきであり、皇国を安んずるために政柄を失っても祖先に恥じることはな い、これを告げたくて来邸を求めたと述べた。板倉は、久光に一任しては幕府はあれどもなきに等しくなるが、この際は将 で久光についてふれ、久光により難局を排除することができたとしたら、今後の政柄は久光に帰し、将軍は虚器を擁するの 三月一五日、辞表を提出し引きこもり中の春嶽は板倉老中の来邸を求め、 慶喜は二月以後の京都での事態の流れにそって進むつもりだったものと思われる。 持論の将軍辞任論をまたも主張した。そのなか 板倉の相談に慶喜が応じなかったのだろ 四二一、二頁)。つ

府は即今攘夷に向けていよいよ具体的に動き出したのである。 そして一八日、大坂城においてこの攘夷令が水野閣老より諸藩に公布されている(『防長回天史』三下、一七頁)。朝廷、幕 奏に布告文案を送る 様によっては直ちに戦争となるかもしれないので、至急、天下に布告をなすべし、である。これを受けて一六日、 奏は在京幕閣に以下の達を下していた(『孝明紀』四、五〇一頁)。攘夷期限は、四月中旬と決定しているが、対英交渉の模 事実、慶喜、そして在京幕府はまだ久光が離京前の一六日、攘夷に向けた重大な一歩をさらに踏み出す。三月一四日、伝 (同、五○一、二頁)が、それはすでに一○日に慶喜が用意していた文案(本論、 七三頁)であった。 慶喜は伝

### 4 将軍帰府問題の紛糾―三月一六日~二五日

を疑っており、速やかに帰府する必要がある、と述べた。そこで慶喜らは協議し、二一日に出京し、海路をとり二四日に着 フランスなど他国もイギリスに同情しており、要求に応じないときは列国は同盟する様子である、列国は滞京十日というの のように説明する(二〇四頁)。一五日、外国奉行の柴田剛中らが着京し、イギリスは十五日間の回答延期は承認したが 日には家茂滞京を主張していたのがにわかの変論である。なぜ彼は変わったのか。その理由について『慶喜公伝』2は以下 三月一六日には、慶喜は伝奏に攘夷令を送り、家茂滞京のまま攘夷戦争に向けて事態は進んでいくはずであった。 家茂滞京をめぐる一連の紛糾がおきるのである。 帰府し指図する必要があるとして朝廷の許可を求めた(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四八○、一頁)。直前の一○ 一六日、慶喜は伝奏に書簡を送り、江戸情勢が切迫しており家茂

これには幕府の面子や薩摩への対抗心も存在していたと思われる。そして交渉が行われる以上、最高責任者がそれを指示で(8) り三月一六日、この正確な情報が在京幕府に伝わった。こうなれば幕府にとっても交渉の余地があるわけである。これ以前 うとても飲みようがないものであった。しかしこの内容は誤訳にもとづくものであり、実際のイギリスの要求は幕府に対し どう思おうと幕府にとってはいまさらどうでもいいことではなかっただろうか。それなのになぜ方針を変えたのだろうか。 をのまないことをすでに決定し、その方針のもとで家茂滞京を慶喜は求めていたはずであったことを考えると、イギリスが は英艦を薩摩に行かせるつもりであった在京幕府であったが、この時は交渉を自ら引き受ける気になったのである。そして 江戸と決定し、一六日の伝奏への書簡となった、である。 その最大の理由は、イギリス側要求の正確な内容が判明したことである。最初報告されたそれは、久光の首を求めるとい 柴田外国奉行の着京が契機となったという点は首肯できる。しかし、幕府・朝廷は、生麦事件についてのイギリス側要求 暴行への陳謝と償金十万ポンド、薩摩に対しては久光ではなく犯人の処刑と償金二千五百ポンドであった。 柴田によ

きる場所、関東、にいることが望ましくなるのである。

帰府の決意は固かったと言えよう。 かわらず、 述べていた(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四八三、四頁)。極めてはっきりした帰府不可の命令である。しかしそれにもか れがあるので、帰府すべきではない、対英交渉については英艦を大坂に回航させそこで拒絶談判をおこなうべし、とそれは 三月一七日の深夜に慶喜に沙汰書を出した。畿内防衛は家茂自ら指揮すべきであり、かつ彼が帰府すれば君臣情意不通の恐 右のように十分、根拠のあるものだったのである。しかしこの幕府の家茂帰府要請への朝廷の返答は拒否であった。関白は (『孝明紀』四、五一七頁)。これまでのひたすら鄭重であった幕府の対朝廷姿勢とはうってかわった対応である。幕府側の このとき家茂に陪従した幕臣たちは帰心矢の如しであったという。しかしこの帰府要請にはそうした私情のみではなく、 在京幕閣はこれを拒んだ。翌一八日午後三時頃、慶喜は参内し、 先の御沙汰は請け難しと言上したのである

側に控えたのは関白のみであり、天皇は一間の近さで家茂と会い、自ら茶菓を与え久しく四方山話も行い、さらに会見後に 見は飲食を伴う場合が多く、 は家茂を長橋局など女官や桂宮に引き合わせているのである。異例の厚遇であり、 後で学問所での謁見が行われる。天皇の日常の場は常御殿で、学問所は小御所より一段とこれに近い。そして学問所での謁 そしてこの謁見は異例なものとなった。この時期、宮中における武家の謁見の場は小御所であった。そして場合によりその 九頁)。この会談のなかで、朝廷側は家茂の参内を求めたと思われ、 この拒絶を受けた関白・両役は、参内している慶喜と用談し、彼が退出したのは翌一九日の午前五時頃であった 常御殿までは行けない。しかしこの一九日の家茂の参内においては、その常御殿で直ちに謁見が行われている。 小御所よりうち解けたものとなるのが通例であった。しかし、武家が入れるのはそこまでであ 同日、午後二時頃、 家茂への親密さの表現である。 家茂は参内し、天皇に謁見した。 同、五

家茂はこ

そしてこの会談でまず天皇より帰府せず京都にとどまり諸大名を指揮してほしいとの依頼があったと思われる。

のたっての求めに応じ滞京するとの御請を行った(『孝明紀』四、五一八頁)。義兄でもある三十二才の天皇に直々にここま で懇願されると一七才の家茂としては請けるしかなかったのだろう。

通りであった。 を求めたのである(『孝明紀』四、五二一頁)。幕府側がなぜ態度を翻したのか、それについて宗城への閣老の説明は以下の はまた転換する。二一日、慶喜と閣老は関白を訪問、やはり将軍が帰府しなくては関東の指揮は困難であるとしてその許可 決定していた(三月二〇日付伝奏宛慶喜書簡、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四八五頁)。しかしこれ以後、在京幕府の方針 三月一九日、家茂は滞京を請けた。そして翌二〇日には、関東防御については仙台の伊達慶邦に委任することをいったん

罰金は不被渡、 戦争之外無之、叡慮は云々御内々被 仰出候得とも、今日致方無之。早々御暇御願之大意也」(『伊達

宗城在京日記』〈史〉、一八六頁)

る。そしてこのことは関白も認めるところであり、この時、関白は内々ながら幕府の帰府要請を認めていたのである(『伊 海での交渉を命じる沙汰は出されず、このことは立ち消えとなっていた。そうである以上、将軍は江戸にいるべきことにな 宛の沙汰書ではこのことが命じられていたことはすでに述べた。この沙汰書を幕府側は請けなかったが、朝廷よりさらに摂 の通らないことなのである。この論理を破るには、対英交渉の場を関東から浪華に移すことが必要となろう。一七日の慶喜 のある交渉が横浜で行われ、戦端もまずそこで開く可能性が高い以上、将軍は江戸にいるべきであり、京都に留めるのは筋 なしと言えよう。三月一○日の関白への要請で慶喜が将軍滞京を必要とする理由は、英艦の摂海侵入であった。しかし意味 たしかに実際に関東で戦争となったとき仙台藩がその指揮にあたるというのは無理な話であり、将軍帰府を求めるのはやむ ギリスとの戦闘は不可避で、それはまず関東で始まることになる、ゆえに早々に家茂が帰府する必要があるとの論理である。 傍線部は後述する一九日の天皇の内意への返答で、償金を支払えとの叡慮に応じられない旨を述べている。そうなればイ

出京すると告げたのである(『肥後国事史料』三、六七二、三頁)。 達宗城在京日記』〈史〉、一八七頁)。関白が内々帰府を認めたので、二一日、 在京幕府は諸侯に達を出し、二三日、 家茂は

関白の反覆は、 侯を呼び、将軍滞京のための周旋を求めたのである(『伊達宗城在京日記』〈史〉一八六頁・『肥後国事史料』三、六八三頁)。 しとの勅語を家茂は請け、 〈史〉、一八七頁)。二二日、 しかし朝廷の対応はこの二一日のうちに急変する。この日の夜、関白は在京中の土佐・仙台・米沢・肥後・紀州 将軍帰府の情報が流れた後で国事掛などが批判し「物議紛紜」となったからであった(『伊達宗城在京日記 帰府は中止となったのである。 朝廷は急遽、家茂を召し、彼の参内となった。そして結局、さらに滞京し摂海守備にあたるべ 備前諸

八頁)。また、会津でも新選組が老中に建白するとともに、藩士は実力阻止を図ろうとする有様であった。 きは烈しく、高杉はあくまで将軍が出京しようとするなら暗殺する決意だったようである(梅溪昇『高杉晋作』、一三七、 なぜ、在京幕閣はまたも帰府を中止したのだろうか。それは第一に帰府反対運動の激しさである。尊攘派、特に長州の動(3)

由は、 時に京都防衛計画を論じているが、それは、近江・美濃など内陸国の兵士は残らず大坂出張、八幡・山崎に堡塞建築などで 存亡にかかわる、 攘派も討幕は考えていないことはすでに明らかにされている。では、なぜ彼らは家茂を京都に留めようとするのか。その の建白 難題を課し幕府を激せしめ、もって討幕の口実を得ようとしていたとし(二○七頁)、これが有力な見解となっている。し かしこれはその後の両者の対立をこの時に遡及した見解で妥当とは思われない。「はじめに」でふれたように、この時は尊 尊攘派はなぜ家茂帰府を阻止しようとしたのだろうか。『慶喜公伝』2は維新後の慶喜の回想を根拠に、 何よりも攘夷戦争にそなえた畿内防衛のためであったろう。三月二二日、将軍帰府の情報に長州は学習院に帰府反対 (『周布伝』下、 御三家を滞京させてもその命令が将軍同様というわけにはいかない、というものであった。この建白は同 四〇四、五頁)を行ったが、その論理は、帰府すれば京都は空虚となり防備はできず、 滞京させ種々の 神州の安危

あり、 が、畿内防衛体制はまったく不十分であった。将軍在京は政略的意味を外しても尊攘派には必要なものであったのである。 がることへの不安であったろう。そして天皇の必死の説得に、家茂、そして慶喜以下が滞京に応じることになったものと思 謁見、その後、 の在京を一貫して望んでいたのである。その希望は、 あった。こうした大事業はたしかに将軍の命がなければ実行できないだろう。このとき長州は本気で攘夷戦争を考えていた 九日の常御殿の謁見ほどではないが、異例な対応であり、天皇の強い希望を示していよう。関白はともかく天皇は、 第二は天皇の説得である。二二日、家茂・慶喜・閣老が参内したが、通常の小御所ではなくまず学問所で家茂との謁見が 中川宮と関白が列席した(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一八九頁)、ついで小御所に場所を移して慶喜・閣老をふくめ 鷺の間代で家茂以下と関白・中川宮・両役衆との面談となった(『孝明紀』四、五二一頁)。以上の過程は、 畿内防衛を将軍に頼ろうとしたことともに、帰府が朝幕の分裂につな

が下り、二五日に出京し、江戸に着いたのは四月一一日であった。小笠原は二五日に帰府を命じられ、即日出発、 に江戸に着くことになる。 十分である。そこで派遣されたのが、水戸慶篤と老中格の小笠原長行であった。 将軍が帰府できない以上、将軍の代役として責任のもてる人物が帰府しなければならない。それはもはや仙台などでは不 慶篤には三月二三日に、 東下の勅命と幕令 四月六日

われる。

## 5 攘夷問題と天皇の真意

ŋ 異例な意向表明を家茂に行っていた。すなわち、天皇は攘夷戦争について、「殊之外心配いたす、戦争抔は決て不好」と語 三月一九日の常御殿での家茂への謁見において天皇は、将軍滞京依頼以外に外交問題についても重大な、そしてきわめて 側に侍していた関白も「今般英の御取扱は無事に為済度、是も表向勅諭にては何分国事懸り寄人之類色々申立候ゆへ難

仰出、償金被遣今度の所は為御済可然」と述べたのである。つまり、攘夷戦争は望まないし、生麦事件交渉は平和解決した 国事寄人などがいるので公然とは言えないが償金は支払ってほしい、である。

のは、侍するものは関白のみで両役などがおらず内々の話ができる条件があったからであった。 すでに述べているが、この発言はそれを改めて確認するものと言えよう。そして日頃語れない本心をこのとき天皇が話した たのである。天皇が文久元年段階で開国論やむなしという考えに転じていたことは、別稿「文久二年の政治過程」上・下で 表向きには即今攘夷、償金支払い拒否を強硬に命じている天皇が、実際にはそれと正反対の意向であることをここで述べ

征しようとさえ思っている、である(『続再夢紀事』〈史〉一、四三一、二頁)。天皇の肉声、真意とはまさに正反対な過剰 その勅とは、大樹の帰国は認めず、将軍に是まで通り万事委任す、ついては諸大名以下守衛万端指揮すべし、事によれば親 なまでに攘夷の意向を表明する勅語である。 はわざわざ諸藩に以下の達をだしているのである。曰く、今日、大樹の謁見があり、以下の勅が下り家茂はそれを請けた、 せているというのが天皇の行動パターンであることを示している。この攘夷戦争不可の内意がもらされたのと同じ日、朝廷 そしてこのことは逆に言えば、彼らがいる正式な場においてはこうした発言をしようとはせず、逆に強硬な攘夷論に合わ

きなディレンマにおくものであった。 て、「以心伝心」で処理して欲しい、というものであったろう。幕府にとっては、この日の謁見は、即今攘夷は本意ではな く内心は避戦を望んでいるという天皇の意向を確認しえたことで大きな収穫であったろう。しかし、それは同時に幕府を大 公的と私的でここまで違う命を下された幕府はどうすべきか。天皇の希望は、表向きには述べないが、自分の本心を体し

て明らかとなる。そこでは、「以心伝心」で処理せよとの天皇の内意に応じて償金を支払おうという意見も幕府側にはあっ そのディレンマは、 翌三月二〇日、二条城において慶喜以下目付にいたるまでの幕臣、それに宗城も加わった評議におい

無之、 説いた、タテマエの叡慮を遵奉しての償金支払拒否論ということになる。しかし実際には在京幕府の意向はさらに複雑であ 達宗城在京日記』〈史〉、一八二、三頁)。天皇の本音の叡慮にしたがうならば違勅との猛烈な批判を受けるし、タテマエの 万々やむを得ない時運なので、国内の人心に背かないようこれまで公的に出された即今攘夷・償金支払い拒否の叡慮にした に、「御内実は云々」などと言っても今さら転換は困難である。万一幕府が償金支払いを行った場合、それが外部に知られ 叡慮にしたがえば天皇が内心望まない戦争にいたるというのがこのとき幕府の前にあったディレンマだったのである。 がうほかない、ついては真の叡慮通りにはいかない旨を慶喜より関白に内話すべきである。こう宗城は述べた。(以上、『伊 っても承伏はしないだろうし、天皇もそのときになれば「幕府の不取計」であると言って責任を幕府に被せてくるだろう、 れば浪士のみでなく諸大名のなかでも違勅と言って非難するものも出て危機的状況となる、そのとき真の天意はこれだと言 では在京幕府の選択はどうであったか。三月二一日、慶喜と閣老は、関白のもとにおもむき、「罰金は不被渡、 しかし、宗城はそれに断固反対した。天皇の攘夷勅命とそれへの将軍の御請がなされ事態は即今攘夷に向かっているの 叡慮は云々御内々被 仰出候得とも、今日致方無之」(同書、一八六頁)と述べた。これによれば選択は、

った。これについては次章で見ることにする。

先に合意していた将軍上京見合わせ勅命を出さないことにした。朝廷上層部の腰砕けで横井構想の実現は困難となった。 にそれは再活性化し、なかでも急進尊攘派が事態を主導するようになる。こうした情勢に鷹司関白や近衛など朝廷上層部は、 三条勅使とともに久坂ら尊攘派有志が東下したことで京都における尊攘派の勢力は一時後退した。しかし勅使帰京ととも

(一)

論も分化しだす。容保や慶喜はもはやいったんは攘夷を断行せざるをえないと考えるようになった(つまり図2の第四象限 に相談なく、近い将来の条約廃棄を約束してしまった。横井構想はここに挫折する。そしてここにいたり公武合体派の外交 のため二月九日、 返答すればいいはずの攘夷実行の期限をただちに言上させるべきであると朝廷に強く主張し、朝廷はこれに動かされる。こ の立場)が、春嶽はあくまでそれに反対であった。(二節1項1) 二月上旬までに慶喜・春嶽・容堂・宗城・容保といった公武合体派諸侯は上京していたが、尊攘派は、 慶喜・春嶽は、「攘夷拒絶」の交渉を将軍の上京がすみ江戸に帰着後、速やかに行うと言上、江戸の幕閣 将軍上京のさいに

うした処分の沙汰を出すよう一越は述べていたのである。(二節1項2) 賞賛したうえで帰国させ、ないものは幕府が召し抱え浪士隊を編成するというのが彼らの考えであった。九日の言上でもこ た。ただこの段階の浪士処分は八月一八日政変以後のような一方的弾圧ではなかった。藩籍のあるものはこれまでの活動を ている京都の政情を沈静化することが何よりも急務であった。そのため彼らは朝廷に浪士処分の沙汰を出させようとしてい いっぽう公武合体派も尊攘派のなすがままでいたわけではなく、反撃策も考えていた。彼らにとっては尊攘派に支配され

朝廷上層部は浪士処分の督促をうけたが、即決せず寄人らの評議にまかせた。そうするうちに二月一一日、 尊攘派の側が

列した。この結果、 関白は参内し、学問所で急遽、廟議が行われることになったが、異例なことにこの廟議に当局者以外の尊攘派有志公家が参 求めるべしとの建白書を提出した。同時に尊攘派公家も集団で関白邸におしかけ建白に応じるようもとめた。これにおされ ると返答を出すことになった。(二節2項) 遣された。ここで公武合体派諸侯と両役の議論となったが、結局、慶喜・春嶽は、将軍滞京十日、帰府後二十日を期限とす 大胆な攻勢を公武合体派にかけた。この日の朝、久坂ら三人の尊攘派有志が関白邸を訪れただちに攘夷期限決定を慶喜らに 攘夷期限の決定をただちに慶喜に求めることが決定され、夜にかかわらず慶喜のもとに三条ら両役が派

武合体派は宮と近衛、 慮をひきだすため中川宮・もう一人の内覧近衛忠熈によろうとした。このため、一二日以後、浪士処分の勅命を出すよう公 というのである。二月一一日の敗北の原因は、尊攘派に内裏―天皇をにぎられたことにあった。これに反撃するに逆には彼 根元的な政体論も春嶽が提起するようになる。攘夷の不可能を知りつつこれを言えず、浪士処分ができないのは政令が朝幕 際に天皇にとりつぐことには、尊攘派をおそれ逃げ腰となり、彼らの意図はいっこうに実現しなかった。(三節1項) らが叡慮を引き出せばいいことになる。しかし、この時期、朝廷当局は尊攘派が支配するようになっていたので、彼らは叡 の二途に分かれているからである、このさい朝廷に政治を完全に幕府に任せるか、自ら政治を担うか二者択一をせまるべし 敗北した公武合体派は逆転策を考える。緊急の課題は浪士対策であり、それについての沙汰書が求められる。さらにより さらに鷹司関白への説得活動を繰り返す。朝廷上層部は説得の趣旨には賛同するが、彼らの主張を実

京諸侯に朝廷は、 償金の支払いのみは応じようと望み、それを天皇に直奏しようとしたが、尊攘派公家により阻まれ、結局、二月二八日、 とても日本側にのめないものであり、日本が条約廃棄をするまえにこの問題で戦争となる可能性がでてきた。公武合体派は 二月二三日、江戸よりの飛脚が到着し、生麦事件のイギリス側要求を伝えたが、それは償金とともに久光の首を要求する イギリス側要求はのめない、近く戦争となるので速やかに帰国し備えよとの沙汰を出した。三月四日、 在 家

〇 日 ( 即今攘夷の断行をもはや決意しており、その準備を進めていた。(三節2項) があり、その意図は実現しなかった。即今攘夷の阻止をあくまで目指す春嶽にとっては事態は絶望的になってきた。二月三 に渡された勅書は、すべてこれまで通り委任とのべつつも、国事の儀については事柄により朝廷が諸藩に沙汰するとの付言 茂が着京した。この機会に幕府側は政体問題をもちだし、幕府への政令一元化をはかろうとするが、結局、三月七日に家茂 越前藩邸は政事総裁職の辞任を決定、上京した家茂に対しても速やかに将軍を辞任するよう勧めた。いっぽう慶喜は

のである。 その承認をえた。このとき慶喜は生麦事件のイギリス要求を拒むので戦争不可避と覚悟しており、英艦が摂海に侵入する可 能性がありそのさい朝廷自らが諸侯を指揮し将軍の軍事指揮権が空洞化するのをふさぐため、家茂を滞京させることにした 家茂は当初、滞京十日で帰府するはずになっていた。しかし三月一○日までに慶喜は関白に将軍の帰府延期を申し入れ、

決意している慶喜にとっては過激すぎる議論だったのである。 今攘夷に反対し、事態を前年一二月の攘夷勅命御請以前にもどそうというものであり、春嶽はともかく、すでに攘夷断行を 断にあったが、同時に公武合体派諸侯も積極的にこれを支援しようとしなかったこともあった。 これで動こうとせず、失望した久光は一八日、京都を発ち帰国した。久光の試み挫折の要因は、何よりも朝廷上層部の不決 という、武力の行使をも覚悟した尊攘派との全面対決論を近衛・関白・中川宮に進言した。しかし彼らは趣旨に感服したが、 三月一四日、久光が上京した。久光はなお横井構想の実現を考えており、尊攘派公家の退役、浪士の処分、即今攘夷反対 久光の主張は、 あくまで即

すでに一〇日、慶喜が用意していた文面を諸藩に布告した。打払令の公布であり、在京幕府は即今攘夷にむけて大きな一歩 に申し入れた。 三月一四日、伝奏は対英交渉の模様によってはただちに戦争となるかもしれないので、至急、天下に布告せよと在京幕府 これを受け一八日、在京幕府は、 早々拒絶交渉を行うが、外夷が承伏しないときは速やかに打払を行えと、

を踏み出したのである。(以上、三節3項)

た。ここに天皇は家茂に至急参内するよう求め、一九日、天皇は家茂を自ら説得、家茂は滞京に応じた。 こうなれば幕府にとっても交渉可能であり、交渉のためには最高責任者の将軍が在府しているのが望ましいのである。 ついてのイギリス側の正確な要求が伝わり、 し朝廷は畿内防衛の不安より一七日、この要請を拒否する。しかし一八日、慶喜は参内、あくまで帰府するとの意向を述べ 三月一六日、慶喜は伝奏に家茂帰府の許可を求めた。一〇日には滞京を求めた慶喜がにわかに変わったのは、生麦事件に 久光の首といった受け入れ不能なものではないことが判明したことがあった。

に反対し、関白は動揺して滞京を求めるようになった。また今回も天皇が家茂を説得、二二日、帰府は中止となった。(以 これを了承したが、将軍離京の情報が流れると、尊攘派が猛烈な反対運動をおこし、また朝幕の融和を重視する会津もこれ 上、三節4項) しかし二一日、在京幕府はやはり将軍が帰府しなくては関東の指揮は困難としてまたも帰府の許可を求めた。 関白は内々

武合体派は悩む。しかし即今攘夷・支払い拒否の線で事態がここまで進んでおりいまさら転換は困難で、万一、幕府が償金 渉は無事にすませたいので償金を支払うように、と述べた。尊攘派公家がいないという環境で、天皇は、攘夷戦争は避けた た。そこで天皇は、戦争などは決して好まず、と語り、関白は、国事寄人などがいるので公式には言えないが、生麦事件交 を支払えば囂々たる批判が出、危機的状況となる、そのときになれば天皇も幕府を非難し、責任を被せてくるだろう、やむ を得ない時運なので国内の人心に背かないよう公の叡慮の方にしたがうしかないとの宗城の意見にしたがうことになった。 三月一九日の家茂参内では異例なもので、天皇の日常の場である常御殿で行われ、側にひかえていたのは関白のみであっ 即今攘夷不可の本音を率直に語ったのである。即今攘夷の正式の勅命とそれを否定する内諭、正反対の二つの叡慮に公

(三節5項

#### Ⅲ 攘夷の諸相

# 一、生麦事件償金支払問題

# 1 慶篤・小笠原の使命―京都―

慶篤は三月二五日に出京し、江戸に着いたのは四月一一日。小笠原は二五日に帰府を命じられ、即日出発、四月六日に江戸 喫緊の対外関係処理のため将軍の代わりに水戸慶篤と老中格の小笠原長行が帰府することになったことは前章で述べた。

に到着した。彼らに与えられた使命はいかなるものであったろうか。

まれておらず、より緊急の課題である後者の生麦事件処理が彼らの使命であった。では彼らはどのような方針をもって出発 したのだろうか。 この時の外交問題には、条約廃棄・生麦事件処理の二懸案があったが、このうち前者は出発の段階で彼らの使命にはふく

うした人間が門地ゆえ生麦事件処理の責任者となったのである。当然、彼に処理方針を伝えることが必要となる。 (「例の方々」) にふくまれておらず、公武合体派諸侯─在京幕府の側から見れば、いわば気心の知れない人間であった。そ 関東の責任者に任命された慶篤は三月五日に着京したばかりであった。かつ上京後の公武合体派諸侯の会合の 出席者

四日、慶喜は水戸の家老大場景淑を呼び、戦争となったさいは国威を輝かすべし、ただ名義は正しくなければいけないので べしと述べ、幕令(『防長回天史』 三月二四日に出された、慶篤への勅命(『水戸藩史料』下、三〇二頁)は、将軍に代わり東下し関東防衛の指揮にあたる 四、一九頁)は、関東守衛として東下し、英側が兵端を開けば尽力決戦を、とした。二

幕府に出した(同書、三〇四頁)。 老大場景淑を呼んだとき慶喜は、どのような方針で対応するのか、水戸側に聞いたと思われる。翌日、慶篤は以下の文書を 決定しているが、このことをなぜか明確な指示として出してはいないのである。そして指示を与えるかわりに、二四日、家 払問題についてどうするのか具体的な指示は述べられていない。すでに見たように三月一九日には在京幕府は支払い不可を 無謀の小勇の輩が出ないよう注意するよう、との命を達した(『水戸藩史料』下、三〇四頁)。何れの命令においても償金支

をとると慶篤は言うのである。 との触れをいったん朝廷が出してしまっている以上、いまさら他の扱いはできない、というのである。つまり支払拒否方針 候上は、今更別段に御扱振も有御座間敷存候」。すなわち、三月一八日に償金などの要求をのまないので戦争になるだろう、 かについて〕「軽卒之御挨拶」はできないが、「償金等之儀御聞届に難相成候に付、 対英交渉は、重大之事件であり〔自分は〕これまでの御手続(交渉経過)も承知していないので〔どのような方針で臨む 戦争にも可相成旨、 一旦御触出しに相成

という方針を三月中旬に在京幕府はとっていたのである(本論、七八頁)が、そのことは慶篤に伝わっていないのである。 はとの他力本願的な意見をもここで述べている。事件処理について薩摩とイギリスの直接交渉はさせず、幕府がこれを担う 起候事に候得ば、於公辺強て御難題に候はゝ、右応接向同人え御掛けにて、御国辱に不相成様何と歟〔久光へ〕御沙汰振も もっともこの拒否方針に慶篤は確信を持っているわけではなかった。文書はさらに続く。「尤今般之儀、全く島津三郎より 尚更宜敷御賢慮有御座度存候」。すなわち、幕府が取り扱いに苦しむなら、久光に対英交渉を任せてもいいので

方針を考えていることは知り得たが、具体的にどのような行動をとるつもりなのかは在京幕府にとってはわからないことで なやりとりをしていることは、両者の間に十分な意思疎通ができていないことを示していると言えよう。 "水戸藩史料』 によれば、 右の文書に対する返書はなかったという。出発間際の二四日と二五日に慶喜と慶篤がこのよう 慶篤が支払い拒否

ろう。 心の強い剛直な人物であった。この慶篤と小笠原が江戸でどのような行動をとるのか、在京幕府にはかなり不透明であった ぞ見込にても御座候得は、夫等を目当に御請可申上哉に御座候処、是以此頃中色々工夫候得共、更に見込も付兼」(在京閣 労をともにした人間であり、その支払い拒否の意向を知っていた。しかし彼は、江戸への東下の途中に、「江戸表の義も何 原は、勅命であろうとも万民を苦しめるものは諫奏すべきであるとの将軍宛意見書(同書、一六三頁)で述べるような独立 老宛小笠原書簡、『小笠原壱岐守長行』、一六五頁)と述べるように、支払い拒否方針について批判的であった。さらに小笠 あったろう。またもう一人の帰府者、老中格の小笠原は、一月中旬には着京し、在京幕府の一員として公武合体派諸侯と苦

こうして三月二五日、慶篤や小笠原は出立した。しかしその後、京都の政治的雰囲気は変化した。それを伝えるのが、会

津藩士石沢民衛の報告である。

に京都を発ち六日に江戸に着いている。着府後、石沢は、慶篤らが出発した直後の京都の模様を以下のように報告書に記し たのである(『会津藩庁記録』〈史〉一、三七九~三八三頁)。 らは着京し、在京幕府関係者の間を動き回る。そして、竹本はおそらく三月末離京、四月五日には江戸着。石沢も四月一日 たが、そのさい、在府会津藩士の石沢に協力を要請、石沢も二二日に江戸を発った。二七日、慶篤・小笠原と入れ違いに彼 三月一六、一七日の両日、英仏公使と交渉した外国奉行の竹本正雅は、在京幕府の指示をあおぐため二一日に江戸を発っ

払い可へ)のには当惑するが、この変化は悪いことではなくこの件を竹本に伝えた。償金支払問題について、 この一件を書付にするよう尾張は朝廷と交渉中とのことであった。寸時の間に朝廷の御旨意が転変する(支払い拒否から支 され行ったところ、尾張は、朝廷に償金支払い論を建白したが、関白・三条・中川宮もそれに賛成の意向とのことなので、 償金支払いへの尽力を竹本より依頼され上京、三月二七日に着京した。容保より尾張の前藩主慶勝のもとに赴くよう指示 諸藩議論沸騰

彼らの全権をさらに強固なものにし(「御委任も丈夫に相成」)、支払問題等も彼らの「独断」で決定できるようにするため ゆえ、会津が支払論を朝廷に周旋すれば、人気が折り合わなくなるので、会津は「此儀」 会津は、厳しい建白を老中に出し、朝廷に届けるよう求めた、自分はこのことを竹本に伝えた、である。 っては全権を授けられているが(「一件[対英交渉]応接 のみ建白する方が良いということになった。慶篤・小笠原は、対英交渉のため朝廷より委任を蒙っているので、東下にあた 朝廷より御委任被為蒙 仰、御東下に付ては全権御授之事」)、 (償金支払論) ではなく、「大義」

そこで会津の考えた支払のシナリオは、慶篤と小笠原に全権を与えた上で、彼等の独断で支払を行うことであり、そのため である に会津は彼らに全権を与えることを求める朝廷宛建白(『会津藩庁記録』〈史〉一、三八二、三頁)をまず老中に提出したの 反発が来ることは明かである。それを恐れる関白が、尾張の要請に応えて支払いを命じる書付を与えることはないだろう。 慶勝に示されたのだろう(もっともここに三条の名が挙げられているのは不可解だが)。しかし現実に支払を行えば猛烈な を説く慶勝の議論に関白・三条・中川宮は同調しているのである。関白が内心、償金支払い論者であったのは先に述べたと ではないというのが会津の論理であったろう。そして支払論の会津から見れば、三月末の京都情勢は有望なもので、支払論 おりである。おそらく、三月一九日の家茂謁見のときのような尊攘派公家を交えず会談する機会があり、そこでこの意向が これに明かなように会津の立場は、外国奉行の竹本と同じく償金支払い論である。もっとも竹本と違い、会津は条約廃棄 (本論五四頁)、外国との戦争は覚悟しているが、生麦事件の償金支払いの問題から開戦となるのは、 名義が十分

不義の名目をとらないよう応接すべしとのみ命じるべきである、ただし全権を委任したといっても品により尾張茂徳や小笠 遣した以上は「英夷始諸夷応接之全権」を慶篤に委任し、京都より指図してこれを掣肘することはせず、 ここで提出した建白での会津の主張とは、百里外も離れた場所のことを一々指揮するのは無理であり、 曲直を明らかにし 慶篤と小笠原を派

件処理のみではなく、攘夷交渉をも彼らの権限にいれるように求めていた。 らもその余地を残す主張であり、先に石沢が述べた通りの論理である。また「英夷始諸夷応接之全権」とすることで生麦事 原以下外国奉行までの幕臣と相談するべきと命じるべきである、というものであった。償金支払いには一言もふれないなが

内心に合致するものであったのである。(81/82) 幕府は、三月末になると慶篤と小笠原の責任による支払を期待する方針に転換したのである。そしてそれは、朝廷上層部 た。これは、翌日には諸藩に示された(『『肥後国事史料』三、七四二頁)。三月一九日には支払不可方針をとっていた在京 書、三一七頁)。容保建白が出すべきと主張した通りの台命である。この台命は一四日、江戸で小笠原より慶篤に交付され 三頁)。これと容保建白との類似は明かであり、朝廷は容保建白を受けいれたと言えよう。これを受けた在京幕府は、慶篤 拒絶応接之儀」は慶篤に「総て委任」しようと思うので、早々にその旨を達するように、である(『水戸藩史料』下、三一 への以下の台命を下す。関東守衛のために派遣したことと、御所よりの仰出があるので、「外夷御所置振之儀は御委任」す 容保建白は老中を通して朝廷に提出された。朝廷は四月一日、以下の達を慶喜に下した。家茂に滞京を命じたので「外夷 曲直を明らかにし、名義を正し、国威を立てるよう取りはからうべし、なお尾張茂徳や老中と相談すべし、である

# △ 償金支払い決定と中止―江戸―

述べた。そしていつ払うのかとの質問に、将軍帰府後、開港場での外人保護に必要な措置完了後と返答した。公使側はこれ に納得せず支払いの保証を求めたが、竹本は、五、六万両を将軍帰府の如何をとわず五十日以内に払うと返答したが、公使 こで幕府側は、将軍は償金支払いの意向だが、国内に反対派が存在しているので彼らへの処置が済んだ上で支払いたいとの 三月末京都をたった竹本正雅は四月五日、 江戸に着いた。八日、彼と竹本正明の両外国奉行は英仏公使と会談したが、そ

石井孝『増訂明治維新の国際的環境』一、一八八、九頁)。 は五十日の猶予は問題外としたが、分割支払いでもかまわないという意向を示し、それについては合意が成立した (以上 上

景にあったと見ていいだろう。 この竹本の返答は、在府幕府全体の決定を受けてのものではなく、彼らの独断であったようである。もっとも独断といって 両竹本は支払の意向を示したことになる。しかし支払の如何をめぐって在府幕府がこれ以後ももめていることより見て、 竹本正雅は支払いを望む朝廷上層部や在京幕府の意向を石沢より知らされており、そのことがこうした大胆な行動の背

談判中は家来下々まで無謀過激の所業なさざるよう注意すべし、時宜により戦争となる場合は、一心同力国威をたてるべし、 あるゆえ、生麦事件償金支払う、そのうえでイギリス軍艦と鎖港談判を開始するので家中に心得違いないよう注意を、 里』二、二三九、四○頁・『肥後国事史料』三、七五一、二頁)。すなわち、鎖港談判開始にあたっては名義を正す必要が 藩主吉井信発を江戸城に呼び、彼らに償金支払いの決断を告げ、これを諸藩の留守居に知らせるよう求めたのである(『玉 隆吉と外国奉行並の柴田剛中を横浜の英公使館に派遣するとともに(同書、一九八頁)、在府中の川越藩主松平直克と吉井 である。 い。このため二○日までに在府幕府の廟議が開かれ、そこで支払が決定されたと思われる。二一日、幕府は、外国奉行菊池 英側への回答期限は四月二一日であり(同書、一八六頁)、在府幕府はそれまでに具体的な回答を用意しなければならな

頁)。その趣旨は、英艦一条について諸有司と協議の結果、生麦事件と条約廃棄問題とは全く別事であるので、 正すため償金を支払ったうえで鎖港談判に及ぶことにする、償金については自分の兼ねての見込みと相違することになるが、 そしてこの直後に支払い決定を在京幕府に至急報告するため目付の堀宮内を江戸から出立させていると思わ さらに、四月二八日、江戸の責任者となってる水戸の慶篤と尾張の茂徳は関白宛の上書を認めた(『孝明紀』 四、六一三 曲直名義を

ていたことあり、臨期の取り計らいをするのでよろしくご推察を願う、というものであった。つまり自分への委任権にもと 「事情不得止、慶篤へは兼て被仰出之御主意も有之、大樹よりも外夷所置振之儀委任(四月一日付慶篤宛在京幕府達)」され

ついてこれを決断したというのでる。

支払い協定が調印された(以上、石井著書、一九八~二〇〇頁・萩原延寿『遠い崖』一、二三二、三頁)。 城で廟議となったが、ここで英側要求をのむことが決まり、翌二二日の会談では、幕府側は、十日以内に総額四四万ドル中 を支払うべしと主張、結局、これは五万となり、二五日、幕府はニールに正式に右の方式で合意する旨を返答し、二七日に 四万ドル支払い、残額を数ヶ月分割支払いをするという案を提示した。それに対しニールは、残額は一週間毎に六万ドル いっぽう四月二一日に行われた外国奉行とニールとの会談は支払い方式をめぐる対立となり、その日は結論が出ず、江戸

行』、一八五~一八八頁)で以下のように述べている。 在府幕府は、支払を約束した。これについて小笠原は四月二三日付の在京閣老板倉・水野宛の書簡案 (『小笠原壱岐守長

奉し、臨機之取計仕候段、 に無之ては不相成、 ほしい。「今度之儀、全尾水両公之御英断より出候事にて、兼々一橋殿尊慮並御所中之御見込とは相違致候得共、 うということで談判するよう外国奉行に指示した。ついては後日、自分が神奈川におもむきそこで攘夷談判にかかることに なるが、時宜により戦闘となるかもしれず、京都においてもそのような心構えをし、人心が動揺しないよう申し諭しをして うのでそのように決評した。もっとも、そうしたら〔反対派が〕暴発する憂いもあるのでまず証書だけを渡し金は追って払 別なので償金支払いの上、攘夷談判に取りかかるべしとのことだった、さらに若年寄以下にも聞くに何れもごもっともと言 外国側が切迫、一日も延期できないと言いつのってきたので、茂徳・慶篤の意向を伺ったところ、生麦事件と攘夷交渉は 篤と御推、 関白殿一橋殿等え御弁開伏て奉希候」、と。 後日之利害得と相考、 両公の御指揮を

『小笠原壱岐守長行』ではこのとき小笠原は支払反対論であったが尾水両公の意向により合意したとしている(一八一~一 すなわち小笠原は、自分と慶篤に与えられた委任権に基づき、茂徳と慶篤の判断にしたがったと述べているのである。(※)

八五頁)が、右の書簡のニュアンスから見るに事実と思われる。

心にそれを求めたのであろうが、それは伝わっていないのである。しかしそれにもかかわらず、結果として意図した通りの 行動を慶篤そして小笠原はとったことになる。 ていると言えよう。天皇が幕府に以心伝心に支払を求めているように、在京幕府も小笠原らに全権を付与することで以心伝 かし小笠原はそのようには思っていない。このことは、先のシナリオが明示的に小笠原に伝えられていなかったことを示し たことはすでに見た。慶篤と小笠原の責任による支払は、容保建白のシナリオ通りの、期待通りの行動のはずであった。し 朝廷上層部と在京幕府の三月末の内心の考えは、慶篤と小笠原に全権を与えることで、彼らの責任で支払を行うことであっ そしてまた注意すべきことは、傍線部のように小笠原は支払を朝廷や在京幕府の意向に反するものと見ていることである。

はそれにのぞむのか。先の四月二一日の諸藩への在府幕府の回達は、条約廃棄交渉を近く始めることを、生麦事件償金支払 た姿勢は直後に転換する。 のしかかりつつあった。これの交渉も四月一日の慶篤宛の朝廷の達で在府幕府に委任されていた。ではいかなる方針で彼ら いの理由にあげている。つまり、償金は支払うが廃棄交渉は行うという立場をこのときとっていたのである。しかしこうし 江戸では生麦事件については平和解決の筋道が見えてきていた。しかしもう一つの懸案である条約廃棄問題が在府幕府に

思われる。そして、二七日、在府幕府はこれを諸藩に回達した(『肥後国事史料』三、七六四、五頁)。曰く、以下の件、京 令を諸藩に下していた。そして在京幕府は、在府幕府に攘夷断行命令を送り、それが二六日、もしくは二七日に到着したと 後述するが四月二〇日、 在京幕府は朝廷に条約廃棄の期限を五月一〇日と返答、二一日、朝廷はこれを期限とする攘夷命

同様に穏便に心得るべし、である。五月一○日まで約二週間、それで茂徳は江戸と都を往復できるわけはなく、この付言は、 攘夷期限を守らないことを意味していた。つまり京都よりの条約廃棄の指令を伝えてはいるが、付言により、当面それには ダにも同様の処置をするのか趣意がわからないので、至急、尾張茂徳が上京し主意を伺うことにする、 棄宣言を公布したのである。しかし、 商館に三十日以内の引き払いを命じ、 都より到来した、すなわち、交易拒絶の詔が下り、条約締結に責任ある役人を厳罰するとともに、長崎・箱館・ 応じない姿勢を示したのである。在府幕府の抵抗である。 在府幕閣はこの公布にあたって以下の付言をつけた。以上、 もし違背すれば一戦に及ぶべしとの命があった、と。 在府幕府は、 京都より来るも、 それまではこれまで 在京幕府の条約廃 オラン

五月一○日攘夷令の凍結を図ろうというのが茂徳の意図であると水野はするのである。<sup>(8)</sup> こうした疎暴の策が行われないよう茂徳着京以前に水戸より京都に仰せ上げをしてほしい、と。つまり、 されたときは関東は関東で自立し、新将軍の罪をならして征討すべきとの議論もある。 は無理であり、これについての所置は幕府に一任するように朝廷に言上する、もし許容なきときは将軍は辞任を願い は、二九日、水戸藩士に以下のように語っている(『水戸藩史料』下、三三七、八頁)。茂徳は上京し、 府回達が言うように、 の許容の有無にかかわらず家茂は帰府する、このように幕議が決定した。さらに幕府内には、家茂辞任後、 在府幕府は伺いのために茂徳を上京させるとした。では彼の使命はどのようなものであったろうか。それは、 単にオランダの取り扱いのみを聞こうというものではなかった。 しかし、これらは無謀の失策であり、 開国派幕臣の中心であった水野痴雲 攘夷断行の期限設定 将軍辞任を賭して 別の将軍が任命 右の在府幕 出 そ

た慶篤は、 『玉里』二、二五二頁)。しかし、結局、三日、茂徳は江戸を発ち京に向かったのである。 もっとも水野でさえ躊躇するような大胆な国是転換の議論で在府幕府がまとまっていたわけではなく、 五月一日、 登城、「悉く御破り」になったので、茂徳は二日に出立の筈が三日に遅れた、という(原市之進覚書、

以上より在府幕府の対外態度を考えれば、様々な潮流があったが、譜代・幕臣の多数派の意向は、償金支払い・条約廃棄

松平信義であった。井上・松平は後の行動を見てもこうした大胆な行動ができる人物ではなく、これは開国派の有司と茂徳 頁)。在府幕府は将軍の命を握りつぶしたのである。この時の在府幕府の中心人物は、尾張当主の茂徳、老中の井上正直 令を押し返したのではとのことであった(四月三日付会津国元宛会津江戸藩邸書簡、『会津藩庁記録』〈史〉一、三六五、六 ていた会津江戸藩邸は、不審を感じ、水野痴雲に問い合わせたが、その返答は、自分も知らないが、拒絶は無理なので打払 八日、在京幕府は、打払令を公布している。しかし一向に江戸ではこれが公布されなかった。京都藩邸よりこれを知らされ 彼に流されたのみであるように思われる。茂徳と開国派幕臣は連携があったのではないだろうか。先に述べたように三月一 戸の慶篤で二人はともに償金支払を決断しているが、その後の動きよりすればその決断を推進したのは茂徳であり、慶篤は® 避戦感情のみからこうした考えをとっている方が多かったろう。そしてこの時の在府幕府の最高責任者は、尾張の茂徳と水 反対であったと思われる。 の合作であったと思われる。 もっともこれの主張者には、水野痴雲や神奈川奉行の浅野氏祐など自覚的は開国論者もいたが、外国との戦闘回避という(8)

れが、二七日の攘夷布告につけた付言であり、茂徳の上京計画であったろう。 そして二○日の支払決定以後、茂徳と開国派はもう一段進み、条約廃棄方針への抵抗にまでいたったものと思われる。そ

長行』、一五九~一六三頁)をおそらくそれが到着した直後に記している。ここで小笠原は、今の時勢、三四港を開くのは 処置であり、民命を救い国脈を存するために勅命であろうともあくまで諫奏すべきであると強く論じていた。こうした小笠 このときの小笠原の対応はどうだったろうか。小笠原は攘夷期限令について痛烈に批判する将軍宛建言 開港後の経済混乱は貿易ではなく貨幣悪鋳のせいであると開港論を支持、攘夷期限令は仁義の道に背く残虐の (『小笠原壱岐守

原にとって茂徳の上京は当然、望ましいものであったろう。

にもかかわらず朝廷が応じないことは十分に考えられることである。そのときどうするか。この点では、計画推進者内部に まま上京の途についたのである。 たが、ここまでの強硬論は開国派有司においてさえも全体が賛同しているわけではなかったのである。茂徳は分裂を残したのが、ここまでの強硬論は開国派有司においてさえも全体が賛同しているわけではなかったのである。 おいてさえも意見が一致していなかったことは、先の水戸への水野痴雲の批判に明らかである。一方では将軍辞任論があっ 態は進んでいってものと思われる。茂徳が上京し、将軍に朝廷への諫奏を勧める。ここまでは一致していた。 当時の在府幕府最高幹部のうち慶篤と井上・松平二閣老は定見がなく、茂徳・開国派に小笠原が連携して茂徳派遣へと事

五九~九六一)で述べているように、「御委任之図書頭(小笠原) 告した(石井著書、二○一頁)。開戦間近の危機的状況である。しかし在府幕閣の中枢は閣老の不登城でこのとき麻痺して ない、今後十二時間猶予を与えるが、それでも償金を支払わなければ問題の解決は提督にゆだねると神奈川奉行の浅野に通 図がわからない。 いという異常事態となった。いっぽうにわかに協定を破られたイギリス側は激怒し、小笠原が求めてきた交渉に応じる気は て登城しておらず、この中止命令は他の閣老とはかった上のものではなく、彼の独断であった。当然、他の閣老には彼の意 定を在府幕府は破ったのである。この中止命令は、小笠原が出したものであった。しかし四月二九日以後、 で支払えず、これについて七日に小笠原が来て交渉すると通告した(石井著書、二〇〇頁)。四月二七日に結んだ支払い協 かしその前日、 条約廃棄問題はともかく償金支払いについては在府幕府に合意があった。五月三日はその第一回支払いの日であった。し 交渉の窓口の神奈川奉行の浅野・山口は、 事態は急変する。五月二日、神奈川奉行の浅野はニール代理公使を訪問、支払い不可の命が江戸より来たの しかも二日以後も小笠原は登城しなかった。そして以後、他の二閣老 五月五日付の浦賀奉行大久保土佐守への書簡 は無御越、漸策も尽果、 (井上正直・松平信義) 唯々時日を移し成行届せ候より (『維新稿本』 彼は引き籠もっ 五月二日、九

外致方も可有之」と困惑するばかりであった。

この書簡に償金問題についてなんら言及がないことよりこの説は信用できないとする。そして同書のあげる理由は、外国奉 閣宛書簡(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五一○~五一四頁)が届いたことを要因にあげる(四八頁)。しかし石井著書は、 かった問題を左右するにはこれのみではいささか足りないように思われる。 行沢勘七郎が強硬な反対論を唱えたことであった(二○○、一頁)。たしかに沢の反対論も要因であったろうか、和戦がか 小笠原はなぜこのような行動に出たのだろうか。田辺太一の『幕末外交談』2は東下中の慶喜が出した四月二六日付の幕

ここで言及されているのは、朝廷の新たな命のはずである。しかし、朝廷が支払方針を知ったのは五月五日であり(五月五 否の沙汰を出しているが、在江戸幕府はそれを知りつつ支払を決めたわけであり、それをさしているわけではないだろう。 出不申候方宜敷と之思食」という朝廷の意向である。この朝廷の意向とは何だろうか。二月に朝廷は英側要求の受け入れ拒 上申で述べる朝廷の意向とは何なのだろうか。 日付両役宛関白書簡、『孝明紀』四、六一三頁)、七日までに江戸に届く支払不可の命令を出すことなどありえない。七日の たことを述べる朝廷宛上書を記した(『孝明紀』四、六一四頁)。ここで転換の理由としてあげられているのは、「京師は指 四月二八日に償金支払を行う旨の上書を書いた慶篤は、五月七日、今度は支払方針を変更し、やはり支払わないことにし

簡には償金問題についての言及はない。しかし、これとは別にもう一通支払禁止を命じる書簡を書いていたと考えることも できるのではないだろうか。慶喜の東下について次に検討することにする。 ここで考えられるのは、やはり東下中の慶喜である。たしかに『慶喜公伝』史料篇などに収録されている四月二六日付書

3

が実行されたのである。 四月四日実行が予定された。これについて慶喜は反対論を朝廷に説いたがいれられず、結局、予定を延ばして一一日にこれ した気運をいっそう醸成したものは、石清水行幸であったと思われる。尊攘派の主張により三月一八日、石清水行幸は決定、 てきた以上、これは当然の事態であった。そして廃棄以前にそれより戦争となると思われていた生麦事件問題も意外に切迫 したものではないという情報が四月初旬に京都に入ってきたことも、条約廃棄問題の浮上につながっただろう。そしてそう(ៜ) い問題以外に、条約廃棄問題が浮上してきた。もともと慶喜・春嶽は四月中旬を攘夷の期限と返答しており、それが接近し 京都では三月末に支払論が強まりそれに向けた一連の対応がとられたことは1で述べた。しかし四月に入ると、償金支払

喜帰府を伝えるとともに条約廃棄通告文を送った(『水戸藩史料』下、三二七頁)。 四))。そして二一日、家茂は離京して大坂に向かい、二二日、慶喜は陸路江戸に向け出立、同日、在京幕府は在府幕府に慶 達あり、銘々「自国海岸防御筋愈以厳重相備、襲来候節は掃攘致し候様可被致候」、と諸侯に布告した(『続徳川実紀』(第 在京諸藩留守居に布告した(『肥後国事史料』三、七四九頁)。二三日、在京幕府も、攘夷期限は五月一〇日との朝廷よりの 攘夷期限とすることを返答した。二一日、伝奏は、五月一○日に攘夷実行決定、「軍政相整醜夷掃攘可有之被仰出候事」、と もに、慶喜が東下し拒絶を行う期限をはっきり明示し、それを天下に布告することを求めた。二〇日、 のである(『安達清風日記』〈史〉、三九〇頁)。おそらく直前に返答していた二三日攘夷期限の延期の申し入れもこのとき行のである(『安達清風日記』〈史〉、三九〇頁)。おそらく直前に返答していた二三日攘夷期限の延期の申し入れもこのとき行 慶喜の帰府であった。四月一七日、在京老中は関白を訪問し、家茂の摂海巡検と条約廃棄のための慶喜の帰府許可を求めた ったと思われる。翌日、 幕府はいわば待ったなしの状態の追い込まれたわけである。そしてこのとき幕府が打ち出したのは、家茂の摂海警備視察、 朝廷は家茂・慶喜・閣老を内裏に召し、二三日の期限が遅れているのは如何なる事情かを問うとと 幕府は五月一〇日を

けば、情勢をいったんはゆるめることが出来る、そして実行できないときは慶喜が辞任することにする、である(二一三頁)。 夷の勅を奉じてしまっていてどうしようもない窮地にある、そこで慶喜が将軍の身代わりとなって全責任を負って関東にい つまり始めから攘夷を実行する意図はなく、時間稼ぎのための欺瞞だったというのである。 この慶喜帰府の意図は何だろうか。『慶喜公伝』2は維新後の慶喜の回想を使いながら以下のように説明する。幕府は攘

あまりに執拗な行為であり、現実に江戸ではこのため大きな混乱が起きているのである。 ると、その不可を命じる使いを熱田からと浜松からと二度も送っているのである。アリバイ作りのジェスチュアとするには 二六日付書簡を江戸閣老に送っているし、さらに後述するように、在府幕閣が生麦事件の償金を支払う意向であることを知 しそうした通知は行われていない。それどころか東下中の慶喜は、五月一○日にはかならず攘夷を断行せよとの強硬な四月 一に始めから欺瞞であるなら、無用な混乱を起こさせないためにもその旨を在府幕府に伝えておく必要があるだろう。 たしかに慶喜東下後も、 条約廃棄は行われておらず、一見この説は妥当なように見える。しかしそうとは思われない。第 しか

明なことであり、そうした危険をあえて冒すとは思われにくいのである。 上、三月の家茂の奉答というように一応は手順をふんで出された勅命を無視すれば、その反発は当然、 力をはらってきたのを、これはすべて無にしてしまうことになるだろう。そして三条別勅使への返答、二月の慶喜自身の言 関係していないといっても朝幕の完全な分裂、東西対立につながりかねないということである。井伊政権の無勅許調印がも 上方の有志の間にある討幕論への絶好の火種となることは、在京してそうした事情を熟知していた慶喜、 たらした朝幕対立を修復し、公武合体を実現するというのが幕府の文久改革の理念であり、そのため将軍上京など多くの努 第二に期限を約束しながら幕府がそれを反古にしたなら、それは明白な違勅であり、 いくら将軍は上方にいて直接それと 大きなものとなり、 在京幕府にとり自

欺瞞説には以上の問題点がある。ではこの時の慶喜、そして在京幕府の意図はなにか。それは、 朝廷への言上通り、 五月

こで五月一○日の攘夷期限決定を述べたあとで以下のように述べている。「誠に暴なる御所置に相成候得共、 四頁)。まことに乱暴な処置ながら朝廷が決定した以上、断行のほかなし、である。 次第に御座候。斯御治定に相成候上は致方無之、断然三港共に拒絶相成候より外は無之候」(『小笠原壱岐守長行』一九三、 ○日を期した条約廃棄の実行であったと思われる。四月二五日付で在京老中の板倉は在府閣老に書簡を送っているが、そ 何分力に不及

階で春嶽がこれを主張していたことで明らかだろう。そして外国との戦争自体、彼らにとり絶対忌避すべきものではなかっ たことはすでに述べたところである(本論、七二、三頁)。 しめしていたことでそれを確認することができるだろう。そして慶喜について見れば、二月下旬より攘夷断行を決意してい たことは、生麦事件処理についてのイギリスの要求が正確に伝わっていなかった段階で、やむを得なくば開戦という決意を 条約廃棄は危険な方策である。しかし幕府側にとってこれの政策選択の一つであったことは、前章で見た文久二年九月段

攘夷断行の決意を述べた書簡 武田は一日、二日頃に着くので五月一〇日にはかならず廃棄交渉を行うべし、 ると考えられる解決は、 成」、と朝命を理由にした支払い不可論を在江戸幕閣宛の書簡を記しこれを送ったのである。(以上、五月二四日付関白宛慶 決定したことを知った。そこで慶喜は、「兼々御所へ申上之趣も有之、天下へ布告に相成候儀にて今更変改致し候儀は不相 るので武田耕雲斎を先行させていた。二六日、慶喜は熱田に着いた。ここで上京中の堀宮内に会い、在府幕府が償金支払い こうした意図を持って慶喜は四月二二日、京都を発った。慶喜は八日か九日頃着府の予定だったが、川止めがあっては困 『慶喜公伝』史料篇 『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三三頁)。ここで慶喜は自らはっきりと支払い不可の書簡を書いたとしている。し 同日、慶喜が二通書簡を書いたとすることである。すなわち、まず一通、 〈史〉に収録されている四月二六日付閣老宛慶喜書簡には償金問題についての言及はない。こうな (同書、五一三頁)を書く。これを記した後で、 慶喜は堀宮内に会い、 反対者がいれば斬るべし、ときわめて強硬な 自分が着府しなくとも 在江戸幕府が償金支払

書、五三三頁)。これらの書簡が江戸に着き小笠原の変心につながったであろうことは先に述べた通りである。 償金支払い不可、 いを決定したことを知る。そこで償金支払いを禁じる二通目の書簡を書いた、である。さらに慶喜は浜松に着いてからも、 条約廃棄交渉の速やかな実行を求める小笠原宛書簡を書き送っている(五月二四日付関白宛慶喜上申、 同

正したうえで攘夷すべきという議論も存在していた。そして三月末以後、 が動いていたことはすでに述べた。それにもかかわらずなぜ慶喜は支払に強硬に反対したのだろうか。 慶喜は条約廃棄の断行を決意していた。しかし、償金支払いと条約廃棄は別の問題であり、会津のように支払って名義を 慶篤・小笠原の責任で支払という方向に在京幕府

また四月二六日付の在府閣老宛の書簡で慶喜は、条約廃棄への幕臣の抵抗について懸念し、したがわないものは切り捨てる 日程が決まってしまい開戦不可避となったので、この期に及んで償金支払は無意味という考えはおそらくあったのだろう。(※) という怒りは筋違いである。それにもかかわらず、なぜ慶喜は激怒し支払中止を命じたのか、五月一○日に条約廃棄という とまで述べているが、あるいは、償金支払い論の背後に条約廃棄への抵抗が潜んでいると見たのだろうか。 ているのでこれは担当すると怒っている。しかし四月一日の朝廷の達で慶篤は全権を与えられていたわけであり、(%) 不可であり、朝廷にも幕府にも申し訳ないので自分は後見職を辞任する、しかし攘夷拒絶については天皇と将軍の命を受け 熱田で支払決定を知った慶喜は堀に対して、朝廷も幕府も支払不可と評決したものを何らの伺いもなく支払を決めたのは

# - 償金支払の断行―江戸―

渉はどうなるのか。そしてこの問題を処理したのはやはり小笠原であった。四月二九日より引き籠もっていた小笠原は、七 日には出勤する(『小笠原壱岐守長行』、二一七頁)。そして同日、 五月二日、 小笠原が支払中止を命令して以後、在府幕府には大きな問題がふりかかってきた。支払か戦争か、条約廃棄交 小笠原に在府幕府は上京の命を下す(「癸亥秘記」、『維新

姿勢より彼自身がこれに向け動いたのではないだろうか。 京都に行き江戸を去るのは異常な事態である。どのような経緯で彼が上京することになったのか、 稿本』、五月七日、七〇〇、一)。これは、在京幕府より、 責任者の慶篤はこれに預かっておらず(『玉里』二、二七二頁)、閣老次元より下の決定であるが、以後の小笠原の積極的な のにこたえたものであった (同右)。しかしこれから条約廃棄交渉にかからねばならないのに、その担当者である小笠原が 人が足りないので閣老中一名を上京させよとの要請が以前あった 在府幕府の形式上の最高

ている、彼は支払いを行うはすだが、それを極秘とすることを望んでいる、 は横浜に戻り、仏公使に以下のように述べた。小笠原は、 五月七日より支払を前提とした動きを始めているからである。七日、浅野・山口は横浜より江戸に行き評議、 交渉で外国側に脅迫された結果であるとするものもあるが、そうではないだろう。 井上清直が横浜に赴き小笠原に江戸に戻ることを求め、小笠原はこれにはしたがい一一日、帰府した(同書、二二三頁)。 伝えており(同書、二一○、一頁)、実際にはまったくの形式に過ぎず、以後、交渉は行われなかったのである。 始したように見えるが、 交渉は自分に任された、 の場で小笠原は条約廃棄を通告する書簡を交付したが、それは、 で彼は独断で支払を決断、 小笠原は応じず、翌八日、 支払中止を独断で命じた小笠原が、今度は同じく独断で支払を行ったのである。 五月七日、小笠原への上坂命令を知り驚いた慶篤は、武田耕雲斎を品川沖の船にいた小笠原に派遣し上坂不可を伝えるが、 しかしこれ以前の七日に、 **委細は口頭で、というのがその内容であった(同書、二一七頁)。小笠原は廃棄交渉をいっけん開** 実際にこれを交付するとともに、その旨を記した書簡を江戸の井上閣老に書き送った。この交渉 船で横浜に向かった (石井著書、二一五頁)。九日、ここでイギリス公使と交渉するが、その席 追放令が幕府の真意ではないことを神奈川奉行の浅野・山口が外国側に 外人追放命令(条約廃棄)を受けているが実行しない方策を探っ 世論が外交に反対ゆえ将軍より外人追放命令を受け取る。 明日、 彼は公使を訪問するが、 現地横浜において神奈川奉行の浅野らが 同時代史料には支払の決断は、 そのさい鎖港の その上で浅野 一〇日

も七日以後、 に同行が命じられており(「文久癸亥筆記」、『維新稿本』五月七日、七○五)、当然これは小笠原の意向であろう。 のであり、 合意であったと思われる。公使に対して浅野らはさらに述べている。償金支払いの後、小笠原は日本の蒙を啓くために上京 動をとるのは、単なる個人プレーではなく、それなりの裏付けがあったと見るべきだろう。そしてその裏付けとは小笠原の 支払う方針であると語っているのである。直前の五日には困惑していた彼ら(本論、九九、一○○頁)がここまで大胆な行 みを語り、償金のことは言及しないだろう、と (同書、二一一頁・萩原著書一、二四二、三頁)。慶篤や閣老に不明であった小笠原の意図を浅野らは語っている 両者の間に合意があったと見て良いだろう。小笠原の上坂にあたって、五月七日、開国論の中心である水野痴雲 小笠原は開国派幕臣と提携し開国論をとることにしたのであり、支払はその一環と言えよう。 (同書、二○九、一○頁)。つまり彼らは慶篤の方針に反し、幕府は償金を

としたと思われるのである。 原著書一、二四三頁)。後の小笠原率兵上京構想の原型である。小笠原や浅野らは、攘夷方針の転換をもこの機会になそう 天皇が理性に耳を傾けないなら武力に訴えてでもその説得につとめるつもりだ、と語っていた(石井著書一、二一一頁・萩 そして小笠原の計画は、 支払のみでは終わらなかった。外国側への説明で浅野は、 小笠原は上京し、天皇と議論し、

かし、 同僚の老中に述べるように(『小笠原壱岐守長行』、一六五頁)、図1の第一象限の外交論の持ち主であったと思われる。し い。もともと小笠原は、三月、在京幕府からの帰府命令に対しても、支払拒否では「江戸表の義も何ぞ見込」付きかねると は気力ある人物であり、 力な他閣老に対し、世子でありながらその有能さゆえ老中格に抜擢されるというまことに例外的な処遇を受けている小笠原 四月五日に帰府してより支払までこの時の在府幕府の中心にいたのは、 帰府後、 四月二〇日の支払決定にいたるまでの小笠原はむしろ支払拒否論の立場をとっていた。しかし、四月二六、 自然と彼の意向が重きをなしたと言えよう。それにしてもこの時の小笠原の行動は変転極まりがな 小笠原であったと思われる。 無定見な慶篤や無気

に変わったわけである。 命じている(同書、七、八頁)。それが七日には支払断行、上京し条約廃棄勅命の再検討を求めようとする急進的開国論者 限令への反対論(『続再夢紀事』〈史〉二、六、七頁)に対し、それでは内乱になるとして廃棄断行論の立場よりその再議を 日にはイギリスと直前に結んだ協定を破り独断で支払拒否を指示する。そして、三奉行が六日に提出した五月一〇日攘夷期 七日に攘夷期限令が届くと、勅命であろうとあくまで諫奏すべきとこれへの反対論を述べる。それにもかかわらず、五月二

この時の小笠原の気持ちを「専断之罪は御自分御引受被成、万一御申開不相立候時は、一命御捨被成候御覚悟」と推測して ものであったろう。これほどの独断行為を行ったのにもかかわらず、一一日、帰府した小笠原は処罰されることもなくこれ ようなものとなったのである。そして実際には避戦論者が多かった在府幕府にとってこの小笠原の独断は、 層部や在京幕府の償金問題への意向は、責任を慶篤・小笠原に負わせての支払であったが、小笠原の行動は結果としてその ます自分の責任を意識し、 の問題は委任された自分や慶篤の責任で処理しなければと小笠原は強く意識していたのであり、無定見な慶篤を見るにます 以下のようにその理由を述べる。「此度応接御委任之命を蒙りなから、因循罷在候段、何共恐入、且つ是所迄罷出何事も無 を井上閣老に報告する書簡のなかで小笠原は、江戸にもどれという命を聞かず品川からそのまま横浜に赴いたことについて、 笠原が帰府にさいして与えられた委任を意識し、強烈な使命感を持っていたことがあるだろう。四月二三日、支払決定を在 京老中に伝えたときその根拠として委任を挙げていることはすでに述べた(本論、九五、六頁)。そして、九日の独断支払 なぜここまで揺れるのか。小笠原という特異な個性を持つ人物の行動はつかみがたいが、一つの要因としてはこのとき小 突然帰府仕候ては、 (五月一三日付板倉宛川田書簡、『小笠原壱岐守長行』、二一八頁)が、妥当なもののように思われる。三月末の朝廷上 反掌間命令反覆、〔慶篤の〕御失体にも可相成候哉と奉存候」(『玉里』二、二七五頁)。ともかくこ 一連の独断行動となったのではないだろうか。当時、江戸にいた、板倉老中の家臣の川 内心歓迎すべき 田剛は、

#### .

長州の攘夷

1

四月二日藩内布告

り扱いは不可、拒絶命令が来る前であっても薪水等提供不可、外国船これを承引せずば武威の取り扱いをなすべし。もっと 月 砲撃はこれの実行だったのである。第二に、二月以後、京都において即今攘夷が問題となっているが、その方式は列国への 確ではない。まず第一に長州がこの砲撃を決定したのは、攘夷期限令が布告される四月二三日以前の四月二日である。この 朝廷の攘夷期限令を幕府は実行しないのに対し、長州はこれを断行したと通常、理解されている。しかしこの理解は実は正 いかにして出されたのだろうか。 いわば無二念打払であったからである。長州はなぜこのような無二念打払方針を決定したのだろうか。四月二日布告はなぜ あくまで列国側からの攻撃であり、日本側の先制攻撃ではなかった。しかし長州の行動は、それと異なる一方的な先制攻撃、 条約廃棄交渉であった。日本側の条約廃棄は列国を怒らせ、その反撃=軍事的攻撃をもたらす可能性が高い。しかしそれは 五月一○日、在府幕府は条約廃棄を行わなかった。いっぽう長州はこの日、下関で外国船への砲撃を行った。このことは、 長州国許は以下の藩内布告を出したのである(『防長回天史』三下、七八頁)。攘夷の国是一定の上は外国船に和親の取

この四月二日、長州藩指導部は国許と京都に分かれていた。 京都にいたのは、 世子定広に家老の浦靭負・根来上総・清水清

が独自に決定し、その上で京都藩邸に知らせたもので、京都にこれが届いたときはすでに藩内に布告されていたのである。(⑫) 代の長州を指導してきた中心人物たちである。このことよりすれば、四月二日布告は京都が実質的に決定したものを国許に移 しそこで発令したというのが自然な筋道に見える。しかし、実際はことなり、この布告を決定したのは長州国許であり、彼ら 太郎、それに藩官僚の周布・小幡彦七・木戸・楢崎弥八郎・村田次郎三郎、それに久坂ら尊攘派有志の中核もいた。尊攘論時

る。 月五日に朝廷に親兵設置を建言したことである(『孝明紀』四、一八二頁)。ともに尊攘派内における強硬派よりの主張であ のは、文久二年六月一二日付の周布政之助宛書簡(『周布伝』下、七一~七七頁)で対幕強硬論を唱えたことと、 前田については史料が十分に残っておらず、輪郭のなかなか描きにくい人物であるが、この時期の彼の政治活動で顕著なも いたが、他には有力な人物はいなかった。この顔ぶれよりすれば、前田・長嶺の意向が決定の背後にあったように思われる。 こうした重大決定を行った国許には、藩主敬親と「正義党」官僚のナンバー2の前田孫右衛門それに若手の長嶺内蔵太が 前田は周布よりは強硬派に近い人物であると思われ、そうした志向がこの布告になったのではないだろうか。 同年一〇

ていたことを示していよう。長州国許は、この過激な方針に日本全体を引きずっていこうと望んだのである。(四) した勅命を求めていることは、長州国許がその無二念打払がこれまで出された朝命・幕令より突出したものであると意識し (「浦靭負日記」、『周布伝』下、四三○頁)。長州国許は自己の無二念打払を正当化する勅命を求めたのである。そしてこう 布告を通知しただけでなく、掃攘の勅命を下すよう朝廷に願い出た上で定広以下が速やかに帰国することを求めていた この布告をもって長嶺内蔵太が国許を出発、四月一〇日京都藩邸に着いていた(『防長回天史』三下、一〇四頁)。

### 2 無二念打払の藩論化

無二念打払布告の通知は四月一〇日に京都藩邸に到着した(『防長回天史』三下、一〇四頁)。京都の尊攘派有志のなかに

は、 彦七談話、『続再夢紀事』〈史〉二、二二、三頁)。国許の布告は、藩邸には意外な強硬論と映ったのではないだろうか。こ たというなら一命を捨ててこれにしたがう、であり、京都藩邸は国許の方針に従うことにしたのである。 奉公可仕候」(『周布伝』下、四三一頁)というものであった。つまり、我々は攘夷決戦の覚悟はできているので、 に付、今更不申承候得共、各心事決着仕居候条、真実攘夷御実行防長二州に於て被為行届候御事に御座候は、拋身命候て御 の暴走に京都藩邸はどのように対応しただろうか。国許の通知に対して藩邸の意見は、「此段於私共、素より奉敬承居候儀 しとの意見、横浜での鎖港談判の状況を見た上で打ち払うべしとの慎重な意見も存在していた(五月一六日の中根への小幡 無二念打払論を唱えていた者もいたが、それがすべてではなく、全国の人心が一致に帰したのを認めてから打ち払うべ 腹を決め

状況を主導することに魅力を感じたことがあるかもしれない。 はないだろうか。そして幕府の交渉結果をまってその指示を受けて戦闘にうつるのではなく、長州自らが開戦の口火を切り らに、また開戦不可避の予想があったろう。どうせ戦争になるのなら反撃も先制攻撃も変わらないという判断があったので それがすでに藩内に布告されてしまっており、これを取り消せば国内の士気を弛ませることを恐れたことがあったろう。さ なぜ京都藩邸は国許の過激な方針に賛同したのだろうか。これについては史料がなく推測を述べるしかないが、一つには

る。 海防策・国是について長州は他藩とともに下問を受けたが、それへの一六日の返答(『防長回天史』三下、一〇九頁)で長 こうした長州の返答をふまえて四月二〇日の攘夷期限令はどのように位置づけることができるだろうか。 京都藩邸に対し国許は、 「襲来」ではなく「渡来」であり、反撃ではなく先制攻撃、長州は意識的に無二念打払令を求めているのである。 以下の掃攘の朝命降下を求めたのである。「向後外夷渡来之節は掃攘之実験勿論に候」、ついては列藩へ仰出を、 掃攘の勅命を下させる工作を求めていたが、藩邸はこれに応じる。四月一五日、 朝廷より攘夷・

外夷拒絶の期限、 来五月十日御決定相成候間、 益軍政相整醜夷掃攘可有之被仰出候事」

朝廷は直接ではないが、長州の要請に応じたと言えよう。 方では「醜夷掃攘」と述べるが、これはどのようにでも解釈できる表現であり、先制攻撃の指示とも読めるものであろう。 すなわち、「襲来」か「渡来」かについては、勅命は明言をさけており、長州の要請をそのまま認めてはいない。 しかし、

御筋、 H の一方的攻撃にむかって進み出したのである。 命じていた。長州は幕府よりは望みの命令を得ることは出来なかったが、朝廷よりはそれを得たのである。そして四月二一 いっぽう幕府の布告を見れば、それは「攘夷之儀、五月十日可及拒絶段御達相成候間、銘々右之心得を以て、 定広は離京し国許に向かい、 愈以厳重相備、 襲来候節は掃攘致し候様可致候」、というもので、先制攻撃ではなく、あくまで「襲来」への反撃を 周布他在京の藩士もこれにしたがった(『防長回天史』三下、<br/>
一 一五頁)。<br/>
長州は外国船 自国海岸防

### 3 外国船砲撃の開始

門は藩政府に光明寺党の取り扱いについて伺いを出し、久坂らが軽率の行動なすや心配ゆえ、自分の部下と同様に指揮する れた 書で藩政府は、 つもりであると述べた 十名の有志部隊が加わることになったのである。 長回天史』三下、二三八頁)。当時、 したがわない。 四月二六日、 (同書、二三五、六頁)。そして両者の関係は緊張したものとなった。おそらく五月、赤間関総奉行手元役工藤半右衛 久坂らを部下同様命令してよいと答えた(同書、二四○頁)。しかし現実には光明寺党は総奉行の統制には 山口に着いた久坂ら有志は馬関への従軍を請うた。藩政府は敵情視察の名目で彼らを馬関に派遣した (同書、二三九頁)。つまり、光明寺党を総奉行の指揮下におく許可を求めたのである。 馬関には総奉行毛利能登のもとに七百四人の藩の正規兵がいたが、これに新たに五六 彼らは脱走公家の中山忠光を奉じ光明寺を本営にしたので光明寺党と呼ば 工藤への返 <u>(</u>]防

後海に向け逃亡した。これが砲撃の経過であある めた。しかし、光明寺党は攻撃を決意、久坂の主張で夜襲を決定、長州帆船の庚申丸に乗り未明砲撃開始、 長府藩士は小船で米船を尋問し、その内容を総奉行毛利能登に報告したが、能登は砲撃不要と判断し、光明寺党に軽挙を諫 た。同船は、一○日、風雨のため豊前田浦に投錨したが、対岸の長州側はこれを発見、光明寺党ただちに戦闘準備に入った。 五月七日、長崎・上海に向けて横浜を出港した同船は、幕府奉行の御用状を携帯するとともに日本人水先案内人を乗せてい (同書、二四三頁)。 五月四日、 藩政府は馬関有司に対し、京都より五月一〇日を危険とする達が来た、 そして一〇日、関門海峡を通過しようとしたアメリカ商船ペムプローク号を長州は砲撃したのである。 (同書、二四五~二五三頁)。 警備を強化すべし、 との警告を送った 驚いた米船は豊

船であり、 この砲撃は大きな問題点をふくむものであった。米船は通行禁止の事前通告をなんら受けていなかった、しかも同船は商 日本の中央政府である幕府の許可書を持参していた。国際法的に見ればこれは無法な砲撃であった。

五〇頁)。 れよりすれば毛利能登が砲撃を命じなかったことは命令違反であり、五月一四日、 あった。もっとも同じく返書は、「仮令水先之者幾人乗組居候共、 四七、八頁)が、すでに見たように五月の工藤宛の返書で藩政府は総奉行に彼らの指揮権を認めておりこれは強引な議論で 明寺党の論理は、 そして国内的に見れば、 「予等命を山口政府に受け以て掃攘の任に当れり総奉行の命何かあらん」というものであった 砲撃は現地の責任者毛利能登の禁止を無視して行われたことがあった。この命令無視に対する光 御懸念可有之儀にては無之」打ち払えと述べており、 彼は譴責遠慮の処分を受けた (同書、二 (同書、二

る商船への攻撃など命じてはいなかった。そして四月二一日に、在府幕府が諸藩に出した償金支払い廻達は、 のある曖昧なものであったが、これについての幕令は無二念打払ではなく、襲来に対する反撃を命じたものであり、 また長州を越えた中央政府との関係においてもこれは問題があった。すでに述べたように、攘夷期限の朝命は解釈の余地 鎖港交渉中

廃棄交渉を行うまではこれまで通り穏便にふるまえと指示しており(本論、九六、七頁)、砲撃はこれらの布告に明らかに 粗暴の振る舞いをしないよう命じていた(本論九四頁)。さらに二七日の在府幕府の攘夷期限令についての布告は、 幕府が

違反していた。

端を開いておりいまさら布告にしたがって穏便の取り計らいをなすことはできず、是までの行きがかりをもって打払うほか 五月一○日までには長州国許に届いていなかったと思われるからである。 (᠖) ない、である。もっともこの長州の弁明も四月二七日布告のみに限定すればやむをえない事情はあった。四月二七日布告は 四九、五〇頁)を送り、ここで四月二七日布告への違反について弁明した。つまりすでに五月一〇日より砲撃を開始し、兵 邸は砲撃を朝廷に届けたのである(『孝明紀』四、六九一頁)。また五月二七日、幕府への報告書(『防長回天史』三下、 する。藩政府は防長士民に「外夷之兵端是より相開候儀に付、弥以防戦之覚悟無緩やう」との令文を出した 頁)。また先に述べたように毛利能登を譴責処分とした。そして長州は、京都に砲撃の報告を送る。五月一九日、 このように光明寺党の砲撃は国際的・国内的に大きな問題をふくむ不当なものであった。しかし長州藩政府はこれを承認 (同書、二五〇、 京都藩

ます深まる。ここにおいて幕府はどのように対応するのだろうか。 長州支持に向かう。ペリー来航以来の外国の圧迫、そのなかで形成された列国への嫌悪感のはけ口があたえられたのである。(※) 長州の砲撃は国内で大きな反響をうむ。 五月一〇日の攘夷期限令を実行しない幕府の「因循」さに対する批判となったのである。幕府の窮状はます 砲撃は国際的・国内的に多くの問題をふくむ不当なものであった。しかし世論は

# 三、小笠原の率兵上京とその挫折

# 1 慶喜の帰府と小笠原上京の決定

とにする。

五月一〇日以後、窮地にたった幕府側の中心人物となるのは慶喜である。慶喜に焦点をあてながら以下、検討していくこ

ぎに江戸に着いた。(以上、五月二四日付慶喜辞表、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三三~五三五頁)。 のことか、と答えた。慶喜は翌九日に江戸入りのつもりが、情勢に不安を感じ、ただちに近習のみをつれ出発、夜一〇時過 すでに出発、現在、神奈川にいると述べた。不審に思った慶喜がなぜ上京するのかと聞くと、浅野は、子細は知らず、償金 は換えられず、慶喜がこのうえ攘夷を主張すれば暗殺されよう、とまで言った。そして浅野は、小笠原は上京するはずで、 条約廃棄は手強く交渉すべし、と述べると、浅野は怒って、なぜ攘夷のお請けなどしたのか。将軍がどうなろうとも皇国に る、戦争となれば我々が払わなくとも、差し出すものがかならず出てくるだろうと言って取り合わなかった。さらに慶喜が そうであると述べた。しかし、慶喜はそれでも支払いは不可としたが、浅野らはこれに反発、それならば今晩にも戦争とな 慶喜と両者の会談は激論となった。浅野らは、支払い拒否は約束違反ゆえ英は激怒し、日本側との談判を拒否し戦争になり 慶喜は五月八日、神奈川宿を通過、そのさいイギリスとの交渉状況を聞くため神奈川奉行の浅野・山口を呼び出したが、

棄交渉にあたれとの命を下すところまでは持ち込んだ。しかし、その夜のうちに杉浦は辞退した。同夜、もしくは翌一○日 しと述べたが、老中以下はこれに同意しようとしなかった。しかしそれでも最後には町奉行井上清直と目付杉浦正一郎を廃 横浜の小笠原より償金を支払った旨の老中井上正直宛の書簡が届き、その書簡は慶喜、そして慶篤に回覧された。こ 慶喜は慶篤とともに登城し、老中以下に面会した。そこで慶喜はあくまで勅命にしたがい条約廃棄を行うべ

喜は、五月一○日まで離京時の使命である条約廃棄をあくまで実施しようとつとめていたということができよう。<sup>(੩)</sup> れに対し、慶喜は井上に、横浜に行き小笠原に条約廃棄交渉の実行を命じるよう指示した。しかしすでに述べたように小笠のに対し、慶宮は井上に、横浜に行き小笠原に条約廃棄交渉の実行を命じるよう指示した。しかしすでに述べたように小笠 原は交渉を行わずそのまま帰府した(五月一四日付武田耕雲斎書簡、『玉里』二、二七三頁)。以上の動きより考えれば、 慶

を認めたのである。 もっともと思ったら上京建言すると述べた。一同は承知と答えたが、実際には誰も提出しなかった。これは自分への不信 提議した。しかしこの妥協論に対しても小笠原をはじめ幕府役人は反対、外国との交渉は小笠原に任せ、慶喜は早々に上京、 六頁)。廟議で自分は、諸役人一同の申立もあるので長崎・箱館はさておくことにして、横浜鎖港のみ早急に交渉しようと あらわれであり、人心鎮定のため将軍後見職を辞任する必要があると考えた、である。そして一四日付で実際に慶喜は辞表 し開国論を朝廷に建白すべし、と主張した。役人の抵抗に自分は、それならおのおの意見書を提出すべし、それを熟考し、 れに出席した。この廟議の経過を慶喜は五月二四日付の辞表で以下のように述べる(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三五: 償金支払い後の小笠原は一一日、帰府した(『小笠原壱岐守長行』、二二一頁)。一二日、城内で廟議が行われ小笠原もこ

五月一四日に彼の書いた関白宛辞表(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五二二頁)の文言である。 史料が伝える慶喜像であり、 (六三~六六頁) しかしこれと異なる像がある。それは当時、外交担当の幕臣であった田辺太一が明治になって著した回顧録 この辞表提出のさいの慶喜の考えはいかなるものであったろうか。これについて二つの像がある。一つは水戸藩の同時代 が述べる像で、それは開国論者としての慶喜像である。なぜそのようなことが言えるのか。その根拠は 彼らは帰府途上と同じく一貫した攘夷断行論者と理解しており、そのように彼を描いている。

此度攘夷之聖旨を奉し東帰仕候は全勝算有之訳にて無御座候、 底に御座候」 「宇内之形勢不相察短才無智之身を以て重大之攘夷奉命仕候段不堪恐懼之至」 綸言如汗幕意不可背故にて只々関東有司と討死可仕心

の朝廷への具申であり、 たしかにこれは痛烈な攘夷論批判とも読めるものである。そして田辺は、 五月一五日付の小笠原への慶喜書簡は、彼への委任状である、 五月一四日の辞表は辞表の形式をとった開国論 とするのである。

この二つの像のうちいずれを慶喜の実像だろうか。辞表の真意とは何だろうか

不信と彼は強く感じていたのである。 の本音と思われる。 これについて慶喜個人の心事の次元で見れば、後見職を辞任し政局の中心、そして責任の場から逃れたいというのは、彼 帰府した慶喜を迎えた在府幕閣・幕臣の冷たい対応を将軍継嗣問題で家茂のライバルであった自分への

は、 されているからである の立場にたったと見るべきだろう。もっとも、慶喜の上京は一四日に彼が辞表を出し謹慎したことで中止となったが、 ためのものとして論じられていた。当然この上京は、朝廷説得が含意されていたはずであり、上京を受け入れたとき彼はそ 指すなら彼のいる場は関東であり、上方ではないだろう。そして一二日の廟議では、慶喜の上京は開国論を朝廷に建白する 向は、後者の田辺が描く像が実像に近いと思われる。なぜなら先の廟議があった一二日、小笠原とともに慶喜の上京が決定 しかし慶喜は政治家であり、こうした個人次元とは別に、開鎖問題に関わる次元も辞表には存在している。そしてその方 田辺が記すように自ら行く代わりに、辞表という形で説得活動を行おうとしたものと位置づけることができよう。 (小笠原弁明書〔『小笠原壱岐守長行』、二三一頁〕・石井著書一、二二三頁)。攘夷方針の貫徹を目 それ

難となった。この結果、彼は第一象限の開国論へ転換したのである。 限の攘夷論に転換し、それを実行に移すべく東下したのである。しかしこの方針は、老中以下在府幕府の抵抗により実行困 でに見たように、彼はもともと第一象限の開国論者であった。しかし国内的分裂を回避するという立場から在京中に第四象 五月一二日の段階で慶喜は図1の第四象限の攘夷断行論から第一象限の開国論へと転換した。なぜ彼は変わったのか。 す

しかし、こうした攘夷勅命のボイコットをこのまま放置すると、朝幕の分裂、 国家の分裂につながる危険性がある。 \_ O

攘夷論から転換させることで分裂を回避することが必要となる。このための方策となるのが一二日に決定された上京計画だ 日以前は在府幕府に攘夷実行を迫ることで分裂を回避しようとした慶喜であったが、それが困難となったときは逆に朝廷を

### 2 小笠原率兵上京とその挫折

ったのである。

六日、若年寄酒井忠毗はフランス側と交渉し、大坂へ千ないし千五百の兵を派遣するための軍艦の借用を申し入れた。フ モンに搭乗し横浜へ移った(以上、石井著書、二二五~二二八・二四四頁)。 ランス側は軍事援助を提案したが、酒井は応じず、結局、フランスは商船を提供するにとどまった。二〇日、小笠原はライ 小笠原の上京は、これまで慶喜や春嶽が行った上京とは違って一千以上の兵員を伴った上京、率兵上京となった。五月一

すくなくともそれが実行困難であるとの主張にいたらざるをえないだろう。つまり、実質的な開国論の説得である。 および攘夷期限を実行していないことへの事情説明であった。しかしこの事情説明をなすならそれは必然的に攘夷方針批判 小笠原の率兵上京はいかなる意図を持つものだったろうか。その使命は直接的には、勅命に反し、償金を支払ったこと、

である。そしてこの論理は、「処置の緩急」をはかるという名目で事実上、攘夷を凍結することができる論理であることは 攘夷方針自体を否定するのではないが、五月一〇日といった期限を定めて、それの実行を迫る現在の朝廷のやり方への批判 壱岐守長行』、二三二頁)。ここで小笠原が述べている議論は、後にふれる六月一三日付の慶喜の朝廷宛請書と同一の論理で、 辱にも相拘り候議、 する気は毛頭ないとしているが、すぐ続いて、「処置の緩急に寄り、無量の利害得失を生じ、実に皇国の御安危永世之御栄する気は毛頭ないとしているが、すぐ続いて、「処置の緩急に寄り、無量の利害得失を生じ、実に皇国の御安危永世之御栄 上京計画失敗後の六月一二日、小笠原は率兵上京についての弁明書を幕府に提出している。そこで自分は攘夷の叡慮に反 聊心付候事も有之候間、償金の事申上候序、公方様へ言上仕候心得に御座候」、と述べている(『小笠原

くとも即今攘夷論=攘夷期限令の凍結までは将軍に言上しようとしていたことを小笠原は認めているのである。 すでに述べたとおりである。これは弁明書であり小笠原がどこまで本音を述べているか疑問だが、そこにおいてさえも少な

うに対応しようとしていたのかが焦点となる。これについて、田中彰論文は率兵上京参画者内部に差違があったことを明ら が不調に終わったときどうするのか。あきらめるのか、あるいは軍事力を行使して尊攘派を打倒するのか、そのさいどのよ 行使をも覚悟する強硬論であったが、小笠原はそこまでの決意を持っていなかったというのである。 かにしている。この上京計画には、小笠原のみではなく、水野痴雲ら開国派の有司層が参画していた。そして、後者は武力 しかし尊攘派が支配する京都の政治的雰囲気のなかこの論理で説得することが至難の業であることは明白であろう。

になるが、六月二日以後、 わるとそれにしたがい、上京計画はここに挫折した。そしてこの挫折には、慶喜が大きくかかわっていたのである。 かし率兵上京計画は、 こうした内部の思惑の違いは、本当に京都で説得活動を行いそれが不調におわった時に表面化することになったろう。し 説得にかかる以前に挫折した。小笠原が大坂に着いたのは五月三○日、以後、彼は上京を目指すこと 在京幕府は上京中止命令を彼に下す。この命令に最初、彼は抵抗したが、五日、家茂の直命が伝

以下のように記す。 在京幕府の小笠原上京阻止は実は彼の着坂する以前に始まっていた。小笠原の海路着坂は在京幕府にとって不意打ちでは 五月下旬には情報は入っていたのである。当時、在京していた勝海舟は五月二三日の日記(「幕末日記」、九四頁)に

雷門船、近々大坂へ入津の聞へあり。津田近江、同所へ下だる。これは、図書殿(小笠原) 不利の風聞密告する由。 ゆへに御所向の聞へよろしからず、上京を御止め、 且、江戸の模様を承る為と云。\_ 御上京、兵士を率ひて、

したというのである。ここで勝は「不利の風聞」と記しているが、それは開国論言上のことである。肥後藩士森井惣四郎は つまり、 この日までに小笠原率兵上京の情報は京都にはいっており在京幕府は、 彼の上京を阻止するため大坂に人を派遣

五月二五日付の聞き取り(『肥後国事史料』三、八七四頁)には板倉老中の家臣の三島貞一郎の以下の密話が載せられてい

- 小笠原閣老必死之覚悟にて御上京に相成、是非開国にて無御坐候ては、日本難立行旨言上之筈之処、二条御城より上

京差留之早飛脚被差立候由」

る。

因にあったのである。 朝廷が批判的というのか、 論言上は混乱をまねくのみと判断し、さらに、なぜ兵士を伴ってくるのかその意図に不安を感じたからだろう。そしてまた 近江守か?)を出しているのである。在京幕府が阻止に動くのは、この段階で彼らが攘夷断行やむなしと考えており、 注意すべきことに勝日記が「御所向の聞へよろしからず」と記すように、朝廷の意向への判断も存在していた。この時点で 在京幕府は小笠原の上京を開国論入説のためと理解しており、その阻止のために上京阻止の早飛脚(勝日記の記す、 小笠原が上京すれば宜しくなくなるというのがはっきりしないが、朝廷への配慮が上京阻止の要 開国 津田

板倉の家臣川田剛は、 のやりとりを見るに、報告はしていてもその意図を詳しくは述べていないと思われる。また『小笠原壱岐守長行』によると、 に現れるつもりであったとは考えにくく、なんらかの報告はしたのではないだろうか。しかし上坂以後の小笠原と在京幕閣 情報をつかんだのだろうか。小笠原ら上京計画関係者が京都に通知した史料は管見の限りみあたらないが、不意打ちに大坂情報をつかんだのだろうか。小笠原ら上京計画関係者が京都に通知した史料は管見の限りみあたらないが、不意打ちに大坂 小笠原が横浜を出港する以前に在京幕府はその上京を阻止することを決めていた。では在京幕府はいかにして率兵上京の 小笠原海路上京の情報を知ると直ちに上京し板倉に報じたという(二二二頁)。

ずである。また、二三日に派遣されていた津田近江守なども大坂で時勢を申し、上京を止めたという(勝海舟「幕末日記」、 ○○頁)。しかし彼はそれを無視して京都を目指す。この幕命無視に対し在京幕府は必死に小笠原を留めるが、その背後 上京不可の命令は大坂町奉行と大坂城代にすでに達せられており(『魚水実録』一、二四七頁)、小笠原はこれを知ったは

報を伝える梅沢を派遣したのが慶喜であった(五月二四日付慶喜辞表別紙(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三七頁)。 には朝廷の命令があった。六月一日には関白は老中に対し、上京阻止を命じているのである(ヨウ が 京はクーデターを意図したものであるの風説 一日に着いている以上、二五日に小笠原が横浜を出港した直後に慶喜は梅沢を派遣したものと思われる。 朝廷が機敏に阻止を幕府に命じたきっかけは、急遽江戸から上京した水戸藩士梅沢孫太郎が六月一日、 (『京都守護職始末』、一一三、四頁)を告げたことにあったが、この決定的情 (『小笠原壱岐守長行』、二二五 関白に率兵上

実際には援助どころか上京差し止め命令により計画は説得の実行以前に破綻したのであり、この説も成り立たない。 しかし情報操作による小笠原の側面援助なら少なくとも小笠原とも事前の合意は必要であるがそうした形跡はない。そして ターはすでに失敗。「時間を読んでやった仕業かもしれない」。これで陰謀加担への嫌疑を避け、どちらへ転んでもよいよう にしたものとされる。(二四五頁)。しかし、これは妥当ではないだろう。梅沢到着時にすでに計画が失敗していたわけでは の敵対である。また田中論文は小笠原の説得力をつけるため、あえて風聞を流し朝廷を威嚇しようとしたものと解される。 なぜ慶喜は、 梅沢が大きな理由の一つとなって計画は挫折したのである。そして慶喜の行為は、 いわば小笠原の背中を刺すような行為に出たのだろうか。石井著書は、 梅沢が書面を提出したときはクーデ 日和見ではなく、明らかに小笠原

なぜ慶喜はこのような不可解な行動に出たのだろうか。

分も引き籠もっているので営中の模様は少しもわからないが、この上どうなるのか見留もつかない、この説が京師にも聞こ 京致し云々」と述べたが、これについてなお聞いたところ、「弥右様に相成候得は、 (『小笠原壱岐守長行』、二○九頁)を送っているが、そこで彼は以下のように述べている。「過日申進候書面に御役人一 慶喜は五月一四日に辞表を書き引き籠もっていたが、引きこもり中の五月一九日、彼は在京老中の板倉・ 薩長等も如何様の義、 武田耕雲斎も辞任を望み、自 仕出候も難計 水野へ 同上

この書簡において慶喜は小笠原上京について批判的である。かつてともに上京するはずだった小笠原に慶喜はなぜ批判的に えたら六つ敷ことになるだろう、である。この書簡の「役人一同上京」とは、小笠原上京をさしていると言えよう。そして

なったのだろうか。

通がうまくいっていないことを示しているといえよう。 誤解にもとづくものである可能性が高い。しかしそうした誤解が生まれること自体、 の反発であろう。慶喜は、 であったのだろう。もっとも実際に小笠原ら計画参画者にこのような意図があったかは疑問で、慶喜のもとに入った情報が それは何よりも、傍点部のように、上京計画推進者が外国勢力によって薩長を討とうと考えていること、 幕府の中央政府としての立場を強く意識する人物であり、こうした志向は彼にとり許せないもの 小笠原や開国派有司と慶喜との意思疎 計画の買弁性へ

その軍事的側面に最初は気づかなかった可能性もあるように思われる。 を述べるのは筋違いのようにも見えるが、彼が計画に参画していたのは、 の当初からの目論見であった。そのような計画にいったん乗って小笠原と上京することになっていた慶喜がこのような批判 率兵上京の意図があることを語っていること(石井著書、二一一頁)に示されるように、率兵は上京計画に参加した開国派 率兵というのは今回の小笠原上京の特徴である。上京参加者の一人の浅野氏祐は五月七日のフランス側との会談で小笠原に 上京すれば子細はなかったが、率兵して上京したのであのようなことになった、と批判している(『昔夢会筆記』、二八七頁)。 さらに兵力の帯同についても慶喜は批判的であったと思われる。大正になってからの回顧談で慶喜は、 一二日一三日の二日間のみであり、計画の全貌 小笠原は軽装にて

たはずである。そうした動きに危険性を感じ、小笠原率兵上京計画に慶喜は敵対的になっていったものと思われる。実際に(呉) ることになっただろう。そして同時に外国の力を借りて薩長を討たせようという動きについての情報も彼のもとに入ってき もっともそうではっても一千人以上もの兵力派遣は大ごとであり、引き籠もっていたとはいえ当然、 慶喜の耳に入ってく

は小笠原は武力発動の意図はなく、彼の決断で上京計画は中止されるが、そうしたことを慶喜は正確に理解していなかった

のだろう。

という疑問である。

しかしここで疑問が浮かぶ、率兵上京計画に反対となったなら、慶喜はなぜ出航前にこれを阻止しなかったのだろうか、

じている。この結果、二五日、小笠原は神奈川を出港した。そしてその後で慶喜は決定的な妨害工作となる梅沢の派遣を行 行動はここまでで、翌二四日、不快ということで慶喜は上京を中止する。そして、同日、勝手次第に上京せよと小笠原に命 は小笠原の上京は見合わせさせるつもりだったようである(『官武通紀』〈史〉一、五六九頁)。しかし、このときの慶喜の いたライモンで自ら上京するので、ライモンを品川に回航するよう命じ、このため神奈川は大混乱となった。このとき慶喜 を出し、それに答えるために川路聖謨が慶喜のもとに訪れている。そして二三日、慶喜は、小笠原の乗船として予定されて った。小笠原上京を自ら阻止するのではなく、朝廷に知らせその力で押さえ込むことにしたのである。 もっともそれに類する行動を慶喜はとってはいた。五月二二日、慶喜は井上老中に小笠原上京について問い合わせの書簡

なぜ慶喜は、このような行動をとったのだろうか。

調されているのは、幕臣の慶喜に対する不信、命令拒否とともに幕臣の攘夷反対の意向であった。これと小笠原出兵につい そして今回の辞表は、償金支払いにいたった事情など先月二二日の出京以来の経過を詳細に述べたものであるが、そこで強 ての情報を合わせてみるなら、関東における攘夷反対論の強さ、攘夷令実行の困難さ、それを強制しようとするさいの危険 (『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五三二〜五三七頁)を梅沢に持参させており、慶喜にとり両者は一対のものだったはずであ この梅沢派遣の意図は、単にクーデター阻止のみではなかったと思われる。慶喜は同時に五月二四日付の関白宛辞表 慶喜はすでに五月一四日付で辞表を書いているが、それは攘夷論批判の意味をもつものであったことはすでに述べた。

と慶喜は考えたのではないだろうか。 ならば小笠原の率兵上京という劇薬をあえて使いつつ、辞表という形で婉曲に攘夷論批判を朝廷に建言する方が有効である、 意図を見ることが出来るように思われる。小笠原をとどめて自ら上京し即今攘夷反対論を建言してもまず効果はない。それ 応を求めるべきだろう。しかし、梅沢はそこではなく、まず関白のもとにおもむいた。ここに朝廷に向けた言論活動という 建言活動という意味を持っていたのではないだろうか。率兵上京阻止のみが課題なら梅沢はまず在京幕府に風説を報告し対 性(クーデター計画勃発の危険性)が、読むものに浮かび上がってくるだろう。これはこれで一つの攘夷論批判の朝廷への

喜の信望を決して高めるものではなかったと言えよう。 江戸でその阻止をはかる方がやはり筋であったろう。小笠原を背中から刺すようなこの時の慶喜の対応は、幕臣の間での慶 もっともそれは、朝廷から咎めを蒙るだろう小笠原を捨て石とすることを意味する。率兵上京を危険と考えているなら、

## 四、在京幕閣と攘夷行動―京都―

### 家茂帰府の決定

1

史料』下、三五七~三五九頁)。支払いは天皇や関白にとって内心望んでいたことであったが、彼らは居丈高に幕府を批判 の慶篤・茂徳上申が五月五日に提出されると朝廷は、なぜこうした勅命違反を行ったのか、在京幕府を詰問した(『水戸藩 したのである。三月一九日に支払いを望む天皇の内意が示されたさいに宗城が予想した通りの対応である。そして五月一○ 在府幕府が償金支払いを決定したとの情報が京都に到着以後、在京幕府を窮地に立った。支払い決定を伝える四月二八日

月 府・朝廷にもとに届き(同書、六三四頁)、条約廃棄命令の未着手と償金支払いが判明した。 ら詳報がなく不審、速やかに報告を、との沙汰を下した(同書、六二九頁)。そして一九日、 しその後、関東よりの情報は入らず、一六日、朝廷は慶勝に対し、一〇日の期限より七日たつが、攘夷実行について関東か である。もっともこの一〇日、江戸より、支払いを中止したとの五月七日の慶篤上申が到着した とする。そして、以後このような事がないようと述べるとともに、これで攘夷の気合い弛まないよう注意を求め、 「皇国一端黒土」となるとも交易は好まずと攘夷方針を宣言した。支払いは仕方がないが、条約廃棄はかならず実行せよ、 朝廷は勅書(『孝明紀』四、六一二頁)を下したが、そこで支払いについては、存外の儀出来するが「今更致方無之候」、 慶喜の一四日付の辞表が幕 (同書、六一四頁)。しか 最後に

を奏請した(同書、六三八頁)。すなわち、支払いは朝廷に申し訳ない、この上は、老中が帰府しても力及ばず、「大樹自身 う意味をも帯びていることであった。小田原は東国の堺である。江戸にすぐ入らずここに留まり、在府幕臣の処罰を行うと は家茂のみであり、この論理は一応、筋道の通ったものではある。そしてまた注意すべきことは、帰府が在府幕閣粛清とい のためには家茂帰府が必要との論理である。慶篤が東下しても、慶喜が帰府しても実行できないとなると、たしかに残るの 小田原駅迄罷越、奸吏共相罰し、一橋・水戸等呼寄、関東之情実篤と聞正し候上、急速攘夷成功可奏上」、つまり攘夷断行 いうことは、このとき在京幕閣は東国政権である在府幕府に対抗する立場に自らをおいているのである。 慶喜の辞表を受けて在京幕府は対応を決定した。それは家茂の帰府であった。五月二〇日、在京閣老は参内し、

そうはいかない。朝廷と幕府との完全な分裂ということにならざるをえないだろう。そして当時の一般的予想は、帰府して も断行は無理というものであった。朝幕の決裂を回避する立場よりすれば当然、帰府不可ということになる。そしてこうしも断行は無理というものであった。朝幕の決裂を回避する立場よりすれば当然、帰府不可ということになる。 も条約廃棄を実行できなかったらどうなるのか。これまでは在府閣老、慶篤、慶喜の責任ということで逃げ場があったが、 家茂帰府奏請は一応、筋道の通ったものであった。しかし、それはきわめて危険な政策でもあった。もし家茂が帰府して

で言う。家茂帰国しても姦吏は固結して条約廃棄は不可能、そうなると天下大乱となる、そのときは備前・因州が協力して た。当時京都にいた備前の池田茂政は国許にいる因州の池田慶徳に五月二七日付の書簡(『池田伝』二、三五一~三五五頁) た立場に立つのは、天皇自身に中川宮・摂関家、それに慶勝や容保・池田茂政など公武の融和を重視する公家・大名であっ

山陰・山陽を鎮圧せん、と。

わって三度目の帰府奏請となったと言えよう。 大きな政治的危機がまっていようともとにかく江戸にもどりたいというのがこの時の多くの在京幕臣の心であり、それも加 留めんともせす」(尾張藩田宮如雲談、『続再夢紀事』〈史〉二、四〇頁)、という在京幕臣の帰心の強さがあった。すぐ先に たろう。それにもかかわらず、帰府要請となったのは、「閣老始諸有司とも帰心矢の如くなれは御滞京の事は誰ありて耳に 行しようというものである。しかし、在京幕臣のすべてがこうした考えであるとは思えない。断行を困難とみる者も多かっ 慶喜の命令を聞かない在府幕臣を処罰するには、家茂自身の東下が当然、必要となるだろう。この立場は、本当に攘夷を断 では無謀な攘夷戦争に反対であったが、ここまできた以上はそれをやるしかないと帰府途上の慶喜と同様に考えていた(本 である。板倉はこのときの帰府論の主張者の一人であったが、彼は図1の第四象限の外交論の持ち主であった。彼は、内心 もっともここで疑問が生じる。そのような危険な政策であるにもかかわらず、在京幕府はなぜ自らこれを奏請したのか、 一〇三頁)。そして在府幕府の不服従な態度に厳罰論を唱えるようになっていた(『水戸藩史料』下、三七五頁)。慶篤、

させ勝手にさせろという何とも乱暴な議論である。そして彼らの議論の根源は「全く列藩より」出ていたという。「列藩」 は出来不申事故、 であった。朝廷の廟議で尊攘派が多数をしめる国事参政・寄人は帰府賛成論をとったがその主張は、「徳川家にて攘夷と申 方、これまで帰府に反対していた尊攘派は今回は賛成に転じた。攘夷を実行できないという予想は彼らにおいても共通 矢張賜御暇、 勝手に進退為致可然との論」であったという。攘夷断行の約束がはたせないのは承知で帰府

の中心は言うまでもなく長州であるが、長州も帰府に賛成であった。

六月一三日の大坂よりの海路無断東下で完全に変わることになる。そしてこの幕府観の延長に、八月の大和行幸宣言が 内戦となるがそれは仕方がない。 になる。「はじめに」で述べた第三類型である。こうした転落を徳川氏が甘受すればそれはそれでいいし、 地位はさらに低下し、もはや行政権のみに限っても中央政府とは言えなくなり、関東の地域権力という存在になること は、 たく期待し得ないだろう。こうなれば攘夷を推進するには、朝廷みずからがその主体とならざるをえない。諸侯への命 在府の幕臣は攘夷に反対であると述べた慶喜の辞表は広く伝えられていた。攘夷戦争の推進主体などもはや幕府にまっ 命令無視である。 に明らかにされている。 「〔朝幕は〕勿論分る、見込なり。既に分る、事となれは親藩譜代は徳川に属すへけれど其他の内には へし。是即ち王政に復すへき機会なり」(『続再夢紀事』〈史〉二、三○頁)。帰府→内乱→王政復古の論理である. 尊攘派に討幕の意図はなく、むしろ幕府が攘夷戦争の推進主体としての使命をはたすことを期待していたことはすで 帰府しても攘夷を実行出来ず、朝幕の完全な分裂につながるのになぜ彼らは帰府を認めようというのだろうか。その理由 帰府を王政復古の機会としようという意図があったからである。このとき三条は中川宮に以下のように語ったという。 軍事指揮権の領域まで朝廷がのりだすことが必要となる。王政復古である。そしてこれが行われると幕 在府幕府は償金を支払ったのみではなく、五月一〇日攘夷期限令を実行しなかったのである。 しかしそうした幕府観はここで転換するのである。 尊攘派の幕府観はこのときこのように変わり始めた。そしてそれは、後述する家茂の 転換の理由は、 言うまでもなく幕府の攘夷 朝廷に属する輩ある 拒めば朝幕の 府の政治的 そして

される。 家茂帰府をめぐり両論は対立し、 閣老内で議論があったが、二七日、幕府はこれを請ける。 朝議は難航する。 しかし結局、 五月二三日、 (以上、五月二八日付武田耕雲斎宛原市之進書簡、 帰府承認が内決され、 在京幕閣に問 い合わ

あることは別に明らかにする。

書簡(『孝明紀』四、六七五頁)で以下のように嘆いている。 藩史料』下、三七八、九頁)この結果、三〇日、帰府が正式に裁可されたのである。この時の廟議について天皇は中川宮宛

「今度大樹帰府之儀に付ても、段々〔自分は〕不許趣申張候へ共、朕存意は少しも不貫徹、既に帰府治定候事、 朝廷も存分更に不貫徹、総て下威盛に中途之執計已にて、偽勅之申出有名無実之□□、朝威不相立形勢、悲歎至極之 実以於

事に候、何分にも表に誠忠を唱、内心姦計天下之乱を好候輩已に候\_

ざるを得なくなる。 光と尾張の慶勝の協同である。このため以後、天皇は必死に久光の上京を求めるようになるのである。 け強い意向がありながらも、朝議は結局、帰府裁可を決定した。ここまで来ると及び腰の天皇も尊攘派の排除を真剣に考え するのはこの時である。幕府との完全な決裂への不安、内戦への恐怖がこの背後にあると言えよう。しかし、天皇にこれだ 尊攘派公家の横行についてはこれまでも天皇は内々で批判し続けていた。しかし、「偽勅」「有名無実之□□」とまで激高 右の書簡は言う。「何分此処にて姦人掃除無之ては迚も不治と存候」。その方策として考えられたのは久

## 2 攘夷行動をめぐる朝廷と幕府

他は長州の攘夷行動への対応である。

五月三〇日に帰府の承認を得た在京幕府であるが、すぐ二つの難題に直面することになる。一つは小笠原の率兵上京であ

これを中止させている。そして以後、これについては小笠原以下の処分が問題となるのである。 前者についてはすでに見たように、六月一日の朝廷の命令を受けて在京幕府は必死に小笠原入京阻止に動き、結局、 五日、

に勅語を出し、 後者の長州問題もきわめて困難な問題であった。五月一九日、長州は砲撃開始を朝廷に届けた。六月一日、 拒絶期限に相違なく掃攘を行ったことに叡感斜めならず、いよいよ皇国の武威を輝かすべし、 とこれを賞賛 朝廷は長州宛

すでに長州は戦端を開いた、ついては全藩一致決戦尽力すべし、である。朝廷は条約廃棄通告がいまだなされていないのに かかわらず、それをのりこえて即時開戦を諸藩に命じるようになったのである。 下した(『孝明紀』四、六九一頁)。五月一〇日を拒絶の期限としたが傍観している藩があるとのことで宸襟を悩ませている、 力し、掃攘にあたるべしとの勅諭が下された(『防長回天史』四、一六四、五頁)。さらに六日、朝廷は諸侯宛に以下の達を 小倉は協力しなかった。これに対し長州は、朝廷に小倉の非協力を訴えた。この結果、五日、小倉藩宛に、長州の戦争に協 は幕府の指示をまって行動すると返答(四月二九日付長州宛小倉返答、同書、七六七頁)。しかし幕府からの指示はなく、 は砲撃にさいして対岸の小倉藩に協力を求めた(四月二七日付小倉宛長州口上、『肥後国事史料』三、七六六頁)が、 した(『孝明紀』四、六九一頁)。国内的にも問題をふくんでいた長州の砲撃がこれで正当化されてしまったのである。 小倉 長州

があるまでに穏便にせよとの四月二七日幕府達は国元において承知した、しかし五月一○日を期限とする朝廷に達にしたが 出してきた。当然、幕府も何らかの対応をとることが必要なはずであった。さらに六月七日と一○日、小倉藩も在京幕府に は、すでに小倉藩宛の勅語が出ているのにそれを知らせていない模様であり、はっきりとした対応をとらなかった。 いかに対応すべきか問い合わせてきた(『防長回天史』四、一六五頁)。しかし一○日、京都で小倉の使者にあった水野閣老 と長州の行動を是認し、 く聞きおきを、である。これに対し在京幕府はなんの対応をとらなかった。しかしすでに述べたように朝廷は、六月になる い長州はすにで打払を実施しており、今さら穏便にすることはできない、これまでの行き懸りで打払を続けるのでしかるべ 五月二七日、久坂らは在京幕府に長州の進言を持参した(『防長回天史』四、一四九、三二六頁)。 すなわち、 即時開戦を命じる勅語を諸藩に出していた。幕府は、これまで朝廷の命が出るとそれに応じた達を 幕府の指

条瀬兵衛を呼び、彼に長州への譴責文を渡した。すなわち、横浜談判中にみだりに兵端を開くは国辱、手切れの時はあらた このように無策をきめこんでいた在京幕府が動き出したのは、六月一二日であった。この日、水野閣老は大坂で長州の北

る。そしてそれは、砲撃を支持する朝廷への対抗であった。そして一四日、大坂城代より諸藩に同様の達を出したのである めて達すので、それ以前は攻撃不可、である(同書、一八五頁)。在京幕府は長州の攘夷行動をはっきりと禁止したのであ (『肥後国事史料』三、九一八頁)。これまで動こうとしなかった在京幕府はなぜこのときこのような行動に出たのだろうか。 この長州への打払禁止は孤立した行動ではなく、このとき在京幕府は朝廷に挑戦する一連の行動をとっていた。

書を出したが、それでは、ただちに処罰とのことだが刑罰が当を得ないことになっては問題なので、時宜により自らも訊問 府幕閣を処分すると言っていたが、それを在京幕府は破ったことになる。朝廷に対する二重の違約である。 の処罰を言い渡すことなく、一三日、大坂を出港、一六日、江戸に戻ったのである。帰府奏請では陸路東下し、 遷延であり家茂はただちに下坂し一両日中に処罰せよ、との沙汰を下した(『孝明紀』四、六九七、八頁)。九日、家茂は請 し、模様によれば再上京すると述べた(同書、六九八、九頁)。そして同日、大坂に下った。しかし家茂はここで小笠原へ 家茂の帰府は許可されていた。しかし六月六日、大坂で謹慎中の小笠原について朝廷は、東下の上、吟味するのでは時日 小田原で在

翌一六日、真木は有名な「五事献策」(同書、六五四~六六二頁)を同志に示す。 そして翌日、真木は三条を訪問、そこで「攘夷之権、 驚愕。依之以来御手切之論を進む」(『真木和泉守』、六五一頁)。真木らはここに幕府との「御手切」を決意したのである。 はまだ何ほどかの期待を持っていたらしく、大坂に下った家茂がそのまま海路帰府するのではという情報に、尊攘派有志の しかし東帰後の六月一三日、真木は日記にこう記す。「野宮卿(定功、伝奏)大樹より蒸気船にて帰府之届書を示す。余等 大立て者、真木和泉や長州藩士、それに三条は、その引き留め策を相談している(真木和泉日記、『真木和泉守』、六四九頁)。 ここにおいて尊攘派は幕府に対する期待をまったく絶つことになる。将軍の帰府を認めた尊攘派であったが、 以来、全く朝廷に帰せしめんことを説く」(同書、六五一頁)。そして 家茂自身に

「五事献策」で真木は朝廷が以下のことをなすべしと主張する。一、攘夷の権を朝廷が掌握し、 親征の部署や配置を決定

落することになろう。「はじめに」で述べた分類で言えば、 攘夷問題をめぐる分裂は政体問題にまで波及してきたのである。 執行は幕府という文久二年以後、権限関係は曖昧ながら一応事実として成立している政体を否定したものであるといえよう。 も原則として自ら行う日本の中央政府に名実ともになることになる。王政復古である。そしてこれは、最高決定権は朝廷、 れているが、それはあくまで朝廷からの委任を受けてのものであり、独自な指揮権は否定されている。また二で中央政府と が実現すれば、 すること、二、貨幣鋳造権を朝廷が掌握、三、幕府に以下の勅命を一方的に伝える、尾張以西の攘夷は天皇自らが行うが、 定の執行をまかされた中央政府ではなく、関東総督的な地位 しての幕府の経済面での最大の権限である貨幣鋳造権が朝廷に奪われる。これらが実行されたなら、幕府はもはや朝廷の決 三河以東は将軍にゆだねる、ついては軍費や報償の費が必要なので畿内は朝廷の直轄とする、四、大坂遷都、である。これ 一で幕府の諸大名への軍事指揮権は原則として否定される。もっとも三により東国についてはそれが与えら 第三類型である。いっぽう朝廷は決定のみではなく、その執行 (比喩的にいえば室町幕府に対する鎌倉府のような存在)に転

論理的には討幕につながらざるをえないものなのであった。 横浜が西国での攘夷戦争における外国艦隊の基地となるのである。朝幕の分裂を前提にすれば、六月以後の尊攘派の動きは くまでも実行しない場合はやはり討幕が課題として浮上してこざるをえないだろう。もし幕府が攘夷にふみきらなければ、 幕府がこうした地位への転落を承認せず、抵抗したならそれは課題となってくるだろう。また、 「五事献策」にしろ八月一三日の大和行幸布告にしろすでに指摘されているように討幕を意図したものではない。 幕府が朝廷の攘夷命令をあ しかし、

五日、三二七~三三三)を送ったが、その理由は、帰府後、家茂が攘夷を実行すればともかく、江戸の形勢ではそれはとて も行われまい、そうなると〔幕府側は〕将軍退職とか隠居というしかなくなる、そうなれば朝廷より幕府を違勅とする宣旨 家茂帰府を知った会津国許は六月二六日付で京都藩邸に容保帰国を進言する書簡(「密事京江往返」、『維新稿本』六月二

示唆する強烈な恫喝がふくまれるようになるのである。 <sup>(図)</sup> 攘夷を実行しなければ、「徳川家御扶助之御盛意に相戻り、畢竟天下動乱之端を開き、不容易形勢に到り可申」、との討幕を これは危惧にとどまらなかった。七月四日の慶喜宛朝廷沙汰書(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五七二、三頁)には、もし の兵力では足りず鎌倉幕府滅亡のときの北条仲時ら六波羅探題の轍を踏むことになるだろう、というものであった。そして などが出ることになろう、そのとき容保は板挟みとなってしまう、またいざというとき天皇を連れて東下しようとしても今

板倉の手紙に、 島は〕驚愕、深夜板倉は帰宅したがすぐ出立、そのさいの板倉のお話に、自分と水野老中は で老中を辞任しようと思ったが、時間が切迫しているので品川に行き、到着の翌日に引き込むほかなし、とあり、 たが、「無二無三に一統不承知、実に閣老を蔑如する事甚し、何分にも退職より無他策」と決心とのこと。 六月一二日付の書簡である(『魚水実録』一、二五七~二五九頁)。すなわち、明朝、家茂ご出帆と聞き自分(三島) た在京幕府の路線が下坂後、急に転換したのである。この転換の事情を示唆するのが板倉の家臣三島貞一郎の山田方谷への 家茂の海路帰府はこのように大きな意味をもつことになった。これまで朝廷に従順で、攘夷方針も断行するつもりであっ 「御城 (大坂城)より駿府迄の事、再三〔板倉が〕論候へとも、一同不承服、無拠品川著岸と相成候」、大坂 〔海路帰府反対を〕 また(三 驚愕、

外国奉行の柴田剛中が来て、下関砲撃で外国が怒り軍艦を差し向けようとしているので急遽家茂に帰国するよう求めたこと 三日付と一四日付の容保宛書簡(『七年史』〈史〉一、三四五、六・三四八、九頁)で説明しているが、 ながらも大人しくしていた彼らのみで両閣老に反抗する力はないだろう。大坂から急遽東下の事情について、 その議論に承服しない「一同」「一統」とは何者か。それは、ひたすら帰府を望む一般幕臣であろう。しかしこれまで不満 行動すべきと述べたのである。しかし「一同不服」で江戸へ直接帰ることになった。では板倉、そして水野両閣老を蔑如し 御城 (大坂城)より駿府迄の事」とは帰府奏請で述べた陸路帰府論を指すと思われ、板倉はあくまでこれにしたがって 前者では、 板倉は六月一 江戸から

氏 臣を動かし、転換につながったのだろう。在京幕府は大坂で在府幕府に引き寄せられたのである。 とにした、と述べている。 が述べられている。そして、後者では、それに加えて、江戸から親衛の歩兵騎兵それに阿部播磨 ・永井肥前 (尚服) など上京しようとしているとの情報があり、小笠原率兵上京の再来になるのを恐れ至急帰府するこ<sup>(②)</sup> 何れにしろ在府幕府側の動向が大坂に伝わっていたのである。こうした江戸よりの情報が一般幕 (正耆) 酒井若狭 (忠

### 五、家茂帰府後の幕府―江戸―

#### 1 開国論の具申

年史』〈史〉一、三七八頁)、同日、小倉に対し、長州に引き払いを命じた、拒否の場合は、長州と戦闘可、そのさい筑前・ 外国拒絶は勅命だがその策略は幕府に委任されている、打払の場合は改めて達すので、それまでは砲撃を禁止すると達した 中なので戦闘不可との達をあらためて言い送った(『孝明紀』四、六九六頁)。そして長州への圧力も強化する。七月八日、 府後の幕府は、攘夷行動禁止にむけてさらに動く。六月二〇日、閣老は大坂城代の松平信古に書簡を送り、 安芸にも応援を命じたと達した(同書、三七八頁)。 (『防長回天史』三下、三二七頁)。さらに一二日、小倉に出している兵を至急、引き払うべしと長州に命じるとともに(『七 六月一六日の家茂の帰府で在京・在府の両幕府は一体化する。そしてその路線は、かつての在府幕府の路線であった。帰 現在、

互に矛盾するものとなっていたのである。大きな混乱をまねく異常事態である。六月一四日、大坂湾の警備を担当していた しかしこうした攘夷行動禁止、長州抑制は朝廷の指示と真正面から対立するものであった。二途に分かれている政令が相

廷の打払令を達するとともに、 忠能日記』〈史〉一、四五頁)。また、上方に残っている容保は幕府に対して、朝廷が幕府に打払令を出すよう求めており、 州は幕府に対して、この幕府の達は勅意に背くものであり返却する、以後も外国船を見かけ次第打ち払うと述べた(『中山 因州が外国船を砲撃した。すでに述べたように同日、 日付板倉・水野宛容保書簡、 六月六日に出した打払令を朝廷は直接、諸藩に達しているので、幕府が出さないのは不都合であると述べていた(六月一六 『維新稿本』六月一七日、一一〇~一一六)。この容保の動きの結果か、二二日、大坂城代は朝 一四日の打払禁止令の撤回を命じた(『肥後国事史料』三、九三二頁)。 大坂城代は砲撃禁止を因州はじめ諸藩に達した。しかし、 一七日、因

逆に朝廷に攘夷国是の転換を求めようとすることになる。六月二六日、幕府は家茂の名前で朝廷宛の親書を作成した。そこ て攘夷論の転換を朝廷に求めることにしたのである。 してほしい、と朝廷に求めた。六月一二日弁明書で小笠原が述べたと同じ攘夷凍結論である。家茂帰府後、 で幕府は、攘夷を軽挙妄動しては夷狄の術中に陥るゆえ、内治整い人心一致した上で実行するので、その時期は幕府に一任 を修復するしかない。 方の命を他方が打ち消す。このようになってしまっては行き着く先は内戦であろう。これを避けるためには方針の分裂 在京幕府は、在府幕府に攘夷断行を行わせることでこれを修復しようとしたが、家茂帰府後の幕府は 幕府は全体とし

### 2 横浜鎖港論への転換

すことになった。この急転はなぜ起きたのか。それを主導したのは慶喜であり、 朝廷の攘夷論転換を求めようとした幕府であったが、八月には方針は急転し、 慶喜の動きを見る。 攘夷勅命を遵奉して横浜鎖港の実現をめざ

のが、 慶喜は梅沢を派遣し小笠原の率兵上京を阻止したが、即今攘夷に反対するという考えは変化していなかった。それを示す 小笠原の上京失敗が判明している六月一三日付で朝廷に提出した請書である(『孝明紀』四、六五四、 五頁)。五月一

論である。この時期の慶喜は、在府幕府、そして家茂帰府後の幕府と攘夷問題については一致していたのである。(※) するものであり、自分は辞職するほかない、もし期限をつけず、内政が整い、人心一定のときに攘夷を実行すべきとのこと 四日付の慶喜の辞表に対して朝廷は六月二日付でこれを却下する沙汰を彼に下した。この沙汰を受けて書かれたのが、 なら自分はこれをお請けし、出勤し粉骨砕身する、と述べている。これは、小笠原弁明や先の家茂親書と同じく、攘夷凍結 日付の請書である。ここで慶喜は、攘夷を期限付で実行することは人心が一定しない現在、困難であり、 皇国を讎敵に附与 <u>一</u>三

九頁)。 〇 日 喜は幕府に対し大きな不満をもつのである。六月五日、フランス艦隊は下関を攻撃し、その砲台を一時占領する。 公使より幕府に書簡があり、 もっともこのことは慶喜と幕府の間で対立がなかったことを意味するわけではない。外国の薩長攻撃の動きをめぐって慶 列国は長州懲罰を決定し、幕府にこれを通知し、幕府の対処を促した(『維新史料綱要』四)。また一九日、イギリス 幕府の頭越しに薩長と外国が戦争する可能性が高まってきた。 生麦事件交渉のため二一日、 出港、薩摩に向かうと申し入れてきた(『七年史』〈史〉一、三六 そして一

月二日容保宛閣老書簡、『七年史』〈史〉一、三六八~三七〇頁)。 外国が直接、 すよう説得する、そのさい、 きこもり中の慶喜を訪れた。 わないなら薩摩に「御用途」を仰せ付けるつもり、と述べるというものであった。つまり、 こうした英仏の動きについて評議した幕閣は、 その上で薩摩と組んで長州を懲罰するという方針である。ここに見られるのは、攘夷行動への慶喜の厳しさとともに、 外国に艦隊派遣の猶予を求めるとともに幕府自ら薩長への対応をとる、 個別藩と接触することへの嫌悪、 薩摩は今度の長州の行動をどう思うかと問い、無謀と返答したら、幕府の指示に長州がしたが 慶喜の意見は、外国と薩長の交戦や直接交渉は断固阻止すべし、というものであった。すなわ 中央政府としての幕府の立場を強く意識する慶喜の姿勢である。(以上、七 英艦の薩摩行きを阻止するという方針を決めるとともに、 具体的には、至急軍艦を薩摩に送り穏便にすま 穏便に解決するよう薩摩を説得 辞表提出後、 引

ち英艦は出港。仕方なく、江戸にいた薩摩の家老、喜入摂津を慶喜邸に呼び説諭、彼を幕府軍艦に乗せ、二三日長崎に向け までの延期を認めさせた。次に閣老は幕臣を薩摩に派遣しようとするが、「各割拠を生じ、誰一人御請」をしない。そのう 閣老と慶喜の意見は基本的に一致しており、閣老はその方針で動こうとする。まずイギリス側に出船の猶予を求め二三日

出港させることになった。(同右書簡)

のではないかと以前より危惧していた(本論、一二一頁)が、このときの幕臣の動きにそのあらわれを感じたのではないだ。 ろうか。 る(同書、五六四頁)。さらに考えれば、慶喜は、幕臣内部においては外国勢力により薩長を討たせようという考えがある ない幕臣の「割拠」に要因があろう。このとき慶喜は閣老の依頼により自ら幕臣の説得にあたったが効果がなかったのであ と。一応、閣老は慶喜の意見を尊重しているのだが、それなのに慶喜が「意見一切行れ不申」とするのは、閣老にしたがわ これでは戦争となっても屈辱不可避、この先忠勤をはげむ見込むなく、一三日請書の主張の可否如何にかかわらず辞任す、 長の問題は「御国体大に関係仕候大事件」ゆえ傍観できず引きこもり中ながら閣老有司と相議したが、「意見一切行れ不申」、 この顛末に慶喜は六月二四日またも関白宛の辞表を記す(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五六○、一頁)。慶喜は言う、薩

夷問題に関しては、慶喜はなお幕府と協力している。 この辞表にこめられた慶喜の当時の幕府への怒りと絶望感は深いものであったと思われる。しかしそれにもかかわらず攘

幕府は、この申し談じを行った結果として先の建言を提出しようと望んだ。両家差し出しの書面が必要となる所以である。 四、六八四頁)が、これに対し同日、家茂は御三家や慶喜と申し談じ叡慮貫徹につとめると返答していた り差し出しの書面をそえると述べている。家茂帰府にあたって朝廷は、東下し外夷を掃攘せよとの沙汰を下した(『孝明紀』 先に述べたように六月二六日、 幕府は家茂の名で即今攘夷論批判の建言を作成した。そしてその末尾に水戸・一橋両家よ (同書、六八七頁)。

つもりだったのである。 それにもかかわらず、慶喜はこの請書を出したわけであり、即今攘夷論批判という点においては慶喜はなお幕府と協力する 末原宛長谷川作十郎書簡、 そしてその両家より提出の書面(『幕末外交談』二、八八、九頁)は、家茂建言と同じく、 言については慶喜と密接な水戸藩士は攘夷断行論の立場から猛反対し、慶喜に決して請書を出さないよう求めていた 『水戸藩史料』下、 四一九~四二三頁・六月二九日付慶喜宛長谷川書簡、 即今攘夷批判であった。この建 同書、 四一七、 八頁)。 (六月

こで、朝廷よりの召命→上京→幕府人事更迭を命じる勅命の獲得→東下し人事更迭→攘夷断行、というシナリオを今後の政 と言えば、幕府が差し止めるだろうから、朝廷よりの召命がほしい、とその希望を述べた。攘夷断行論に転換した慶喜はこ その上で朝廷より〔幕府の人事更迭の〕下知を蒙れば御周旋の手段もつくのでは。この提案に慶喜は賛成するが、突然上京 無覚束」、と。ここで慶喜は攘夷断行論の立場で発言している。この嘆きに長谷川は提案する。慶喜が上京し事態を上奏、 れば行われないが、 にあり、指揮に従い周旋するものは一人もいない、これでは〔攘夷など〕毛頭行届くはずもない、この上は正邪黜捗しなけ この日、 夷路線を転換しようとしていたのである。このような姿勢からの慶喜の転換が確認できるのは、七月一五日においてである。 治日程として考えているのである。六月末には攘夷凍結論だった慶喜はなぜ転換したのだろうか。 『慶喜公伝』史料篇 このように薩長への対応については大きな差をふくみながらも、六月末までは開国派幕府とともに慶喜は、朝廷の即今攘 慶喜は水戸藩士長谷川昨十郎と会っている(以下、 しかし黜捗は難物、まず板倉引き出しを目指すが、「〔板倉は〕是 〈史〉一、五七九~五八二頁による)。慶喜は嘆く。洋癖が満営し、 両者の会談の内容は七月一九日付原市之進宛野村鼎実書簡 (幕臣更迭) 一端緒開け不申内は出勤 弥蟠結之勢で、 自分は真の孤立状態

論にて、是非掃攘一挙無之ては不相済」。ここで述べられている仰出とは、七月四日付慶喜宛沙汰書(『慶喜公伝』史料篇 これについて慶喜は長谷川に以下のように語っている。「斯迄に厚き被仰出を又候御辞退も恐入候筋に有之、粉骨尽力勿 れば、幕府を変えるしかない、これが慶喜の転換の理由であったと思われる。 自らが内乱の勃発を予想しているのであり、それを避けるには分裂を修復するしかない。朝廷を変える見通しがないのであ とは不可能と判断したからではないだろうか。朝幕の分裂は慶喜にとり避けねばならないことである。この沙汰書には、 異なるにもかかわらずここまで激烈な攘夷断行の沙汰が出される朝廷の現状では、 ではないことは慶喜は知っているはずである。それにもかかわらずなぜこれが契機となったのか。それは、 夷凍結論を認めず、「たとへ皇国焦土に相成候共聊不被為厭、醜夷と鏖戦」と激烈な言葉で攘夷の断行を命じるものであっ 「徳川家御扶助之御盛意に相戻り、 強烈な攘夷命令に慶喜は転換したことになる。 一、五七二頁)である。これは内容的に慶喜の一三日請書と二四日辞表への返答であり、辞表を却下するとともに攘 畢竟天下動乱之端を開き、不容易形勢に到り可申」という威嚇的な文章もあった。 しかし、天皇が内心、攘夷戦争を望んでおらず、この沙汰が天皇の本音 説得で攘夷凍結論に朝廷を転換させるこ 天皇の内心とは

の激烈な攘夷沙汰書を見ても、 夷凍結論入説のためと思っていたのである(七月二一日付容保宛閣老書簡、『維新稿本』七月一八日、 になる。なぜ容易に許可を得たのか。その理由は、幕閣が慶喜の真意を知らなかったことにあった。閣老は慶喜の意図を攘 伝』史料篇〈史〉一、五八四頁)。先のシナリオでは朝廷よりの召命が必要としていたが、実際には簡単に許可が出たこと 即今攘夷論に復帰した慶喜は先のシナリオの実現をめざす。そして七月一八日、幕府は慶喜の上京を許可した(『慶喜公 幕閣の方は、即今攘夷反対の意向は変わらなかったことになる。 四三七)。七月四日付

倉がこれの主導者であり、とくに板倉の復帰が鍵であったといえよう。 (※) 攘夷派の幕臣が登用されるようになった。黜陟が始まったのは、七月二六日に板倉が職務に復帰して以後であり、慶喜と板 七月末から八月上旬までには若年寄の酒井忠毗・大目付の浅野伊賀は罷免され、急進開国派の幕臣は更迭されるとともに、 先のシナリオでは幕府人事更迭は慶喜の京都往復後になすはずであった。しかし実際には、慶喜が上京するまでもなく、

H 都の事情に通じている板倉の出仕を強く望み、復帰工作に乗り出したのである。その様子を見て慶喜もシナリオを変更し、 とは禁裏付武士の小栗政寧のことで、彼は六月二八日、帰府奏請のさいの約束を家茂が守っていないことを責める勅書を持 た田沼の板倉への言葉に示される。すなわち、「此程 勧めていることで慶喜一人が図っているわけではないことである。なぜ家茂自らが動いたのか。その理由は家茂の命を受け 七月一九日で、この日、家茂より派遣された若年寄田沼意尊が来訪、二一日には老中の水野忠精と井上正直が来訪、 月二五日付の山田方谷宛の板倉の書簡(『魚水実録』一、二六七~二七二頁)によれば、出仕を求める動きが始まったのは、 いたのであり(本論、一三一頁)、即今攘夷論に復帰した慶喜にとっては是非とも出仕させる必要がある人物であった。七 ただちに板倉復帰に向けて動きだしと言えよう。朝廷の動きが幕府を動かしたといえよう。 って京都を発ち、七月一五日、江戸に着いていた。朝廷側の厳しい対応に、家茂は、在京幕府の一員として滞京していて京 板倉は嫌々ながらの即今攘夷論者であり、その論が受け入れられないことに抗議し、辞意を表明し、帰府後引き籠もって 慶喜も熱心に動きだし、結局、二五日には出仕を決意したのである。この過程で注目すべきは、家茂や二老中も復帰を 周防 (板倉)両人委細心得居候故旁以出勤候様にとの〔家茂の〕御趣意」、である(同右書簡)。傍点部の小栗下総守 禁裡付小栗下総守も罷下候次第も有之…京地之儀は和泉 (水野忠 また同

ものは七月五日に就任したばかりの有馬しかいなかった(原口「幕末政局の一考察」、二一頁)。そして板倉復帰の段階で出 て見れば、この時の六人の老中 神奈川奉行や外国奉行などをつとめる実務派の幕臣であり、その支援者に若年寄の酒井忠毗らがいた。しかし老中につい まで簡単に開国派は後退したのだろうか。その理由は、 らといって、慶喜がたびたび嘆いてた家茂帰府前後の開国派の勢いを考えると、いささかあっけない感はうける。なぜここ こうした説得に応じ板倉はついに出仕、これ以後、大規模な黜陟が続いた。しかしいくら慶喜と板倉の両者がそろったか (松平信義・水野忠精・板倉・井上正直・酒井忠績・有馬道純) 開国派の政治勢力としての構造にあると思われる。開国派の核は のうち彼らの同志といえる

あったろう。 屋に戻っていたこと、そして尾張藩において前藩主慶勝の力が茂徳を圧するようになっていたことも彼らにとっては痛手で けない後退につながったように思われる。また、御三家のうち彼らに近かった尾張の現藩主茂徳がこの時、 主導権をにぎるまでには幕府ではいかず、やはり鍵となるのは老中である。この部分における開国派の弱さがいささかあっ にも上であった。板倉の存在が老中のなかで重きをなすのは自然であったろう。この時期、 仕していたのは板倉をいれて四人であった。その四人のうち板倉は水野とともに前年三月以来の老中であり、さらに年齢的(⑶) 治的進出が見られるが、幕府においても同様に旗本御家人の幕臣の進出が見られる。しかし薩長などと違い、彼らが政治的 雄藩においては中下級家臣の政 江戸を去り名古

すべしと命じた。紆余曲折をへながら幕府は奉勅攘夷の断行をここに決断したのである。 をめざしそれにむけて外国と交渉することにし、このことを八月一二日、 うとしたのである。 そこで二人は評議し、これでは五六年かかり、そのうち朝廷より幕府は譴責を請け、 市之進宛長谷川作十郎書簡、 にむけて動きだす。すでに七月二七日、二人は家茂に対して、「攘夷之国是御一定之儀、至誠を以て切迫に申上」ていた。 より即今勅命を奉じ成否は天に期すべし、満営の因循論あるとも押し破り決断すべし、と決意した。(以上、八月八日付原 しかし、八月一日の台命は、「内海守衛八分充実致候上、鎖港之談判可致」というこれまでと同じ、 連の人事異動で幕府の主導権をにぎった慶喜は八月五日に予定されていた上京は中止し、板倉とともに奉勅攘夷の実現 しかし攘夷の断行といっても横浜・長崎・箱館の三港を一度に閉ざすのは無理と判断、 『慶喜公伝』史料篇 史 一、五九六、七頁)彼らは家茂の意向をも無視し、 江戸城で在府諸侯に宣言、 内乱外禍生ず、いたずらに禍敗をとる 戦争となるときは奮戦 攘夷凍結論であった。 当面、 攘夷を断行しよ

同じ日、京都では朝廷の廟議が大和行幸を決定していた。八月一八日政変の起きる六日前である。

原の責任による償金支払いが在京幕府と朝廷上層部の内々の期待となったのである(一節1)。 せよとの命を四月一日、 える達を朝幕より出し、 階では生麦事件交渉であった。彼らは支払い拒否で臨むつもりで三月二五日、都をたった。しかし彼らの出立後、 くめた対外交渉の全権を彼らに与えるべきとの建白を朝廷に提出、朝廷はこれに応じ、全権を付与するので早々に彼らに達 棄交渉をなすべきというのがその考えであった。支払いにむけた会津のシナリオは、慶篤と小笠原にあらためて全権をあた る。ここで容保が動く。会津は即今攘夷論であったが、償金問題から戦争となるのは名義が不十分であり、支払った上で廃 題への京都の政治的雰囲気は変化した。尾張の慶勝が償金支払い論を説き、関白・中川宮らが同調するようになったのであ 家茂が帰府できないため代わりに水戸慶篤と老中格の小笠原長行が江戸に派遣されることになった。彼らの使命はこの段 彼らの独断という形で償金を支払うというものであった。そのため容保は、三月末、条約廃棄をふ 在京幕府に下し、幕府がこの達を出し、四月一四日、これは江戸で慶篤に交付された。慶篤と小笠 支払い問

明示的に示されておらず、支払いは在京幕府や朝廷の意向に反するものであると彼らは考えつつもあえて決断したものであ 戸にいた尾張当主の茂徳の判断にしたがったものであった。容保のシナリオ通りの行動であるが、彼らにはこのシナリオを った。それが結果としてシナリオ通りのものとなったのである。 ル英代理公使と支払い協定を結んだ。この支払いの決断は、慶篤と小笠原が彼らに委任された権限に基づき、 と諸藩の留守居に達した。この直後、在京幕府への報告のため目付の堀宮内を出立させた。そして二七日に在府幕府はニー 四月二一日、在府幕府は、鎖港交渉を始めるには名義を正す必要があるので償金を支払い、その上で廃棄交渉を始める、 慶篤と当時江

四月二一日は在府幕府は、支払いのうえ廃棄交渉を行うつもりであったが、これはすぐあと変化する。そして二六か二七

H 府内には朝廷が要請に応じないときは、家茂は将軍を辞任し、帰府すべしという強硬論も存在していた。 図2の第一象限の立場であり、将来の攘夷を語ることで事実上、条約廃棄を凍結しようという主張である。このとき在府幕 のではなく、期限をきって攘夷を求めるのは無理でこれについては幕府に一任すべしと朝廷に言上することを考えていた。 心得るべし、というものであった。期限令の事実上の先延ばしである。茂徳は単に右の伺いのみのために上京しようという れは、オランダも退去の対象にするのか不明ゆえ至急、尾張茂徳が上京し趣意を聞くので、それまではこれまで通り穏便に 在京幕府よりの五月一〇日を条約廃棄の期限とする命令が到達した。二七日、在府幕府はこれを諸藩に廻達したが、そ

したのは、 五月三日が第一回の償金支払いの日であった。しかし前日の二日、 外国奉行の沢勘七郎が強硬に反対したことと、東下中の慶喜より支払い不可の手紙が到達したからであった。 小笠原はにわかに支払い中止を命じた。 小笠原が急転

#### (一節2)

その日付はいつか朝廷は在京幕府に迫る。四月二〇日、 夷実行と決定、醜夷を掃攘すべしと諸藩留守居に布告、二三日、在京幕府は諸侯にこの達を伝えた。攘夷期限令である。 四月になると京都では条約廃棄問題が浮上する。条約廃棄を四月中旬に行うというのが二月慶喜・春嶽の返答であったが、 幕府は五月一〇日と朝廷に返答。二一日、 朝廷は、 五月一〇日に攘

いを決定したことを知り、 と考えていた(図1の第四象限、図2の第四象限の立場)。二六日、熱田に着いた彼は堀宮内に会い、在府幕府が償金支払 二二日、慶喜は、条約廃棄のため陸路江戸に向けて出立した。このとき慶喜は、偽装ではなく、実際に廃棄を断行しよう ただちに在府閣老宛に支払い不可の書簡を記した。(以上、一節3)

だちにこれは実行された。同時に小笠原は条約廃棄交渉の開始をもとめる書簡を外国側に交付したが、前々日の七日、 処理することを決意する。そして、九日、自ら横浜におもむきニール代理公使と交渉、そして彼の独断で支払いを決断、 五月二日、支払い不可を命じた小笠原であったが、七日までにまたも変更、浅野氏祐ら幕府内の開国派と提携して事態を た

原の思惑は支払いのみで終わらなかった。彼は開国論を入説するため上京することも考えていた。 川奉行よりこれは本気ではないと通知されていた外国側はこれに応じない。そして小笠原はそれをそのまま放置した。 小笠

連の独断行動になったように思われる。(以上、一節4) 極端に揺れる小笠原の行動であるが、その背景には帰府にさいして委任を受けたことへの強烈な使命感があり、それが一

あり、 約の一方的廃棄であり、長州が行ったような一方的な先制攻撃ではなかった。長州の行動は、かつての無二念打払の復活で うではなかった。攘夷期限令が出されたのは四月二一日であったが、こうした砲撃の実行が長州藩内で布告されたのは四月 二日だったからである。 五月一○日、長州は下関で外国船砲撃を開始した。これは通常、朝廷の攘夷期限令を実行したものと理解されているがそ 突出した強硬な行動だったのである。 そして四月二日にいたるまでの京都において即今攘夷が問題となったとき、それが意味するのは条

いる京都藩邸に伝えられた。(以上、二節1) この重大な意味をもつ四月二日布告は、前田孫右衛門ら当時の在国者により決定されたもので、その上で周布や久坂らが

のとなった。一方、期限令をうけて幕府が出した布告は、先制攻撃ではなくあくまで襲来への反撃を命じるものであった。 州の要望をそのままは認めず、四月二一日に出した攘夷期限令は、先制攻撃の指示とも応戦の指示とも解釈できる曖昧なも 長州の藩論となったのである。京都藩邸はこれをふまえ無二念打払を命じる勅命を出させようと朝廷に工作する。 しかし長州は幕命にしたがう気はなかった。(以上、二節2)。 国許が独断で強硬方針を決定したことを知った長州京都藩邸だが、結局、これに追随することにし、ここに無二念打払が

てアメリカ商船が関門海峡を通過しようとした。総奉行毛利能登はそのまま通過させるべしとしたが、光明寺党は独断で攻 馬関では藩の正規兵とともに久坂らの有志部隊である光明寺党が配置についていた。五月一○日、幕府の御用状を携帯し

撃を行った。砲撃は無警告砲撃であり、国際法的、 国内世論も長州支持に向かっていき何もしない幕府への批判は高まった(以上、二節3) 国内的に問題のあるものであったが、藩政府は攻撃を承認した。そして

期限令を修正させることで分裂を回避すべく動くことにしたのである。ただし一四日、朝廷宛の将軍後見職の辞表を認めた ので彼の上京は中止となった。(三節1項)。 の分裂を回避するため幕府に攘夷断行を行わせようと東下した慶喜であったが、それが実行困難となると、 くめ幕臣は応じなかった。幕臣の攘夷断行論への抵抗を見て、慶喜の外交論は、攘夷断行論より攘夷不可論に転換した た小笠原も含めて評議が行われる。慶喜は長崎・箱館はおいて横浜鎖港のみは早急に交渉しようと提議するが、小笠原をふ 1の第四象限より第一象限への移行)。そしてこれを入説するため小笠原とともに上京することが一二日決定された。 慶喜は五月九日、 江戸城に登り、廃棄交渉を開始するよう命じるが、老中以下はこれに応じない。一二日、 逆に朝廷の攘夷 横浜から帰っ 朝幕 **図** 

おり、 攘夷期限令の凍結をはかろうというものであった。 五月二六日に小笠原は千の兵を率いて横浜を出港した。小笠原の意図は、攘夷は緩急をはかってなすべきという論理で、 水野痴雲ら開国派の幕臣は軍事力の行使を考えていたが、小笠原はそこまでの決意はなかった。 入説が失敗した時はどうするのかについて計画参加者の意図は分かれて

性を朝廷に印象付けようとする意図もあったと思われる。 慶喜が小笠原の背中を刺すような行動をとったのは、 を帯びるようになったと彼には見えたことがあったと思われる。また同時に小笠原を捨て石にして攘夷断行の困難さ、 やく命を出したのは、 ついた小笠原は京都を向かうが、朝廷の命を受けた在京幕府の必死の阻止活動で六月五日、 小笠原率兵上京の情報は五月下旬には京都に伝わっており、在京幕府は上京不可の命を出していた。 慶喜が梅沢孫太郎を派遣し、 小笠原がクーデターをねらっているとの風説を知らせたからであった。 一四日、彼が参加しなくなって以後、上京計画が買弁的、 (二節2項 ついにあきらめる。 しかし三〇日大坂に 朝廷がすば 軍事的性格 危険

天皇の反対にもかかわらず、 彼らは幕府を見限り、朝廷自身が攘夷断行の主体となり、軍事指揮権をもにぎるべきと考えるようになったのである。結局、 は帰府に反対だった。 困難というのが当時の一般的な予想であった。天皇や中川宮・摂関家、それに容保や池田茂政など公武融和を重視する大名 と述べた。しかし家茂が帰府してもなお条約廃棄を行わせられなけば、完全な朝幕の分裂となる。そして帰府しても廃棄は 請を出し、こうなれば家茂自らが東下し、攘夷を断行するとともに、小田原に命令に従わなかった奸臣を呼び出し処分する 京をさらに熱心に求めるようになった。 いことそれに在府幕臣が攘夷断行論に応じないことが明らかとなった。在京幕府は、五月二〇日、 五月一九日、 一四日付の慶喜の辞表が京都にとどき、在府幕府が償金支払いを行ったことと、攘夷期限令を実行していな しかし尊攘派は公家・武家とも帰府に賛成であった。償金支払いや攘夷期限令のボイコットを知り、 廟議は帰府を許可、天皇は激怒し、尊攘派の排除を真剣に考えるにいたり、そのため久光の上 (四節1項)。 朝廷に家茂の帰府許可要

小倉藩より対応を問う伺いが来たがこれにも在京幕府は返答しなかった。 じた達を在京幕府は出してきたが、このとき幕府はそれをなさなかった。また、砲撃への非協力を長州から難詰されている を出し砲撃を賞賛、六日、 にしたがい打払を実施しているのでいまさら変更することはできないと通告した。いっぽう朝廷は、六月一日、 に対し書状を送り、廃棄通告前は穏便にせよと命じる四月二七日の幕府達を国許で受け取ったが、長州は朝廷の攘夷期限令 このとき在京幕府にとり外国船砲撃を行っている長州への対応が難題としてのしかかった。長州は五月二七日、 諸侯に対し、長州にならい決戦尽力すべしとの達を出した。朝廷が諸侯への命を出せばそれに応 長州に勅語

さいの約束を破って家茂はそのまま大坂から海路、帰府したのである。一連の朝廷への挑戦は、 さらに一四日、諸藩に廃棄通告前の打払不可の達を出したのである。そして一三日には、五月二〇日の朝廷への帰府要請の しかし六月九日、家茂が大坂に下って以後、在京幕府は動き出す。この日、長州大坂藩邸に無許可砲撃への譴責文を渡し、 板倉・水野の両老中ではな

一般幕臣の主張により行われたものであった。攘夷論反対の在府幕府の動向が大坂に伝わり、それが一般幕臣を動かし

こうした行動になったものと思われる。

(四節2項)

図2の第一象限の議論である。(五節1項)。 六月二六日、幕府は朝廷宛の家茂親書を作成し、攘夷の時期について幕府に一任して欲しいと求めた。攘夷凍結論であり、 ある。これを放置すれば内戦となる。修復が必要である。幕府は朝廷の攘夷期限令を修正させることで修復を図ろうとする。 小倉に対しては長州が引き払い拒否のときは戦ってよいとの命を出したのである。朝幕の命令が完全に矛盾する異常事態で 家茂帰府後、幕府は長州への対決姿勢を強化する。七月、長州に砲撃禁止と小倉にだしている兵士の撤退を命じる一方、

であり、 勅書が到着、これを見て、慶喜は攘夷即行論に再転換する。この沙汰書で、天皇は国土が焦土となっても攘夷を貫くつもり と一致しており、先の家茂親書の試みには協力していた。しかし七月、先に提出していた辞表に関する七月四日付の朝廷の 抗するために外国の力を借りようとする幕府内部の動きに強い不快感を持っていたが、攘夷凍結論については、 る朝廷を説得するのは不可能と慶喜は判断したのだろう。 しかし、幕府はこうした攘夷凍結論から七月、攘夷即行論へ転換する。転換を主導したのは慶喜である。慶喜は薩長に対 幕府が攘夷を実行しないなら、朝廷は幕府を見限り天下動乱となると威嚇していた。ここまで激烈な攘夷論を唱え 幕府の立場

とを責める勅書をもって、勅使小栗下総が到着、 を獲得するまでもなく、七月下旬より幕府の人事異動が始まり、開国派の幕臣は更迭され、攘夷派が進出するようになった。 は朝廷よりこれを命じる勅命を獲得することでこれを断行しようと考え、そのために自ら上京しようとした。しかし、 人事異動開始の契機は引き籠もっていた板倉老中が七月二六日に出仕したことであった。七月一五日、攘夷を実行しないこ こうなると逆に幕府に攘夷実行を押しつけねばならない。それには幕臣の人事異動が必要となる。これは難題だが、 朝廷の厳しい対応に家茂は、京都の事情に通じた板倉の出仕を望み、

復帰となったのである。 開国派幕臣は、奉行層に多くいたが、老中にはこの段階では支持者が乏しく、慶喜と板倉とが連携

した力で彼らはいったん後退することになったのである。

を開始することを宣言、戦争となった場合は奮戦するよう求めたのである。(五節2項) こうして体制を整えた慶喜と板倉は、攘夷凍結論をとる家茂の意向を無視して八月一二日、 江戸城で諸侯に横浜鎖港交渉

### 結語

本稿の要旨は各章の小括に記したので、最後に「はじめに」で述べた問題について本稿の結果をふまえて述べることにす

る。

うになる。四月二○日、朝廷は五月一○日に攘夷を断行せよとの攘夷期限令を出すが、在府幕府はこれを履行しない。六月上 幕府は攘夷勅命を請けたが公武合体派はこれを実行する気はなく、明年早々に行う予定の京都での国是評議にその逆転をはか 是転換を望み、尊攘派は一○年以内攘夷といった遠い将来の攘夷ではなく、即今攘夷を行おうとしていた。文久二年一二月、 の公武合体派諸侯の退京以後は、幕府内においても起こり、在京幕府は即今攘夷断行論、在府幕府はその阻止の立場をとるよ 公武合体派は即今攘夷をやむなしとする者とあくまでこれを阻止しようとするものに分かれることになる。この分化は三月末 二月に上京してきた慶喜・春嶽に強力な圧力をかけ、朝廷はこれに動かされる。この結果、 ろうと考えていた。いっぽう尊攘派内においては今ただちに攘夷を実行しようという強硬派の発言力が強まり、文久三年一、 第一にこの時期の開鎖問題について。この時期において開鎖問題は最大の政治的争点であった。公武合体派は開国論 国是転換評議構想は困難となり、 への国

旬、 の凍結を朝廷に建言しようとした。ここに攘夷問題をめぐり朝幕は完全に対立することになったのである。 家茂は東下し、幕府は一体化するが、そこでとられたのは在府幕府の立場で、攘夷を行わないのみではなく、

う。そうした政体論を尊攘派はとり、皇族の西国鎮撫使任命、 だいたが、両者の対抗はこの時期においては潜在的なものであった。いっぽう尊攘派は最初は第二類型、それも朝廷介入が った。 内乱は不可避だろうし、 るが、討幕を意図したものではなかった。しかし、中央政府からそれに従属する地域権力への転落を幕府が甘受しなければ、 が軍事指揮権を直接掌握する第三類型に移行するようになる。これは幕府(徳川氏) 実質化する政体を望んでいた。しかし幕府が攘夷期限令を履行しないことが明らかになると、彼らの政体論は変化し、 が形式的なものの方であった。ただし春嶽・容保や慶喜はともかく幕府の有司層は第一類型の幕府独裁に固執するものがま 第二に政体問題について。この時期の公武合体派諸侯の政体論は「はじめに」で述べた第二類型、そのなかの朝廷の介入 攘夷断行という朝廷の命をあくまで幕府が実行しなければ、 大和行幸というように京都においてこれが現実化されつつあ の地位は大きく低下させるものではあ 討幕は朝廷の政治日程にのぼってこよ 朝廷

ら国政の執行に乗り出していた。幕府がそれを否定するのはもはや困難である。 幕分裂の必然性はなくなる。 であった。慶喜はこれを勅命によって実現しようと考えていた(実際にはそれぬきで更迭は実現できたが)。これは幕府内部 の最大の対立点はこれで消えることになり(もっとも朝廷は三港閉鎖であるのに幕府は横浜のみという対立点は残るが)、 月一二日の横浜鎖港の宣言である。攘夷実行の勅命を拒否してきた幕府がそれを実行することにしたのである。 戦に向かって進みつつあった。しかし八月、 第三に尊攘論の時代の帰結について見る。開鎖問題・政体問題の両面において文久三年六月以後、 しかし朝幕関係は五月以前にもどるわけではない。六月以後の事態の展開により朝廷はみずか 江戸と京都において事態の反転、 修復の動きが生じる。 横浜鎖港に幕府を導く鍵は幕府の人事更迭 江戸におけるそれは八 日本は朝幕の分裂、内 開鎖問題で 朝

人事にまで朝廷が介入することを認めようという姿勢であり、 幕府の地位の一段の転落を甘受する姿勢であるといえよう。

る。攘夷実行ではなく、その阻止、 摩・会津と天皇・中川宮ら朝廷上層部が組んだ反尊攘派クーデターである。このクーデターは横浜鎖港とベクトルが逆であ 京都におけるそれは言うまでもなく八月一八日政変である。攘夷戦争と朝幕の分裂につながる大和行幸を阻止するため薩 朝廷の過度の政治介入容認ではなく、その抑制。しかし双方とも間近に迫っていた朝幕

の分裂を修復し内乱を阻止しようという点においては共通であった。

三月頃には近い将来の条約廃棄論者 まとめたので(一○六、七頁)、慶喜について述べれば、文久二年の九月には朝廷への開国言上論 部の個々の人物においてもその主張は不断に動揺していた。その最たるものは慶喜と小笠原である。 枚岩ではなく、 (図2の第一象限)、そして七月中旬には横浜鎖港論である 第四に幕府について。幕府はなぜ横浜鎖港に踏み切ったのだろうか。開鎖問題についての幕府の対応を見れば、それは一 内部に大きな分裂をふくんでいた。慶喜と春嶽、慶喜と小笠原、 (図1の第四象限、 図2の第四象限)、帰府後の五月一二日には条約廃棄即行反対論 (図2の第四象限)。 在京幕閣と在府幕閣、 (図1の第一 小笠原の軌跡は本論で 等々。そしてその内 象限)、

のなかで幕府は揺れ動かざるをえないのである。 は内乱となる。二律背反のふたつの制約条件。 攘夷断行は敗北必至の戦争につながる。次は内政の制約、 このように激しく揺れるのは、いずれも軽視できない二つの制約条件がかれらを縛っているからである。まず外交の制約、 しかし、 いずれも何としても避けねばならないものである。この二つの制約 攘夷を断行しなければ、 尊攘論が高まるなか朝幕の分裂、 ひいて

四月二〇日には、 い将来の攘夷を幕府が約束したことを本来は意味するはずである。しかし、幕府はこの約束を実行する気はなかった。また そしてこの揺れのなかで浮き彫りにされるのは幕府の無責任性であろう。文久二年一二月、攘夷勅命を請けたことは、近 五月一〇日の攘夷期限を在京幕府は返答する。しかし、在府幕府はこれを守らず、返答した在京幕府の構

成員も江戸に帰るとこれを実行しようとしなかった。もっともこの無責任性の要因の大きな部分に、 後述する天皇をはじめ

とする朝廷上層部の対応があったが。

すべてではなかった。 違約し無責任な幕府。 一種の生真面目さもこの時の幕府にあるのである。 これは、これまでもたれてきた通説的幕府像に合致するものである。しかしこれがこの時の幕府の

令の修正を求める六月の家茂親書であった。この時期、表面に見えるのは無責任な幕府であるが、 限令断行のための必死の試みである。後者は、五月二日の茂徳の京都への出立であり、小笠原の率兵上京であり、 そしてこの時期の幕府は、この二つを度々試みようとしているのである。前者は、東下中、そして帰府直後の慶喜の攘夷期 八月一二日の横浜鎖港交渉開始の宣言なのであった。 ろ中枢部においては)一貫して存在していたのである。そしてその現れ、攘夷の方向で朝幕の一体化をはかろうとしたのが め即今攘夷にせよ、その阻止にせよ、開鎖の国論を一定しようという意図が、その内部において(そのすべてではないにし 公武合体を政治方針としている文久期の幕府にとって、朝幕の分裂はなんとしても避けたいものであった。したがって違勅 状態にとどまることはできない。そのためには、勅命を実行するか、逆に勅命を変えるか、この何れかをなさねばならない。 朝廷の公的な立場が攘夷なとき、それを実行しないのは違勅であり、朝幕の分裂、ひいては内戦につながる危険性がある。 朝幕の分裂を回避するた

統の継承であり、 国への復帰を望んでいた。しかし彼は攘夷戦争の無謀性を知っており、その敗北を強く恐れていた。天皇の最大の使命は皇 の時期、 たのか。 第五に朝廷について。江戸で幕府が横浜鎖港を宣言したすぐあと京都では八月一八日政変が起きた。この政変はなぜおき 朝廷は公においては即今攘夷を命じつづけていた。しかし内部を見れば様相は異なってくる。天皇は外国を嫌い鎖 政変の全体像は詳細な検討をふまえて別稿で述べねばならないが、ここでは朝廷上層部についてのみ述べよう。こ 玉砕主義はけっしてとれないものなのである。したがって彼の本音は即今攘夷不可であった。 当面は開国

という現実の否定を試みないという意味において、 図1で示せば第二象限となる。 しかしこの本音を彼は公的には語らなか

尊攘派が優位をしめる朝廷当局を排し直接、天皇に奏聞するなら自分たちの主張の承認を得ることができるのではないか。 を取り持たなかったのである。開鎖問題の鍵は天皇以下の朝廷上層部が決断するかいなかにかけられていたのである。 しかし文久三年前年、この期待はくり返しくり返し裏切られる。朝廷上層部は尊攘派との対決を恐れ、彼らの天皇への直奏 た。しかし、内々の機会にその本音をしばしば幕府に示していた。幕府・公議政体派はそれに攘夷戦争回避の期待をかける。 ての天皇像・過去の自己の発言の制約・尊攘派への不安、そして責任を負うことを嫌う性格がこれを妨げたのである。 上で出されるものである。そしてここにおいて天皇は開鎖問題についての本音を語らなかったのである。 外交問題をめぐる天皇の本音と建前は大きく乖離していた。天皇は尊攘派公家がいる場ではその本音を決して語らなかっ 公的な天皇の発言とはそれは言うまでもなく勅命である。ただ正式な勅命は天皇が個人的に出せるものではなく、 公正な裁定者とし 朝議の

きくなったとき、天皇は尊攘派公家の排除を真剣に考えるようになる。もっともこれ以後も天皇は逡巡につぐ逡巡を重ねる 天皇の不満はたまっていく。五月下旬、自分の反対発言にもかかわらず、朝議が家茂帰府を許可し、朝幕分裂の危険性が大 の承認を拒めば決定はできない。天皇は不満ながらもこれを最終的には承認しているのであり、それは真勅である。 るようになり、彼らの力で天皇の発言と異なる決定が下されたのである。もっともそうではあっても、 をおさえるとともに、 ならずしも貫徹しなかった。この時期、 その方向は、将軍帰府の阻止など朝幕関係の分裂の抑制をめざすものであった。しかしそうした天皇の発言は朝議の場でか 朝議において天皇はまったく沈黙していたわけではない。外交問題はともかく、内政問題については、 国事寄人・国事参政という組織を新たにつくり、日和見の鷹司関白に影響力を行使し、 朝廷を主導していたのは尊攘派であった。文久三年二月以後、 尊攘派は両役中議奏 天皇があくまでこれ 彼は発言するが、 朝議を支配す

が八月一八日政変にいたる筋道の一本はここに生まれたのである。

が一体化したことである。文久二年一○月、三条勅使にどう対応するかをめぐり容堂がほとんど幕府を主導する。外様の前 この時期の諸侯の幕政参与は政変後の参与会議の前提と言えよう。 体派諸侯は幕議に参加しつづけていた。一橋派のめざしていた雄藩の幕政参加が事実としてここに実現しているのである。 府の反発を考えると意外なことである。雄藩国主の幕政への参加は勅使帰京後も続く。そして慶喜や春嶽が家茂に先行して 藩主が幕議に参画するという異例な事態が抵抗なく生じているのである。直前の大原勅使東下にともなう久光の介入への幕 は開国派諸侯と幕府である。この両者の関係において注目すべきことは政治路線ではなく、現実の政治の運営において両者 上京していた文久三年の二、三月、京都における幕府の最高意志決定は彼ら以下幕府側と容堂・宗城・容保ら開国派諸侯の 第六に政治集団について。この時期、中央政治における主たる対抗関係は、 (「例の方々」)が事実上担うことになったのである。そしてこうした状態は三月上旬の家茂上京後も変わらず、公武合 尊攘派と公武合体派であった。公武合体派と

戦争阻止の雄藩、このズレは参与会議の一つの争点となるのである。 心で中止されるが、 あくまで攘夷戦争の阻止をのぞむ。そのため越前の主唱で京都での諸侯大会同構想が進められる。この構想自体は春嶽の変 以後、幕府と公武合体派雄藩の行動は異なる軌跡をとる。慶喜が主導する幕府はけっきょく攘夷断行を決意したが、諸侯は 中板倉・水野忠精ら在京幕府が朝廷との交渉にあたることになり、公武合体派諸侯はいったん中央政界から消える。 ただこうした事態は、 薩摩と会津と提携したクーデターがおき、これが攘夷戦争を阻止したのである。横浜攘夷の幕府と攘夷 三月末から四月、公武合体派諸侯は帰国したことでおわり、あとは慶喜・容保、それに上京した老 そして

ば完全には理解できない。これについては次に明らかにすることにしたい。 尊攘論の時代の全貌は、 「はじめに」で述べたように薩摩国許の動きと家茂帰京から政変にいたる京都の動向をみなけれ

- (1)もっとも開国論の有利性といっても大きな制約が存在してはいる。(1)もっとも開国論の有利性といっても大きな制約が存在してはいる。第一に、幕府が結んだ条約は無勅許のものであり、不当なものであり組まなければならなくなることである。しかし本稿が対象とするの問題性に気づき、その解消のため条約の勅許を求めてきたとき、または兵庫開港など条約にあるがいまだ実行されていない条項の実または兵庫開港など条約にあるがいまだ実行されていない条項の実現を迫ってきたとき、開国論者は現状維持ではなく、現状変革に取り組まなければならなくなることである。しかし本稿が対象とする時期においては外国側はこのような動きに出ず、両者の関係は非対称的であった。
- である。 のは、別稿「文久二年の政治過程」下、九、一〇頁で述べたところのは、別稿「文久二年の政治過程」下、九、一〇頁で述べたところ大政委任論はきわめて柔軟な理論であり、幕府独裁論にも適合的な(2)なお第一類型を大政委任とするのは奇妙に見えるかもしれないが、
- と考え、ここでは表現を変えることにした。 形で論じたが、第二類型をも倒幕という用語で表現するのは不適切議政体派』と薩摩倒幕派」、一〇~一二頁では倒幕概念の分類という(3)以上の四類型について、慶応三年の政治過程をあつかった別稿「『公
- 派」・「王政復古政府論」参照。(4)慶応三年の政治過程については、別稿「『公議政体派』と薩摩倒幕
- 角は、すでに戦前より存在し、現在にいたるまで引き継がれている(5)公武合体派と尊攘派の対抗としてこの時期の政治過程を構成する視

致しているとする。しかし最近これへの批判が登場している。原口清「幕ものである。しかし最近これへの批判点は一つには、政策的共通性と差異性の評価の問題である。それまでの研究は両者の差異性を大きく評価したが、両氏はそうでになく共通性を重視する。両派の政策対抗において問題となってきたのは、外交と政体問題である。原口論文は、公武合体派の外交論も三条勅使が持参した攘夷勅命を請けたことで攘夷であるとする。を主政体問題については、原口論文も佐々木著書も、尊攘派も朝また政体問題については、原口論文も佐々木著書も、尊攘派も朝また政体問題については、原口論文も佐々木著書も、尊攘派も朝また政体問題については、原口論文を大きく評価したが、両氏はそうではなく共通性を基準性の評価の問題である。それのである。しかし最近これへの批判が登場している。原口清「幕ものである。しかし最近これへの批判が登場している。原口清「幕

性よりも差異性を重視すべきと思われる。 しかし私はやはり共通性より差異性を重視すべきと考える。外交に述べていくように、彼らはこれを本気で実行する気はなかった。 に述べていくように、彼らはこれを本気で実行する気はなかった。 ではいう建前に賛成したからといって、その内実の差違は大きいが両派の争点となっているのである。また政体問題についても、「はあいに、で少しふれたように、文久三年六月以後の尊攘派の政体論じめに」で少しふれたように、文久三年六月以後の尊攘派の政体論にあた。 からというを さいしなが (もちろんこの点は原口氏も指摘されているが)。 特に本稿が対象とする時期は、 とうに、文久三年六月以後の尊攘派の政体論と幕府をふくめた挙国一致論とするには問題があり、ここでも共通とある。外交を幕府をふくめた挙国一致論とするには問題があり、ここでも共通というというとは、 というとと思われる。

文は通説と等しい(ただ、その呼称については、「大政委任的公武合な集団の対抗がこの時期存在しているという認識については原口論の程度評価するかは別として公武合体派と尊攘派という二つの大き第二の批判点は集団のくくり方についてである。その対立点はど

州の堺町門警備の復活論や三条(佐々木氏の言う「攘夷強硬論者」) 尊攘派対公武合体派ではなく、「攘夷強硬論者」対それ以外である。 のことについては京都政界で広い合意ができており、因州もその意 れにしたがったにすぎない。そして参内した後の因州の行動は、 態が発生した以上は参内するのが武家の努めなのであり、彼らはそ 参可奉警衛は臣子之職分」、つまり、内裏で何かわからないが緊急事 を弁定盤に拘り候場合に無之、斯る急変の折は、仮令不召候共、馳 稿本』八月一八日、八六八)にあるように、「君父の急に、走て真偽 このとき同じように参内した上杉藩の記録(「大滝新蔵手録」、『維新 あったので内裏にかけつけたのであり、薩会に協力する、あるいは 協力したという前提としている事実認識が誤っているからである。 図のもとに政変に参加したというのである(一九五頁)。すなわち、 のように政変を理解するのか、氏の説では、いわゆる尊攘派ではな ると氏はされるのである。では尊攘派というくくり方を使わずにど を追放しており、尊攘派が尊攘派を追放したことになり矛盾が生じ 健尊攘派だが)。しかし、政変において因州は薩摩・会津と組み長州 り方が無理な例として同書は八月一八日政変における因州をあげる るが)。しかし佐々木著書はこれについても批判する。こうしたくく 体・攘夷慎重派」と「王政復古的公武合体即今攘夷派」とされてい に所司代の淀のみであり因州をふくめ他の藩は、緊急の参内命令が (一九四頁)。因州はふつう尊攘派とされる(ただし長州とちがう穏 攘夷強硬論者」を追放するという意図をもっていたわけではない。 八日、政変の意図を知っていたのは、武家では薩摩・会津、それ しかし氏の主張は適切ではない。それは、何よりも因州が政変に 「攘夷強硬論者」を追放しようとしたのが政変の本質であり、こ 長

公武合体派対尊攘派の構図の妥当性を示す事例なのである。おいて因州は長州を支援したのである。氏の主張と逆に、これは、と対立する関係にあったが、それでもやはり尊攘派であり、危機にような急進派ではなく政変の直前には親征尚早をとなえむしろそれ召致論を唱え、薩会を窮地に追い込むものであった。因州は長州の

次に氏の政変の構図を見る。氏によれば「攘夷強硬論者」とは三

三条始致同意、 宮演説がある。そのなかで長州は三条とともに、「全長州不容易企に いる。薩摩にとり長州は戦闘を交えるべき敵なのである。 は、薩摩は大兵をもって長州に侵入すべきではとさえ村山は述べて ター直後の八月二二日付の大久保宛書簡(同書三、八〇、一頁)で 許で計画されていた公武合体派の大挙上京のことだが)。またクーデ を述べる(ただし「此般之一挙」とは実際の政変ではなく、薩摩国 速多数をもって上京してくるのでいずれ流血となるだろうとの覚悟 八月八日付の大久保宛書簡(『忠義史料』二、七六二頁)で彼は えば、政変に参画した薩摩藩士の村山斉助の国許への書簡である。 とになり、これまでの政変研究を根本的に覆す大胆な新説である。 とする(一九五、六頁)。これによれば政変で長州は側杖を食ったこ ーデターを発動した後の最初の廟議での政変の趣旨についての中川 の処分など薩摩や会津は当初は考えていなかったのではなかろうか、 で三条が長州を頼り長州がそれに応じたために生じた事態で、長州 ためのもので、長州はその標的ではなく、その追放は、政変の過程 条ら過激な公家と一部の浪士であり、政変は本来、彼らを追放する 「長州暴挙倍甚敷」とした上で、「此般之一挙」となれば、長州は早 しかし氏の新説は、政変についての基本史料と不整合である。例 事々上へ奉迫候段、 不忠至極」(『孝明紀』四、 また、ク

長州側杖論の新説について論証をしていない。ない新説を唱えるならば、周到な論証が必要のはずだが、同書は、からクーデターの攻撃対象なのである。こうした基本史料と合致しと相談の上のことだろう。長州は側杖を食ったわけではなく、始め二頁)、と厳しく非難されているのである。これは当然、薩摩や会津

これ。 のだろうか。『続再夢紀事』〈史〉一は横井は以下のように説いたと(6)容易に決定されなかった将軍上京がなぜ閏八月一一日に内定された

(二八頁)。 鎖の国是も定まらさるへけれは、是非御上洛ありて然るへし」「到底大樹公上洛せられすては、公武の御合体望むへからす、開

将軍が上京しなければ、公武合体も実現しないし、開鎖の国是もないだろうか。

戸に着いている。そして周布は、九月一○日には板倉老中、一四日のは、閏八月五日であった。さらに九月六日には周布が京都より江る。京都の益田弾正が江戸藩邸に独立攘夷論による周旋を指示しただろうか。もっとも可能性が高いと思われるのは、長州の経路であ(7)幕府側が即今攘夷に向かう京都の情勢をどのようにしてつかんだの

「文久二年の政治過程」下、四五、六頁・注(50))には越前の中根雪江を訪れて即今攘夷を説いているのである。(拙籍

- みて間違いないだろう。 っきりしないが、いずれが話したにせよ、それは両者の共通見解と(8)『続再夢紀事』〈史〉一、一六二頁。引用部の発言は何れのものかは
- 奉行として京都にいた一翁はそのように記憶しているようである。ような内諭を出したかはいまのところはわからない。ただ当時、町を指していると思われるが、この請書を出すにあたって天皇がその来の鎖国復帰を約束する請書(『孝明紀』三、一五三、四頁)のこと(9)おそらく、安政五年一二月二四日に間部老中が朝廷に提出した、将
- 則弘書簡、『維新稿本』一〇月二一日、七〇六)。 前に土佐江戸藩邸に派遣している(一〇月二一日付住谷信順宛間崎京都の意向であるとの内旨を尊攘派官人の村井修理に持たせて、事のが路は東下にあたって、家茂上京前に攘夷を実行せよというのが

件」、『維新稿本』一〇月二八日、七二六)を書いている。である。同日、副使姊小路は三条に以下の書簡(「勅使関東下向一つの可能性は三条の縁家である容堂である。もう一つのそれは春嶽ではこの機密情報は誰によって三条に伝えられたのだろうか。一

之候。右は全正使貴君へ言上候は、御一緒之儀故、小子へは「拝見候。別紙御壱通為持給、右之辺自春嶽別段小子へ噂等無

## 沙汰無之事と存候」

性もあろう。明らかとなるが、この書簡が右の機密情報を伝えるものである可能のいたなるが、この書簡が右の機密情報を伝えるものである可能によりこのとき春嶽が三条に書簡で何事か言上していることが書であるが、この「別紙」とは春嶽より三条への書簡と解せよう。書いは三条より回された書簡(「別紙」)を受け取った姊小路の返

- れていた(「枢密備忘」、『維新稿本』一一月二四日、七二六、七)。も勅使因循之態にて御迷惑」と三条からの督促の使いが幕府側を訪(12) 二三日には、登城が延引しては「暴発之恐れも有之、被対京都候て
- せよう。 子の許の評議は、藩官僚の中心周布らの意向が反映したものと見な(3)「世子奉勅東下記」、一〇月二七日、一六八頁。ここで述べられる世
- えなかったということも要因としてあったかもしれない。 の周布が一一月一四日、容堂への暴言事件でしばらく謹慎せざるを(4) こうした長州尊攘派内における急進派の発言力の拡大には、穏健派

ついては周布を一通り処罰した(処分を軽いものですませて)うえ唇布の無礼に激高する土佐藩士に対し、長州側はなんらかの処分を形する。曰く、土佐側は周布を切ること(「伏水之所置」)を計画しているらしいが、そうなると長土は讐敵の関係となってしまう、〔周護する。曰く、土佐側は周布を切ること(「伏水之所置」)を計画し渡する。曰く、土佐側は周布を切ること(「伏水之所置」)を計画し渡する。日く、土佐側は周布を切ること(「伏水之所置」)を計画しているらしいが、そうなると長土は讐敵の関係となってしまう、〔周港はないことだが、結局は〔長州は〕独立の決意でなくては事業もできない、ついては周布を一通り処罰した(処分を軽いものですませて)うえている。日く、土佐側は周布を切り、暴言事件は長土間の懸案にまでなる。国主への侮辱は大事であり、暴言事件は長土間の懸案にまでなる。

の処分を軽くすることだったのである)。

- (5) 諸侯上京が将軍上京に先行するものであることは、久光に速やかな(5) 諸侯上京が将軍上京に明らかである。『王里』一、七二五、六頁』で春上京を勧める一二月一日付の書簡(『玉里』一、七二五、六頁)で春
- への転換という方向は定まっていたと見るべきだろう。 内容については未定としている。しかし、即今攘夷の阻止、開国論「未だ具体的に掘り下げた内容には至っていない」(一八頁)とそのあり、それが開鎖問題の解決を目指すものであると指摘しているが、(16)原口「参与考」はこの国是評議構想の存在に注目した先駆的研究で
- この「横井小楠の議」が本文で述べた横井構想である。 敬服の至り」(『続再夢紀事』〈史〉一、二〇九頁)と述べているが、(17)一一月一四日、薩摩の岩下は「此程横井小楠の議を承はりしに一々

- らごらら。 イプがあったことは原口「参与考」、一八、九頁が指摘しているとこるものがおらず、近衛や中川宮を通して薩摩がもつ朝廷への太いパ(8) 久光への春嶽の期待の要因に、当時、幕府首脳に朝廷の事情がわか
- ○日付小松宛本田書簡、『忠義史料』二、二三○頁)。 刀にも可致安堵筈」と語ったことに見ることが出来よう(一○月一ろうことは、勅命を在京薩摩藩邸の本田に伝えるさいに忠房が、「帯(19) この小松の主張が実際の勅命の決定にあたって影響力を持ったであ
- 国許に出発する筈」(『続再夢紀事』〈史〉一、二〇九頁)。至り故、修理大夫(久光)父子に上京を促す為め、近日吉井中介、(20)「両人(岩下・吉井)此程横井小楠の議を承はりしに、一々敬服の

- 七六九)中の容堂の評。(22)文久二年一一月晦日付春嶽宛容堂書簡(『維新稿本』一一月二九日、
- 照。(3)慶喜の率兵上坂構想については、『慶喜公伝』2、二二七、八頁、参
- 判的であった(前註(22))。(24)容堂も「以二万兵浪華を守るなと余り経卒之挙動、万不可然」と批
- に周旋活動を行っていた。 この書簡に示されるように京都で藤井は長州退京の実現のため朝廷(26)文久三年一月六日付中山宛藤井書簡(『玉里』二、一四二、三頁)。
- (27) なおこの意見書は、『続再夢紀事』〈史〉の一二月三日の条に収録さである。
- 一、一〇四頁)。 れらるへきは勿論」(大久保一翁への横井の言、『続再夢紀事』〈史〉(28)「これを廃するには内地に拠なき事情ある事を委はしく彼れに申入
- 後来どこ迄も鎖国にては富強の実を挙くるに難かるへし」(長州の小の意見、同右書、八六頁)・「さて開戦も一旦は必要なるへけれと(29)「断然此条約を破却し天下を挙て必戦の覚悟を定めしむへし」(春嶽

幡彦七への中根の言、同右書、九二、三頁)。

- 能性があったかもしれない。

  「道理」への信頼があったようである。なおこの時期の外国側の対日
  「道理」への信頼があったようである。なおこの時期の外国側の対日
  のおり出したら方策は崩壊するが、横井の側には、ある種、外国の(30) もっとも外国側が交渉の入り口の段階で説得に応じず、軍事力行使
- 簡、『玉里』二、一四七頁)。(3)「終に皇国を乱し候者は長たるべく候」(一月九日付中山宛大久保書
- えよう。 勅東下記」、一七五、一七九頁)。これは、越前の諸侯上京構想と言 諸侯五藩謀を併せ断決する外、策あるまし」と語っている(「世子奉 二〇日、長州の有司は横井を訪れているが、そこで横井は、「有志の (32) もっとも長州へのある種の根回しは行われていた。一一月一三日と

かけが行われていないことに明らかである。れ以後、他の薩摩や土佐・会津と違い、長州へ正式の参加への働き井が長州を同志と考えていたとは思われない。それは、何よりもこ長州側に語っている以上、後一つは長州であろう。しかし本当に横三二で横井の言う「五藩」とは何か。越薩土会は確実であるが、

したのであろう。 であるう。 では、「カーリン・では、「大学のというがである。では、では、「大学のでは、である。である。である。である。である。である。である。である。である。一三がこれの妨害に動くのを防ごうとしたためであると思われる。一三がこれの妨害に動くのを防ごうとしたためであると思われる。一三がこれのが害に動くのを防ごうとしたためであると思われる。一三のであろう。

(3) 久光の京都守護職任命問題については原口「参与考」、八~一九頁、

参照。

- いる。 
  の不満を言うに、上向きの意向で議奏は知らずと返答したと記しての不満を言うに、上向きの意向で議奏は知らずと返答したと記して一二日、一〇七一、二)は、前田が正親町三条に久光守護職任命へ(34)「手島八助(土佐藩士)日記」一一月三〇日条(『維新稿本』一一月
- いている。(36)一一月一二日の幕府宛の久光守護職任命沙汰書は二二日頃江戸に着
- 日に以下の記事がある(三五七頁)。がある。土佐尊攘派の平井収二郎の手記「隈山春秋」の一一月二五(37)なお三条・姊小路の反発の要因として他に横井構想があった可能性

之意、仍之先給詔書於両使、事宜令施之」而有勅使之報、云、徵召之事、暫給猶予、朝廷疑之、而難勅使前之意、於是朝廷有召越前、一橋、寡老君(容堂)以下之議、「関白及議奏、会於青門宮前此吉井中助(友実)、帰自関東、告越

階で三条らは公武合体派の動きに反発していたことになる。が三条勅使より送られてきたことになる。そうなれば、在江戸の段にかけられている。そして傍点部によれば横井構想に対して猶予論前半は吉井が二○日に伝えた横井構想であり、これが朝廷の評議

れを知っているのか疑問だし(あるいは、一一月二〇日に横井よりただ、越前などは横井構想を勅使に話しておらず、なぜ三条がこ

- についてはさしあたり可能性があるとしておくことにしたい。がこうした報告を送ったことを裏付ける史料も管見の限りなく、右これを聞いた長州側がこれを話したということだろうか)、他に勅使
- (38)この沙汰書は右大臣一条忠香の日記の二月一○日の条にのせされて 実としても、これが同日、一越に渡されたというのはあやしい可能 引明日に相成候事」、(二) 月 (一一) 日付宗城宛近衛書簡、 院に一越は出頭していないと思われる。この日、彼らはそこで両役 性があるように思われる。 あり、この一○日に関白より一条にこの沙汰書が回覧されたのは事 城在京日記』〈史〉、一〇六頁)。以上より見れば、この切紙は奇妙で と面会するはずであったが、 **汰書は不用になっているはずである。さらに見れば、一〇日、学習** いるが、そこには以下の切紙が付されている。すなわち、この文書 に九日に一越は期限を言上しているので、一〇日にはこのような沙 (『一条忠香日記抄』〈史〉、四○七頁)。 しかし実際には後述するよう 今日、慶喜・春嶽に渡したとして関白より回された、である。 疑義を記し後教をまつ。 「於学院一橋春嶽へ両役衆面会、 『伊達宗 昨今延
- 在京日記』〈史〉、一〇五頁)。

  一文故、昨夜被申上候由」(二月一〇日の宗城宛容堂書簡、『伊達宗城之故、昨夜被申上候由」(二月一〇日)於学修院にて御尋一橋公へ可有堂らは〕被申上候。今日〔一〇日〕於学修院にて御尋一橋公へ可有(39)「拒絶之義御帰営後応接にて可決と昨夜(九日)関白へ〔慶喜・容(39)
- と言う(同)。 なおこの建言を見た近衛関白以下はこれを「平当之処」と評価した(40)朝廷への会津建言(「維新階梯雑誌」、『維新稿本』二月九日、二二〇)。
- (41) 同右、二二二、三。
- (42)「天より云々無御坐ては幕より下手(着手)六つ敷意味合」(慶喜の

- ミュンテサン。 意見についての容堂の評、『伊達宗城在京日記』〈史〉一月二四日
- 趣〔容堂が宗城〕密話いたし候」(同書、一月二五日、七九頁)。(4)「我藩を治めすして公武御間に周旋は不出来、明日は迅速処置致候
- けかし可申」とまで言ったという (同書、一一〇頁)。(4) なお容堂によれば、彼らは、主張が聞き届けられない時は、「御坐を
- 衛忠房は尊攘派と同論と見ていた(同書、一一二頁)。 らを取り鎮めのためと見たが(『伊達宗城在京日記』、一一〇頁)、近(45)『孝明紀』四、三六七頁。なお彼らの参上について、容堂は、久坂
- 〈史〉、一一五、六頁)。(46) 二月一二日に天皇に直接会った中川宮の談話(『伊達宗城在京日記
- (47) 天皇が合意したといってもけっして決然たるものでなかったことは(47) 天皇が合意したといってもけっして決然たるものでなったことはいのは勅諚に違背しているとのことだが、それは、「主上之御沙汰にものであった(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇八頁)。尊攘論時代、ものであった(『伊達宗城在京日記』〈史〉、一〇八頁)。尊攘論時代、市も天皇は「ふんふん」というしか致し方がなかったという(五月にも天皇は「ふんふん」というしか致し方がなかったというというにも天皇は「ふんふん」というしか致し方がなかったといというにもであった。
- していて事実上失脚していた。(48)残る議奏三人のうち中山・正親町三条は尊攘派の攻撃で辞表を提出
- ず、事後、決定を伝えられた彼らはこれに不満だった(『伊達宗城在(铅)中川宮やもう一人の内覧、近衛忠熈もこの日の廟議に出席しておら

らが決定に反対しえたかは心許ないが。京日記』〈史〉、一一二頁)。もっとも実際に出席していたとして、彼

- 朝廷改革」三、参照。(5) この時期の朝廷当局の尊攘派化については、原口「文久二、三年の
- (51)仙波ひとみ「幕末における議奏の政治的浮上について」、参照。
- (5)このことはその発令についての橋本実麗の日記の記述に明らかとな

下被命」(『孝明紀』四、三七五頁)。 「於学問所両役列座、同志列参之者自今国事御用掛被仰付之旨殿

七五、六頁。 『伊達宗城在京日記』〈史〉、一一八頁・『続再夢紀事』〈史〉一、三53)以上、「枢密備忘」(『維新稿本』 二月一四日、三九六~三九八)・

らに出されていたからである(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、四四九四月中旬という具体的な月を入れよとの沙汰が一二日に慶喜・春嶽なお、彼らが期限を言上したのは、一一日の攘夷期限の返答に、

- (5))。 「国)ので、一越は先に関白のところに行くべきで自分のところに来られので、一越は先に関白のところに行くべきで自分のところに来られのがす自分や中川宮にのみ行くのでは、自分たちは孤立してしまう(5)近衛も逃げ腰であり、二月一三日、宗城に対し、一越が鷹司関白に
- 人が一越への委任に反対していることを述べている。(55)また、中川宮宛鷹司書簡(『孝明紀』四、四三八頁)も、国事参政寄
- で、春嶽は帰藩命令を出しても承服しない者は兵力をもってなり取(56)慶喜に委任の達が来ると思っていた二月一七日の公武合体派の会議

「尹そ尹書子に丁二尹子にヨと言して答さ」を『『記録』(『ご)に、五日、六六二)。 の締まるべきと主張していた(「維新階梯雑誌」、『維新稿本』二月一

- 遊候次第」(同書、二二〇頁)。おいては幕府御評議とは御別意之様に被為成、深々御配慮御尽力被(多)「時々〔浪士の〕取締方〔公武合体派諸侯で〕御談も在之、御家に

後の会津を考えればまったく意外な当初の方針であろう。しかしるかなか恐ろしい、とでも言えようか) である。信頼を手ひどくたらしたのは、二月二二日の足利木像事件である。信頼を手ひどくたらしたのは、二月二二日の足利木像事件である。信頼を手ひどくまがられ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに峻裏切られ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに峻裏切られ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに峻裏切られ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに峻裏切られ、完全に面子を潰されたと感じた容保以下会津はここに破るなかなか恐ろしい、とでも言えようか) であるう。しかしるかなかなか恐ろしい、とでも言えようか) である。しかしまでは、江戸からには、江戸からには、江戸からには、江戸からには、江戸からには、江戸からには、江戸からには、江戸がある。とからは、江戸からには、江戸からがある。とがある。しかした。

- 一六四頁)。 一六四頁)。 「男六日の春嶽・宗城らへの慶喜の談話(『伊達宗城在京日記』〈史〉
- 〈史〉一、四一二頁)。 (60)春嶽の辞任理由は何よりも攘夷方針への不満であった(『続再夢紀事』
- 『大久保利通関係文書』三、一七七頁)のも当然であろう。 堂は、「不忠不義之人」と評した(三月一六日付大久保宛小松書簡、その意味で辞任は極めて無責任ではある。辞表を提出した春嶽を容、二月一四日の攘夷期限の返答には春嶽も名を連ねており、
- 京するはずの久光への期待もたしかにあっただろう。(62)さらにまた『慶喜公伝』2(二○三頁)が指摘するように、近く上

- 国船襲来への不安だろう。 国船襲来への不安だろう。
- (6)以上、『続再夢紀事』〈史〉一、四一九頁・久光言上覚(『玉里』二、(6)以上、『続再夢紀事』〈史〉一、四一九頁・久光言上覚(『玉里』二、
- 三、一七八頁)。 無之候」(三月一六日付大久保宛小松書簡、『大久保利通関係文書』(65)「一橋公、土州公も御建言を御感心被成候計之事にて何之御議論も
- (66)「此に至る根拠は、攘夷勅諚(文久二年の攘夷勅命)之一事に誤り(66)「此に至る根拠は、攘夷勅諚(文久二年の攘夷勅命)之一事に誤り(66)「此に至る根拠は、攘夷勅諚(文久二年の攘夷勅命)之一事に誤り
- 「、きん。四八一頁。なせ誤訳が生じたかについては萩原著書二、二〇~二四(67)文久三年三月一六日付伝奏宛慶喜書簡、『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、
- のである(前註(65)小松書簡)。 三月一六日までに議論は変わり、幕府が断然応接しその上イギリス 三月一六日までに議論は変わり、幕府が断然応接しその上イギリス

- 御評決」(同書簡)。(8)「薩州へ[英艦を]差遣申候ては幕府不相立と申処に[在京幕府が]
- (71) 外人嫌いの天皇が摂海での対外交渉を本当に望んでいたのだろうか。春嶽未公刊書簡集』・『伊達宗城在京日記』・『孝明天皇紀』、参照。(70) この日の謁見の模様については、『中山忠能日記』〈史〉四・『松平
- 三月一七日沙汰書は奇妙な勅命である。一九日の謁見で家茂が、過三月一七日沙汰書は奇妙な勅命である。一九日の謁見で家茂が、過三月一七日沙汰書の可能性もあるのではないかと思われる。 全なねつ造という意味での偽勅ではないことは原口「文久三年八月の財命に外夷と応接を摂海でなすべしとあるのは真意かと問うに、完全なねつ造という意味での偽勅ではないことは原口「文久三年八月一八日政変に関する一考察」(三九、四〇、五六頁)が指摘していた金となねつ造の可能性もあるのではないかと思われる。 全なねつ造の可能性もあるのではないかと思われる。
- 三月二二日、一八六頁)。 (国事掛などへの関白の言、『伊達宗城在京日記』〈史〉、一八六頁、(72)「摂海へ英船相廻し候事やみ候はゝ、大樹公滞京も無益とは申居候」
- (73)帰府反対運動の有様については、『慶喜公伝』2、二〇八頁、参照。
- (75) (三) 月 (二一) 日付松平茂昭宛春嶽書簡、(『松平春嶽未公刊書簡

○日の条に確認される。ある。その信憑性は、後述する『伊達宗城在京日記』〈史〉の三月二集』、三四、五頁)。これは幕臣鳥井主水正・松平太郎よりの情報で

- た頁)。(77)後年、慶喜は以下のように回想している(『昔夢会筆記』、二〇八、

やりにくい。」
「内実は[天皇と将軍が攘夷と開国で]衝突どころではない。まではならぬとおっしゃるからったく御一致だ。それでこちらでは主上の思し召しはこうだといったく御一致だ。それでこちらでは主」衝突どころではない。ま

(78)無断で京都を離れ帰国の途についていた春嶽は、償金支払い問題にたと書いている(三月二一日付茂昭宛書簡、『松平春嶽未公刊書簡集』、たと書いている(三月二一日付茂昭宛書簡、『松平春嶽未公刊書簡集』、たと書いている(三月二一日付茂昭宛書簡、『松平春嶽未公刊書簡集』、たと書いている(三月二一日付茂昭宛書簡、『松平春嶽未公刊書簡集』、たと聞かされたとの情報を記している。この両情報は相応しておいたと聞かされたとの情報を記している。この両情報は相応しており、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、支払い命令説は信憑性があるように見える。しかし、三月末のり、大田の本の書館、『金支払い問題についていた春嶽は、償金支払い問題についたとはどうにも思えない。

- 80 思われる。 う手順があったのではないだろうか。このため期間がのびたものと 四月一日の達が江戸で公布されたには一四日であり、期間がいささ して大丈夫という在府幕府の返答があって正式にこれを送ったとい はないかと思われる。在京幕府がこの問い合わせをだし、これを出 より在京幕府の中枢部の人間であることより、差出人は水野忠精で れはあたらない。この史料の所蔵先が水野子爵家であること、内容 新稿本』はこれを容保意見書とするが、文中に「肥後殿」とありこ 如何というものであった。この書簡は宛名差し出し日付を欠く。『維 合わせとは、慶篤へ委任と述べれば、水戸藩の尊攘過激派を勢いづ 係者から在府幕府への問い合わせを述べたものであるが、その問い られている(四月一四日、五九〇、一)。この文書は、在京の幕府関 事情を示唆するのではないかと思われる文書が『維新稿本』に収め かせることになってしまうのではないか、「貴地」(江戸)の模様は か空きすぎているように思われる。なぜこうなったのか、この間の
- を慶篤にゆだねることに在京幕府は不満で、一四日付与の幕命では(22)なお『水戸藩史料』下は、朝廷の達について外国談判(攘夷交渉)のは、朝廷上層部のみで両役や尊攘派公家は考えもしなかったろう。(31)もっともこれが償金支払いの含意をふくんでいることを知っている

- 三頁)、『水戸藩史料』の説は疑問である。しており(四月二八日付関白宛慶勝・茂徳上書、『孝明紀』四、六一慶篤に与えられたと解釈でき、事実、在府幕府側はそのように解釈御委任」と改めたことである。しかし、後者でも攘夷交渉の全権が「外夷拒絶応接之儀、水戸中納言え総て委任」を「外夷御所置振之儀それに修正を加えているとしている(三一三頁)。修正とは、勅命の
- 〈史〉一、五三三頁)、出発はこのあたりだろう。(8)堀は四月二六日に熱田で慶喜に出会っており(『慶喜公伝』史料篇
- 立があったからである。 立があったからである。
- すものではないだろうか。 軍の目代をつとめよという指示(『水戸藩史料』下、三〇二頁)をさと天皇の仰出を挙げているが。これは慶篤への三月二四日勅語の将(85)なお上書はもう一つの根拠として「慶篤へは兼て被仰出之御主意」
- 月三日、三六)。 けて行くことになっていた(「尾張小納戸滞京日記」、『維新稿本』五(8) 茂徳は五月三日に江戸を発ったが、その予定では京都まで二〇日か
- 確ではない。 である。ただ同論文は、水野は将軍辞任論としているが、それは正である。ただ同論文は、水野は将軍辞任論としているが、それは正における徳川将軍家の動向」(『日本史研究』五〇七号、二〇〇四年)(87)茂徳上京の重要性を最初に論じたのは、奈良勝司「奉勅攘夷体制下

であった。 上京したが、その間の在府幕府の意向は以下のように償金支払い論生麦事件の交渉方針伺いのため竹中正雅は三月二一日に江戸を発ち

88

五日」(三(四)月五日付会津京都藩邸宛会津江戸藩邸報告(『維序にて可然哉の御居りと相成候哉に候。為心得申遺候事 三月廿は相成間敷哉に候間、為扶助金差出候上、直様拒絶之及応接候順「生麦一条之儀、曲此方に在之候儀に候へは、一向に不差出候て

(89)当時の幕府内開国派については奈良前掲論文、参照

新稿本』五月九日、六一四

- 的位置」(『日本歴史』六五八号、二〇〇三年)、参照。(9) 徳川茂徳については藤田正「慶応元年前後における徳川玄同の政治
- 奉行阿部正外・井上清直・寺社奉行松前崇広といった人物である。を展開しており、このあたりに手がかりがあるのかもしれない。町頁)が、将軍はあくまで五月一〇日攘夷期限令に反対し、聞き入れられば辞職し、江戸に戻り謹慎すべし、とこれとかなり似た議論られねば辞職し、江戸に戻り謹慎すべし、とこれとかなり似た議論られるば辞職し、江戸に戻り謹慎すべし、とこれとかなり似た議論を展別しており、このあたりに手がかりがあるのかもしれない。町を展開しており、江戸に戻り謹慎すべし、とこれとかなり似た議論を開入していたのは何者か。これについてはわからないが、五月六日、
- 〈史〉一、二九三、四頁)。 来たため名古屋で行を止め、上京計画は終幕を迎える(『七年史』のお茂徳は、上京中止を求める在京の前藩主で実兄の慶勝の使いが
- は、先日之回文は又々被驚喝候のか、朝を驚縮の為大惣に申出候かの由、一橋申居候由に付、其位にて〔イギリスが〕承知之義に候へ由に候。大樹帰府迄とか来七日迄とか、又候返答延引之掛合仕候と(3)「昨夕土州藩士(吉村寅太郎)承候処、〔生麦事件交渉は〕先無別状

記』〈史〉四、五六〇頁)と見候。」(文久三年四月五日付正親町三条宛中山返書、『中山忠能日と見候。」(文久三年四月五日付正親町三条宛中山返書、『中山忠能日

- 参照。(9)石清水行幸の経過については『慶喜公伝』2、一八五~一九三頁、
- 95 いる。 四月二六日付の在江戸老中宛の書簡で慶喜は、以下のように述べて うことだろうか。 は、六日から一一日の間ということになる。四月二日の参内のさい、 板倉がとぼけていたわけではないとすると、二三日に決定されたの というものであった(四月五日周布覚書、『周布伝』下、四七一頁)。 ければ外夷へ申し渡しは困難であり、帰府すれば速やかに申し渡す その期限を聞いているが、それへの板倉の返答は、家茂が帰府しな る。四月五日、久坂は板倉老中を訪問し、いつ攘夷を実行するのか 日という期限は、一一日の石清水行幸以前に決まっていたことにな と(『慶喜公伝』史料篇〈史〉一、五一一頁)。これよりすれば二三 あり、それが済んだあと願うつもりが、期限が切迫してしまった、 三一四頁)。あるいは、その返答を六日から一一日の間に行ったとい 家茂は天皇より攘夷期限について問われている(『水戸藩史料』下、 は実行できないゆえ、帰府願いを出そうと思っていたが、行幸等が 攘夷期限は四月二二日と御治定であったが、家茂帰府なくて
- のとき慶喜は特にゆっくり帰ったわけではなく、うがちすぎの解釈の東下も同じだけかかっており(三月二五日発、四月一一日着)、この東下も同じだけかかっており(三月二五日発、四月一一日着)、こで十七日間)より、慶喜は自分が着く前に江戸側が償金を支払うこ(9)なお慶喜の東下の行程が悠長であること(四月二二日発五月八日着

と言えよう。

- (97) なお熱田で慶喜と会った堀は五月四日までには大坂に着いていた(野) なお熱田で慶喜と会った堀は五月四日までには大坂に着いていた外国奉行池田修理が京都を発ちるなら在京幕府は四月末遅くとも五月一日に在府幕府の支払決定をるなら在京幕府は四月末遅くとも五月一日に在府幕府の支払決定を知ったと思われる。
- (8) 神奈川奉行の浅野らも以下のように慶喜書簡が支払中止の理由であ

篇一、五三三頁)。 迄差留申越候」(五月二四日付関白宛慶喜上申、『慶喜公伝』史料遣す間敷旨、図書頭(小笠原)より両人(神奈川奉行浅野・山口)「私旅中より申遣両度之差留有之に付、三日当朝に至、俄に償金

信憑性が高い。 報は、大坂に着いた堀の話を水戸藩士岩間誠之が聞いたものであり(9)「筐底録」五月四日(『維新稿本』五月三日、八九、九〇)。この情

なお『慶喜公伝』史料篇〈史〉一には四月二六日付関白宛辞表が高いのではないだろうか。 しかし、この辞表の内容と保留している(同書、五○九、一○頁)。しかし、この辞表の内容と保留している(同書、五○九、一○頁)が、これについて後年の慶喜はそれを書いたことを否定し、同伝編者も真物かいなかについて判断をが高いのではないだろうか。

- (10) 前註 (79)
- (⑪) 在府幕府は当然、支払いを在京幕府に報告するが、それは五月二〇

章となっていた。在府幕府の姿勢を示すものといえよう。で、詳しくは後便で申し上げる、と弁護し、その納得を求める文が当惑と述べていたが、償金支払いについては、小笠原が支払いがので、詳しくは後便で申し上げる、と弁護し、その納得を求めると原棄交渉については、小笠原が横浜に交渉にいっても公使は面会せ、二四日に公卿の間で回覧された老中報告(同書、六三九頁・日までに京都に到着した(『孝明紀』四、六三八頁)。この老中報告

- 『防長回天史』三下、七六・一○四頁) (⑫) 四月一日付京都藩邸宛国許伝言(長嶺内蔵太持参、四月一○日着、
- 有力者といえるものではなかった。
  辺伊兵衛・兼重譲蔵・長屋又兵衛・後藤勘兵衛であり、兼重以外はが設置されていたが、その構成員は田上于平太・中島市郎兵衛・渡(23) 敬親帰国後の三月八日には今後の改革を進めるため国政復古局用掛
- (A) もっとも長州国許は突出した行動であっても、矛盾したものとは思いらの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つってはいなかった。在京幕府の四月二七日布告は、砲撃を禁止するってはいなかった。在京幕府の四月二七日布告は、砲撃を禁止するからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。つからの「最前布告」があるので構わず、砲撃を続ける、である。

府の打払令への長州の解釈に理由があるように思われる。奇妙なことである。これについて考えれば、以下の三月一八日の幕ない。それにもかかわらず長州はなぜこのようなことを言うのか、ではこの幕命とは何だろうか。打払を命じる幕命など存在してい

は速に打払候様被仰出候間、一同厚相心得御国辱不相成様可忠は速に打払候様被仰出候間、一同厚相心得御国辱不相成様可忠「攘夷之詔御奉戴に付、早々拒絶之応接に及ひ、外夷承服不致節

この打払令の本来の意味は、条約廃棄交渉を行い、外国が納得していた。 ことになる。

ことを示していよう。

現在のところ見出しえていない。 長州国許に着いていた可能性はあると思うが、これに関する史料は、付長州宛小倉返答、同書、一六二頁)。この廻達は五月一〇日以前にはこれを長州の砲撃要請を拒否する理由に挙げていた(五月二四日なお砲撃は在府幕府の四月二一日廻達にも違反しており、小倉藩

- 考慮すると後者の方が実像であったのではないだろうか。の不可能性を朝廷に訴える意見書という性格を持っており、これを紀』四、六一六~六二○頁)では、反論はしないが命を奉じないと紀』四、六一六~六二○頁)では、反論はしないが命を奉じないと(⑪)老中の対応は、五月二四日慶喜辞表(『慶喜公伝』史料篇一、五三三(⑪)老中の対応は、五月二四日慶喜辞表(『慶喜公伝』史料篇一、五三三
- 被下候、已上、様中遺候事に御座候。此段急き申上候。耕雲斎方へも可然御咄可様中遺候事に御座候。此段急き申上候。耕雲斎方へも可然御咄可に付、井上信濃守(清直)を今朝横浜表へ遺し、拒絶之応接致候「左兵衛之儀、昨夜之召候処、其後小笠原より別紙之通り申越候(22) 慶喜の慶篤宛の書簡に以下のものがある(『玉里』二、二七五頁)。

即時

一橋中納言

水戸中納言貴酬」

傍点の小笠原よりの別紙とは、償金独断支払いを報告した五月九

一〇日朝に償金支払を知ったことになる。書かれたものであることが明らかとなる。となると慶喜は遅くとも篤辞表、『孝明紀』四、六五二頁)。これよりこの書簡は一〇日朝に慶篤のもとに着いたのは、一〇日朝である(五月二五日付関白宛慶日付の井上正直宛書簡(同書、二七五、六頁)だろう。この書簡が

(19) 前註慶喜書簡傍線部。

新田書の慶喜についての回顧は事実とは思われない。 前註(18)の慶喜書簡より井上の出発前に慶喜は償金支払いを知 が表示したはずだろう。また、そのまま英艦に乗り込み各国への使節と をれとの指示という話もあまりに唐突であり現実性ながない(外交 をかとの指示という話もあまりに唐突であり現実性ながない(外交 をかとの指示という話もあまりに唐突であり現実性ながない(外交 をかとの指示という話もあまりに唐突であり現実性ながない(外交 をかとのだ、小笠原を横浜から呼び戻した記すのみであり(『孝明 はなく、ただ、小笠原を横浜から呼び戻した記すのみであり(『孝明 おいるのえ、慶喜は五月二四日の辞表でこれに言及しただろうが、それ はなく、ただ、小笠原を横浜から呼び戻した記すのみであり(『孝明 とこれとの音に をかまり、当然、一○日の出立の段階でこれを訂 である。かりにこれ以前、慶喜が井上に秘密 をある。かりにこれ以前、慶喜が井上に秘密 をある。のえに小笠原

し、支払いを指示したと述べている(『昔夢会筆記』、二八七頁)。こい論者で、帰府後、平岡円四郎と中根長十郎を小笠原のもとに派遣また、慶喜は大正になってからの回顧談で、自分は内心では支払

の回想は事実だろうか。

命令を出す必要はなくなっており、この回想も信用しがたいように そうであるなら右の井上への使命と同じで、この日にはもう支払い 府とある(八二七頁)。到着時間より考えて出発は一〇日と思われる。 中根が乗り切りで横浜着、小笠原の船におもむきそのまま同船で帰 『肥後国事史料』三には、一〇日七つ時(午後四時頃)に平岡・

- $\widehat{111}$ 管見の限りでは、六月一日以前の朝廷側史料で小笠原の率兵上京に ふれたものは見あたらない。
- $\widehat{112}$ 在府幕府の支払いについての在京幕府への報告については前註 でふれたが、これでは委曲は後便で報告するとのみあって、小笠原 上京は述べられていない。 101

120

- 113 『七年史』〈史〉一、三一七~三二六頁。また在京水戸藩士鈴木縫も ことが決定されたとしている(六月二日付武田耕雲斎等宛鈴木縫書 六月一日、小笠原について朝議が行われ、とりあえず彼を糾問する 『水戸藩史料』下、三八八頁)。
- 114 こうした志向は、すぐ後の六月に起きる、外国と薩長交戦を阻止し ようとする慶喜の動きに見ることが出来るが、これについては3節
- 115 ただし上方派兵という考え方自体について言えば、慶喜はこれの一 とを知ったからであろう。 の政治的雰囲気を知り、武力のみではとても押さえつけられないこ 兵に慎重になったのは、この年一月より京都に滞在して京都、西国 年一一月の彼の二万人率兵登坂計画に明らかであろう。彼が上方派 貫した反対者というわけではなかった。このことは1章で見た、前

- 116 梅沢の関白への報告は、客観的には中傷に近いものであった。しか ないだろうか。 そうした情報が入っていたことはすでに述べた。梅沢報告の内容の しその中で述べられている「長薩へ軍艦差向け」については慶喜に 部は実際に起こりえることであると慶喜自身は思っていたのでは
- 117 文久三年五月二一日付摂家七人言上(『孝明紀』四、 六四〇頁)
- 118 当時在京の水戸藩士原市之進の情報(五月二八日付武田耕雲斎宛原 書簡、『水戸藩史料』下、三七八、九頁)。
- 119 五月二二日学習院提出、帰府問題についての長州答申(『防長回天史』
- 三下、一四三頁)。

これが着いたのは砲撃開始後の五月一七日頃

(同書、

一五九頁)。

- 121 また穏健尊攘派の池田慶徳は七月以後、京都で必死に親征即行不可 窮すると慶喜・慶篤に述べていた(七月一二日付慶喜・慶篤宛慶徳 奸掃攘征討等之儀」の命が下るかも知れず、そのとき自分は進退を 夷命令をこのまま実行しないなら、親征はやむなく、そのとき「幕 を主張し、朝幕の融和を図ろうとしていたが、その彼も、幕府は攘 書簡、『池田公伝』二、四〇三~四〇五頁)。
- 122 六月九日に酒井忠氏が陸路、大坂にむけて出発している(『維新史料 綱要』)が、兵力を率いていたかは不明。

忠毗がもし本当に登坂していたとすればその影響は大きなものだっ 門船来る。酒井飛騨(忠毗)、其他役々乗組と云」という情報をの せている。若年寄で小笠原率兵上京にも関与していた強硬派の酒井 たろう。 また勝海舟「幕末日記」の六月一一日の条には、「江戸より、鯉魚

123 『七年史』〈史〉一、三七九、八〇頁。日付は、『慶喜公伝』2、二

四〇頁および『維新史料綱要』四による。

- (四) もっとも水戸藩の長谷川作兵衛は、この六月一三日付辞表は、幕府の議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもを記しているが、そのいっぽう攘夷問題については一三日付と同様を記しているが、そのいっぽう攘夷問題については一三日付と同様を記しているが、そのいっぽう攘夷問題については一三日付と同様を記しているが、そのいっぽう攘夷問題については一三日付と同様の議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にもの議論を展開している。幕府を批判しつつその威に押されて心にも対象を表している。
- ~一二一頁、参照。(25)実際にそのような考えが存在していたことは、『懐往事談』、一一九
- (26) なお江戸でこのような波紋をよんだ家茂建言であるが、京都においては、このようなものを出して激派に口実を与えその術中に陥ってここでは江戸の将軍の命を京都の容保が無視したのである。京都のここでは江戸の将軍の命を京都の容保が無視したのである。京都のここでは江戸の将軍の命を京都の容保が無視したのである。京都のここでは江戸のおるのを出して激派に口実を与えその術中に陥ってのつあるのである。
- も指摘している(二一頁)。(辺) この沙汰書が慶喜転換の理由であることは原口「幕末政局の一考察」
- (28) このことは原口「幕末政局の一考察」、二一頁も指摘している。
- (22)小栗の派遣については『孝明紀』四、七二一〜七二三頁・『慶喜公

**伝**』二、二四六頁、参照。

- 五日、六二六)。 二一日付容保宛小栗政寧書簡、「維新階梯雑誌」、『維新稿本』七月一(30)松平と板倉・酒井は七月一五日段階で引きこもり中であった(七月
- もり中の松平は不明だが酒井は三六歳。(31) 板倉は四十歳、水野三一歳、井上三八歳、有馬二六歳。なお引きこ

#### 文献目録

書は、目録には載せず、書名の後に〈史〉をつけて示すことにする。本稿で言及する文献は以下の通りである。なお、新旧の史蹟協会叢

〈史料〉

- されているコマ番号を書いて示すことにする。 http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/cgi-bin/ships/ishi/ishi\_login.shで公開した 上 で 、 史 料 編 纂 所 の ホ ー ム ペ ー ジ 中 の デ ー タ ー ベ ー なおこれの該当箇所の示し方は、それが収録されている日付を示 でおこれの該当箇所の示し方は、それが収録されている日付を示した。
- 一九九二年)→『池田伝』・鳥取県立博物館、一九八七〜・鳥取県立博物館編『池田慶徳公御伝記』(鳥取県立博物館、一九八七〜
- 「維新階梯雑誌」(『大日本維新史料稿本』所収)
- 『維新史料綱要』(東京大学出版会、一九六六、七年)
- 「浦靭負日記」(『周布政之助伝』所収)
- ·立教大学文学部日本史研究室編『大久保利通関係文書』(吉川弘文館)

## 九六五~一九七一年)

- · 「大滝新蔵手録(『大日本維新史料稿本』所収)
- 復刻、一九八四年)・小笠原壱岐守長行』(一九四二年、土筆社・小笠原壱岐守長行編纂会編『小笠原壱岐守長行』(一九四二年、土筆社
- ・福地桜痴『懐往事談』(一八九四年、東京大学出版会、一九七九年)
- 「筐底録」(『大日本維新史料稿本』所収)
- ・山川浩『京都守護職始末』(マツノ書店復刻、二〇〇四年)
- ・國分胤之『魚水実録』(旧高梁藩親睦會、一九一一年)
- ・福本義亮編『久坂玄瑞全集』(一九三四年、マツノ書店復刻、一九九二
- 『孝明天皇紀』(吉川弘文館、一九六七年)→『孝明紀』
- **芳即正編『小松帯刀伝』**(鹿児島県立図書館、一九八○年)
- 「三条実美履歴本伝」(『大日本維新史料稿本』 所収
- 「枢密備忘」(『大日本維新史料稿本』所収)
- ・周布公平監修『周布政之助伝』上下(東京大学出版会、一九七七年)

## \* 『周布伝』

- 「世子奉勅東下記」〈『史籍雑纂』〈史〉一所収〉
- 大久保利謙校訂『昔夢会筆記』(平凡社、一九六六年)
- 『続徳川実紀』(新訂増補版、吉川弘文館、一九九九年)
- 県、一九七四年)→『忠義史料』二・鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料』忠義公史料』二(鹿児島
- 一・二(鹿児島県、一九九一/一九九二年)→『玉里』一・二鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料
- 「勅使関東下向一件」(『大日本維新史料稿本』所収)
- 「手島八助(土佐藩士)日記」(『大日本維新史料稿本』所収)

- 喜公伝』 ・渋沢栄一『徳川慶喜公伝』(一九一八年、平凡社、一九六七年)→『慶
- ・田邊太一『幕末外交談』2(一八九八年、平凡社、一九六六年)
- 勝海舟「幕末日記」(江藤淳編『勝海舟全集』1、講談社、一九七六年)
- 年)→『肥後国事史料』(一九三一、二年、国書刊行会復刻、一九七三『改訂肥後藩国事史料』(一九三一、二年、国書刊行会復刻、一九七三
- 回天史』・末松謙澄『修訂防長回天史』(マツノ書店復刻、一九九一年)→『防長・末松謙澄『修訂防長回天史』(マツノ書店復刻、一九九一年)→『防長
- ・宇高浩『真木和泉守』、菊竹金文堂、一九三四年
- 「真木和泉日記」(同右書所収)
- ・「松平家譜」(『大日本維新史料稿本』所収
- ・伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡集』(思文閣出版、一九九一年)
- 『水戸藩史料』(吉川弘文館、一九一五年)
- 「隈山春秋」(『史籍雑纂』〈史〉二所収)

## 〈研究文献〉

- ・石井孝『増訂明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、一九七三年)
- ・家近良樹『幕末政治と倒幕運動』(吉川弘文館、一九九五年)
- 梅溪昇『高杉晋作』(吉川弘文館、二〇〇二年)
- 大久保利謙『岩倉具視』(中央公論社、一九七三年)
- ・佐々木克『幕末政治と薩摩』(吉川弘文館、二〇〇四年)
- 五七号、二〇〇一年)・仙波ひとみ「幕末における議奏の政治的浮上について」(『文化史学』
- ・高橋秀直「『公議政体派』と薩摩倒幕派」(『京都大学文学部研究紀要』

四一号、二〇〇二年)

- 高橋秀直「王政復古政府論」(『史林』八六巻一号、二〇〇三年)
- 二・四三号、二〇〇三・二〇〇四年)高橋秀直「文久二年の政治過程」上下(『京都大学文学部研究紀要』四
- ・高橋秀直監修『幕末維新展 長州志士の軌跡』(京都大学付属図書館、

二〇〇四年)

- ー七一号、一九六二年)・田中彰「幕府の尊攘派打倒クーデター計画説について」、『日本歴史』
- 五〇七号、二〇〇四年)・奈良勝司「奉勅攘夷体制下における徳川将軍家の動向」(『日本史研究』
- ・萩原延寿『遠い崖』一・二、朝日新聞社、一九九八年
- 原口清「文久三年八月一八日政変に関する一考察」(明治維新史学会編

# 『幕藩権力と明治維新』、吉川弘文館、一九九二年)

- 二年) ・原口清「文久二、三年の朝廷改革」(『名城商学』四一巻別冊、一九九
- ・原口清「参預考」(『名城商学』四五巻一号、一九九五年、)
- ・原口清「幕末政局の一考察」(『明治維新史研究』 一号、二〇〇四年)
- 六五八号、二〇〇三年)・藤田正「慶応元年前後における徳川玄同の政治的位置」(『日本歴史』
- ・三谷博『明治維新とナショナリズム』(山川出版社、一九九七年)
- 房、一九八一年)宮地正人「幕末過渡期国家論」(宮地『天皇制の政治史的研究』、塙書宮地正人「幕末過渡期国家論」(宮地『天皇制の政治史的研究』、塙書